

**第4期**

**「竹島問題に関する調査研究」**

**中間報告書**

**平成31年3月**

**第4期島根県竹島問題研究会**

## 目 次

第4期竹島問題研究会『中間報告書』の刊行に関して（下條正男）	1
1. 研究会の開催状況	7
2. 研究レポート	
(1) 隠岐島前竹島問題調査報告（山崎佳子、杉原隆（協力））	9
(2) 領域紛争における地図の取扱い－証明力についての一考察（中野徹也）	71
(3) 隠岐の島町調査記録報告 第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告以降の聞き取り調査記録（隠岐の島町役場竹島対策室 吉田篤夫）	85
3. 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題100問100答批判2」 —竹島問題研究会第3期最終報告書附録—に対する反論	
その1（藤井賢二）	89
その2（下條正男）	109
第4期島根県竹島問題研究会設置要綱	133

# 第4期竹島問題研究会『中間報告書』の刊行について

下條 正男

## 1. 竹島問題に対する日韓両国の対応

島根県竹島問題研究会が発足したのは平成17年（2005年）6月、澄田信義知事の時代であった。その後、溝口善兵衛知事に引き継がれ、今年で14年、四期目に入っている。

その間には大きな変化があった。2005年3月の島根県議会による「竹島の日を定める条例」（以後、「竹島の日」条例）の制定に批判的だった日本政府が、方針転換をしたからだ。2012年8月、韓国の李明博大統領が現職大統領として初めて竹島に上陸したことを機に、日本政府が竹島問題に本腰を入れたからである。

2013年2月、日本政府は内閣官房内に「領土主権対策企画調整室」を設置すると、2018年1月には日比谷公園の一隅に「領土・主権展示館」を開設した。

だがそれは遅きに失した感がある。韓国の盧武経大統領はすでに2005年3月7日、独島問題を長期的・総合的・体系的に取り扱う専担機構の設置を指示し、4月20日には「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」を発足させていたからだ。島根県議会が「竹島の日」条例を成立させたのは3月16日。国家主権に関わる竹島問題は、政府の専権事項のはずである。初期対応でも、日韓には明らかな違いがあった。

その後、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」は、翌年9月に改組して「東北アジア歴史財団」となり、政策提言をする国策研究機関となった。「東北アジア歴史財団」では「竹島問題」に止まらず「慰安婦問題」、「日本海呼称問題」、「靖国参拝問題」、「歴史教科書問題」、「高句麗史問題」等にも関与することになった。以後、「東北アジア歴史財団」は、「慰安婦問題」、「日本海呼称問題」、「靖国参拝問題」、「歴史教科書問題」等で主導的な役割を果たすことになるのである。

韓国には竹島問題に特化した大学の研究機関があり、「東北アジア歴史財団」はそれらとも連携し、学術交流やシンポジウムの共催等では協力関係にあった。

その韓国の大学の研究機関として著名なのは、嶺南大学校の独島研究所と大邱大学校の独島領土学研究所である。そこでは機関誌を定期的に発行し、竹島問題に関連した叢書を刊行するなど、精力的に活動している。民間団体には、青少年を対象とした「サイバー独島士官学校」を運営するVANKがある。「サイバー独島士官学校」所属の青少年達は、海外の公的機関等で独島を竹島と表記し、東海を日本海としていれば、それを誤謬として抗議のメールを送り付けるのである。この「サイバー独島士官学校」は、かつて島根県と姉妹提携をしていた慶尚北道とも連携して、活動を続けている。

その慶尚北道に「独島史料研究会」が発足したのは、島根県竹島問題研究会に遅れること五年の2010年である。研究会設立の目的は、日本の「挑発に効率的に対応する」ことにある。竹島問題に対する取り組みにも、日韓には大きな違いがあった。

## 2. 韓国国内の新たな潮流

近年、その韓国側には、新たな潮流が生まれている。昨年（2018年）11月、「独島は韓国領」とした葉書が41通、韓國の中学生達から島根県内の中学校宛に送られてきた。2011年頃から本格化した韓国側の独島教育が、その威力を發揮し始めた結果である。韓國の教育科学技術部（現、教育部）は2011年2月、「小・中・高等学校独島教育の内容体系」をまとめ、小中高生を対象とする独島教育の基本方針を策定した。

「東北アジア歴史財団」ではこの教育科学技術部の趣旨に沿って、2011年12月、小・中・高生を対象とした独島教育の副教材を開発している。現在、韓國で実施されている独島教育の副教材『独島を正しく知る』の初版本である。「東北アジア歴史財団」が開発した2011年版の『永遠の我が領土独島』（付録教授・学習補完指導資料）では、「『永遠の我が領土独島』教育の目的」として、次のように記されている。

「独島に対する日本の挑発を抑え、独島が我が国の領土ある認識を日本は勿論のこと、国際社会に拡散させるためにはまず我々が独島に対して正しく知らなければならない。事実を正しく知れば論理的に主張ができる、相手方を説得することができるからだ。（中略）日本の挑発に効果的に処置するには、我々も日本以上に緻密で持続的な方法で対応しなければならない」

昨年11月、島根県の中学校に葉書を送った中学生達もこの『独島を正しく知る』で学んでいた。さらに「東北アジア歴史財団」は、2018年3月、新たに体験的に独島学習をするための『独島体験活動誌』を開発した。その『独島体験活動誌』では、サイバー独島士官学校の活動をモデルとするなど、対外広報にも重点が置かれている。各地の教育庁では韓國政府の方針に従い、こぞって管内の中・高生を独島探訪に参加させている。

その流れは2012年、独島の体験学習のために開設された「独島体験館」にも及んでいる。2018年末現在、「独島体験館」は全国13箇所に開館している。各地の地方自治体では、「独島体験館」の誘致を競っているからだ。

竹島問題に関連して、韓国側が活発に動いたのは2008年、日本の文部科学省が「中学学習指導要領解説社会編」に竹島を記載することがきっかけであった。その記述は僅か数行であったが、韓国側が過剰に反応したのである。これは不用意に日本側が動くと、韓国側ではその何倍にもして、対抗措置をとるからである。

この状況が続けば、日韓双方は将来に禍根を残す。それは各々の思考回路で発想し、各々の行動様式で動くからだ。これでは精力を消耗戦に費やすだけで、成算はない。竹島を係争の地として争う日本と韓国は、現状の関係を維持すべきではない。日韓双方の課題は、互いに対話が苦手で、その対話の努力を怠っていることがあるが、今はそれを互いに克復すべき時に来ている。

## 3. 慶尚北道独島史料研究会との論争

ここにその先駆的な事例が一つある。慶尚北道が2010年に「独島史料研究会」を設置したことから、島根県竹島問題研究会との論争が始まっているからだ。2014年3月、島根県竹島問題研究会が『竹島問題100問100答』を刊行すると、2015年6月、慶尚北道の独島史料研究会が『竹島問題100問100答批判1』をまとめ、反論したのである。

これが島根県竹島問題研究会と独島史料研究会との論争の始まりであった。それは互いの報告

書について反論するものだが、現状の日韓関係を考えると奇跡的な学術的交流と言っても過言ではない。加えて独島史料研究会の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』は、画期的な業績であった。独島史料研究会では、島根県竹島問題研究会の『竹島問題 100 問 100 答』を全訳し、その後ろに独島史料研究会の反論を載せる方式をとったからだ。これによって、韓国の人々が日韓の見解を比較できるようになったのである。

これまで日本側の竹島研究が韓国国内で翻訳刊行される場合は、竹島を韓国領とする著書に限られていた。韓国国内では、暗黙裡に情報統制がなされていたからである。独島史料研究会が『竹島問題 100 問 100 答批判 1』を公開したことは、先駆的な意味があった。

だが残念なことに、現在、その『竹島問題 100 問 100 答批判 1』は、慶尚北道庁のホームページから削除されている。その反論には、比較されると不都合な事実でもあったのだろうか。独島史料研究会の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』が公開されたことを受け、島根県竹島問題研究会では平成 27 年（2015 年）8 月、『竹島問題 100 問 100 答批判 1』に対する反論を『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』の「附録」で行なった。

すると今度は、平成 28 年（2016 年）10 月 25 日、独島史料研究会がその「附録」を批判して、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を刊行し、翌年 3 月 16 日には慶尚北道庁のホームページでも公開したのである。

そこで今回の『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、第 4 期竹島問題研究会の活動や島根県竹島対策室の事業報告とともに、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に対する反論をまとめ、その問題点を指摘することにした。

慶尚北道の独島史料研究会が『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を公にしたのは、島根県の竹島研究が、日本政府の見解の一部となっているとみているようだからである。韓国の嶺南大学校独島研究所の宋彙栄教授は、その編著『日本の学者が見る歴史学的淵源』の中で、次のように語っている。

「重要なことは、この『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっているということで、このようなことを根拠として、日本の文部科学省は、小中高の学校教育の現場で幼い学生たちに『竹島は日本固有の領土で、現在、韓国が不法占拠している』と教えているという事実だ」（6 頁）

宋彙栄教授は、島根県の『竹島問題研究会』で研究・調査され、作られ、歪曲された独島領有権の論理が、日本政府（外務省）の公式の論理となっている」と見ているのである。

であれば独島史料研究会編の『竹島問題 100 問 100 答批判 2』を、座視することはできない。これが『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』を通じて、独島史料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に反論する所以である。

ところが『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』の編集中の 2018 年 12 月末、慶尚北道庁のホームページには、新たに独島史料研究会編『慶尚北道独島史料研究会最終報告書（2010～2018）』が公開され、改めて島根県竹島問題研究会の竹島研究に対する批判がなされていた。

#### 4. 韓国側の竹島研究の特質

その中には、ウェブ竹島問題研究所の「実事求是」コーナーに載せた拙稿（「慶尚北道独島史

料研究会編『竹島問題 100 問 100 答批判 2』に対する批判）に対する柳美林氏の批判が収録されていた。

今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、その柳美林氏の下條批判に反論するつもりであったが、先を越されてしまった。

だがその柳美林氏による下條批判（「日本のウェブ竹島問題研究所の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に」）を見ても、再反論をしなければならない必然性があった。

この柳美林氏の反論には、韓国側の竹島研究の特質がよく現われているので、ここにその一部を紹介して、韓国側の歴史研究の課題を明らかにしておこうと思う。柳美林氏は、反論の末尾で次のように結論付けているからである。

「『下條は柳美林の下條批判の特徴は、証拠を提示しないまま反論するということだ』としたが、これは二人の文を精読してみれば明らかであろう。下條は同語反復している。もう消耗的な論争を止揚しなければならない時だ」

だが私は、逆に「積極的な論争」をすべきだと考えている。それは下條批判をした柳美林氏の論稿（「日本ウェブ竹島問題研究会の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に」）を検証してみれば、「下條は同語反復している」のかどうか、判断ができるからだ。

柳美林氏は、拙稿の中で、韓国側が于山島を現在の独島（竹島）とする『世宗実録』「地理志」の于山島は、独島ではないとした事実に対して、次のように反論したのである。

「下條は于山島が独島だという韓国側の主張を批判するため、『世宗実録』「地理志」の内容を歪曲し、さらにそれの史料的価値を下げようとしている。彼は、于山島が独島であることを否定するために提示した資料は、『東国輿地勝覧』、「地理志の規式」、『輿地図書』等の邑誌、朴錫昌の「鬱陵島図形」等だ。だが『世宗実録』に記述された于山島と外の文献に記述された于山島を示す内容の脈絡が違う」（115 頁）

「下條は『世宗実録地理志（蔚珍県条）に記載された于山島が、後代の『輿地図書』と『大東地志』から削除された理由が、鬱陵島搜討使朴錫昌が「鬱陵島図形」（1711）で、于山島を鬱陵島近くの竹嶼と記載された後、竹嶼となつた』といった。

しかし于山島関連の記述は『世宗実録』以後、『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覽』、『増補文献備考』（1908）等の官撰資料に続けてあった。しかも『東国文献備考』は『輿地図書』以後、国家が出した地理誌だ」（94 頁）

だがこれでは反論になっていない。柳美林氏は、朝鮮時代の文献を列挙しているが、文献批判はせずに、文献を恣意的に解釈しているようだからである。

柳美林氏が論拠とした『世宗実録地理志』、『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覽』、『増補文献備考』には、確かに于山島が登場する。しかし『春官志』の編者である李孟休は、于山島を鬱陵島のこととしていた。『東国文献備考』「輿地考」（蔚珍県条）の分注（「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」）にも于山島の記述があるが、原典の『輿地志』では「一説于山鬱陵本一島」と記されていて、この于山島は鬱陵島のことを指している。それが『東国文献備考』「輿地考」（蔚珍県条）の分注では、「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」

とされ、于山島は「松島」とされたのである。

これは『東国文献備考』「輿地考」が編纂される過程で、原典（『輿地志』）では鬱陵島とのこととされていた于山島が、『東国文献備考』では「于山倭所謂松島也」と松島とされ、引用文が改竄されていたからである。改竄された『東国文献備考』を根拠に、于山島を独島とすることはできない。柳美林氏が挙げた文献には、証拠能力がないのである。柳美林氏は文献を読まずに、文献の中にある于山島だけを拾って、独島と独断していたのである。

さらに柳美林氏は、『萬機要覽』を論拠としたが、『萬機要覽』の于山島に関する記述は、分注が改竄された『東国文献備考』からの引用文である。従って、『萬機要覽』の于山島も論拠しては使えない。これは1908年に増補された『増補文献備考』も同様である。『増補文献備考』の底本となったのは、『東国文献備考』だからである。柳美林氏は、『萬機要覽』と『増補文献備考』は官撰であったとし、「しかも『東国文献備考』は『輿地図書』以後、國家が出した地理誌だ」と強調しているが、官撰であっても、改竄された文献は論拠とすることができないのである。

柳美林氏は『春官志』、『東国文献備考』、『萬機要覽』、『増補文献備考』等を羅列すれば、それで于山島を独島する実証ができたと錯覚しているのではないだろうか。その姿勢は、歴史研究とは無縁である。これは柳美林氏も関わっていた独島教育の副読本『独島を正しく知る』についても、同様のことが言えるのである。

## 5. 韓国側からの反論を期待

昨年11月、その『独島を正しく知る』で学んだ韓国の中学生たちが、島根県の中学校に「独島は韓国領」とする葉書を送って寄こした。だが葉書を送った韓国の中学生には、罪はない。民族感情を刺激する領土問題では、洗脳まがいの教育はふさわしくないが、韓国では大人達がそれを誘導している。

この現状を、日本側では把握しているのだろうか。日本の文部科学省では、2020年度から竹島教育をはじめるという。これに対して韓国側では、過剰に反応することであろう。すでに島根県の中学校に届けられた葉書が、それを物語っている。日本と韓国では、竹島問題に対する姿勢が違う。韓国側のような教育を受けていない日本の子ども達の下に、理論武装された郵便物が韓国から届けば、日本の教育現場は混乱する。

文部科学省は竹島教育を実施するというが、韓国側の『独島を正しく知る』に対する対策はできているのだろうか。そこで島根県では、『韓国の竹島教育の現状とその問題点』と題した小冊子を刊行して、『独島を正しく知る』に対する反論を済ませておいた。

その第一の目的は、日本の教育現場が混乱することを避けるためである。第二の目的は、『独島を正しく知る』の中で、竹島を韓国領とする根拠とした文献を検証して、竹島を韓国領とする人士からの反論を待つためである。

柳美林氏による「日本のウェブ竹島問題研究所の『百問百答』反論に対する再反論：歴史的争点を中心に」は、ウェブ竹島問題研究所の「実事求是」に掲載された拙稿に対する批判だが、この「実事求是」も韓国側との対話のために準備されたコーナーである。一方的に「独島は我が領土」と叫ぶのではなく、「事を実にして是を求む」ことの中から歴史的事実に近付くことが、日韓双方には必要だからである。

今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』では、研究レポートとして、山崎佳子氏と杉原隆氏による「隱岐島前竹島問題調査報告」。中野徹也氏の「領域紛争における地図の取り扱い」。吉田篤夫氏の「隱岐の島町調査記録報告第3期『竹島問題に関する調査研究』最終報告以降の聞き取り調査報告」を収録した。さらに「慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100問 100答批判2」— 竹島問題研究会第3期最終報告書附録一」に対する反論として、藤井賢二氏と下條正男による反論を収めた。

昨年末（2018年12月31日）、『中間報告書』の執筆中、慶尚北道のホームページに慶尚北道独島史料研究会による『最終報告書』（2010～2018）が公開された。竹島問題研究会としては、この独島史料研究会の『最終報告書』を新たな対話の契機と理解している。竹島問題は、日本だけでなく歴史的権原がないまま竹島の占拠を続ける韓国側でも、解決しなければならない問題のはずだからである。今回、『第四期竹島問題研究会編「中間報告書」』で独島史料研究会に対する反論を載せた理由も、韓国側からの反論を期待しているからである。

それは柳美林氏の言う「消耗的な論争を止揚しなければならない時」ではなく、今こそ竹島問題の解決に向けて、日韓が対話をする時だからである。

なお、第4期島根県竹島問題研究会では、シリーズとなった「知っておくべき竹島の真実」の第3冊として、関西大学の中野徹也教授による『竹島問題と国際法』を刊行しました。先に刊行された「知っておくべき竹島の真実」の第2冊『韓国の竹島教育の現状とその問題点』と同様、竹島問題を考える参考資料としていただければ、幸甚です。

# 1. 研究会の開催状況

(1) 研究会の開催状況は、次のとおりである。

- ・第1回研究会 / 平成29年 6月11日
- ・第2回研究会 / 平成29年10月29日
- ・第3回研究会 / 平成30年 3月11日
- ・第4回研究会 / 平成30年 6月10日
- ・第5回研究会 / 平成30年10月21日

(2) 各研究会の状況は、次のとおりである。

▽第1回研究会 / 平成29年 6月11日 / 13:30~16:00

- 1) 総務部長あいさつ
- 2) 委員自己紹介
- 3) 第4期島根県竹島問題研究会趣旨説明
- 4) 座長選出 … 下條正男氏（拓殖大学国際学部 教授）を選出
- 5) 副座長選出 … 佐々木茂氏（松徳学院高等学校 教諭）を選出
- 6) 研究会の運営について
- 7) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会の設置
- 8) 竹島問題に関する標語募集の審査
- 9) 最近の情勢（韓国側の対応）などについて報告
- 10) 韓国中学校歴史クラブからの手紙
- 11) 各委員の研究テーマ
- 12) 韓国的小・中・高校で、「主権」「領域」「国家」の用語がどのように教えられているか
- 13) 竹島領有権をめぐる韓国政府の主張
- 14) 平成28年度内閣官房委託調査「竹島に関する資料調査報告書」
- 15) 戦後の韓国による竹島不法占拠と水産業
- 16) 明治期竹島漁撈の先駆者達

▽第2回研究会 / 平成29年10月29日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会について
- 3) 隠岐諸島における明治期竹島漁撈と漁業史  
　　-公式編入前史- (2) 島前から島後へ
- 4) 1960年代の韓国の竹島問題に関する論文記事
- 5) 竹島での漁撈をめぐる池内敏氏の論議について
- 6) 慶尚北道「竹島問題100問100答批判2」について
- 7) 「竹島問題」に関する標語募集入賞作品の決定及び表彰について

▽第3回研究会 / 平成30年 3月11日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 「竹島問題に関する学習」の推進検討部会について
- 3) 韓国国会記録院所蔵の竹島問題関係資料について
- 4) 「松島開拓之議」を出した「陸奥ノ士族」武藤平学について  
～瀬脇寿人『鳥刺細窓ス社届（ウラジオストック）見聞雑誌』の紹介～
- 5) 熊本県天草市および三重県志摩市における調査について
- 6) 第4期竹島問題研究会の中間報告・最終報告の作成について

▽第4回研究会 / 平成30年 6月10日 / 13:10~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 東北アジア歴史財団編『独島 領土主権と海洋領土』の問題点について
- 3) 平成30年3月告示の高校学習指導要領における「領土等国土に関する指導の充実」の扱いについて
- 4) 国際共同研究支援事業（領土・主権・歴史調査研究支援事業）について
- 5) 韓国人『独島』研究者の〈習学期〉について
- 6) いわゆる松島渡海免許について
- 7) イ・ウジン「「竹島問題研究会」の独島教育に対する批判的検討－学習指導案を中心にして」（『日本思想』17号 2017年6月）について
- 8) 天草を主とする九州地方の調査について
- 9) 中間報告書の作成について
- 10) ブックレットの作成について

▽第5回研究会 / 平成30年10月21日 / 13:30~16:00

- 1) 座長あいさつ
- 2) 独島体験館と国立中央博物館の企画展について
- 3) 「竹島問題に関する学習」推進検討部会について
- 4) 大正元年の安来博覧会付属水族館で展示された竹島のアシカについて
- 5) 北海道新聞連載記事「海と国境」について
- 6) 隠岐自然館所蔵の日英博覧会出品のアシカ皮製品について
- 7) 下村輪八郎の「松島日記」とその後、島根県竹島問題研究会の隠岐調査の歴史
- 8) 中間報告書の作成について

## 2. 研究レポート

### (1) 隠岐島前竹島問題調査報告

山崎 佳子  
杉原 隆（協力）

#### 目次

はじめに 一公式編入前史一

#### I. 調査の概要

1. 調査の目的
2. 調査の対象
3. 調査の方法
4. 調査の時期

#### II. 竹島に渡航した島前の人々（山崎）

1. 西ノ島
2. 中ノ島（海士町）

#### III. 鬱陵島へ渡航した島前の人々（杉原）

1. 西ノ島と竹島、鬱陵島
2. 中ノ島（海士）と竹島、鬱陵島
3. 隠岐・竹島・鬱陵島での潜水器漁業

#### IV. 島前から島後へ（山崎）

#### V. 結果と考察（山崎）

おわりに

#### 資料

1. 戦後の出版物中の島前からの竹島出漁者
2. 島根県所蔵資料から確認できる明治36-38年の島前からの竹島出漁者
3. 外務省外交史料館所蔵資料から確認できる明治期の島前からの鬱陵島渡航者名
4. 主な竹島関連地域
5. 現地調査記録
6. 島前関係者所蔵の写真

#### 附録

「隠岐現地調査」の年表（抜粋）

## はじめに 一公式編入前史一

本論の目的は、公式編入以前に行われていた隠岐の人々による竹島漁獵の実態を、隠岐における竹島問題研究のこれまで主流であった島後の調査<sup>1</sup>に加え、島前に重きを置いた調査の報告を行うことで新たな視座から光を当てるとともに、明治38(1905)年の公式編入に至る過程 -前史-として考察することである。

まずは、幕末から明治初期の竹島に関わる諸問題を、論争となっている出来事を中心に概観したい。天保7(1836)年の所謂天保竹島一件の後、幕府は鬱陵島(江戸時代の日本側名称は竹島)への渡航を全国的に禁止する。その決定に関わる文書において幕府による竹島(当時の名称は松島)に関するの言及はないことなどから、幕命により竹島への渡海が禁じられたとは考えにくいが、経済的価値のより高かった鬱陵島渡海禁止の影響は大きく、当時の渡海技術や漁業技術では経済的に成り立たなかつたのであろう、「松島円干鮑」として産物が幕閣に献上されていた<sup>2</sup> 現竹島への渡航・出漁が表面上はほぼ途絶えたと思われる。しかし、隠岐を含む山陰地方では、商人や漁民による鬱陵島渡海の形跡が少なからず残っていることを目にすることがある。例えば、鳥取県赤崎での現地調査では、郷土史家の所蔵する過去帳の複写物に江戸末期に「竹島」(鬱陵島)で亡くなった方があることが記載されており、あるいは隠岐島後の八尾村在住の森忠五郎は、日本地誌提要の編纂時に漂着の体験を証言している<sup>3</sup>。

一方武士達の間でも竹島(鬱陵島)への関心が高まっており、例えば松浦武四郎は『竹島雑誌』<sup>4</sup>を編纂して、アヘン戦争など海防の必要性などから竹島(鬱陵島)開拓論を唱え、吉田松陰やその門下生(桂小五郎、村田蔵六<sup>5</sup>)に影響を与えた可能性が高い<sup>6</sup>。さらには坂本龍馬が竹島開拓を計画していたともされた<sup>7</sup>。一方の朝鮮政府は鬱陵島について依然150年以上空島政策を続けた上検察使の派遣も3年に一度という状態であり、この島に漂着した日本人が無所属の無人島であると判断したのも無理はない。ロシアや西欧列強のアジア侵略に危機感を抱いていた日本の志士の間では、日本侵略の橋頭堡ともなりかねない竹島(鬱陵島)のこうした無管理状態での放置を看過できず、幕末に開拓の動きが相次いでいたと考えられる<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 杉原隆「江戸期から昭和期にかけて竹島問題に関わった隠岐の人々の軌跡」『第二期竹島問題研究会最終報告書』(平成24年3月) 181-198頁

<sup>2</sup> 鳥取藩政資料「元禄八年 御在江戸日記 亥七月朔日より十二月二十九日迄」『御用人日記』(鳥取県立博物館所蔵、内閣官房領土・主権対策企画調整室 竹島資料ポータルサイトにて閲覧可能。<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/detail/t1695092100103.html> 平成30年12月20日最終アクセス)

<sup>3</sup> 杉原隆「リアンクール号と同じ年竹島、松島を見た隠岐の商人」(Web竹島問題研究所、2017)、『地誌提要再調』(松江市立松江歴史館所蔵)

<sup>4</sup> 安政元(1854)年に『他計甚麼雑誌』、元治2(1864)年『多氣甚麼雑誌』、明治3(1870)年『竹島雑誌』

<sup>5</sup> 「長藩竹島開墾出願書案」『木戸家文書』84-4(東大史料編纂所所蔵、写本)

<sup>6</sup> 杉原隆「島根県令境二郎(斎藤栄蔵)について」(Web竹島問題研究所、2010)

<sup>7</sup> 小美濃清明『坂本龍馬と竹島開拓』(新人物往来社、2009)

<sup>8</sup> 「嘉永二年六月廿日付久留米藩廣瀬時二郎宛同藩若林岡右衛門書翰写し」『大久保要関係文書』77(東大史料編纂所所蔵、嘉永二(1849)年)、土浦藩出身の尊攘派志士、大久保要旧蔵の書簡。久留米藩鉄砲鍛冶、三木幸右衛門の情報として、英國艦船が朝鮮竹島に上陸屯田したことなどの記述がある。また、同年7月21日付の大久保要久留米藩参政村上守太郎書簡にも、竹島・対馬に異国船多く出没不穏の形成

維新後の竹島（江戸時代の「松島」）については、渡海が途絶えたせいか江戸時代の記憶が曖昧になり、さらに、シーボルトの『日本図』（1840）が、クルーゼンシュテルンの『日本図』（1826）<sup>9</sup>を参考にして、竹島と松島をそれぞれアルゴノート島、ダジュレー島に比定して出版した影響からか、明治政府含め、国内知識人の間では朝鮮半島寄りの架空の島を「竹島」、鬱陵島を「松島」と呼称するようになり、「日本海に浮かぶ2島」という概念を残したまま、国内では一時、現在の竹島が多く地図上から脱落する<sup>10</sup>。その後、ロシアの海図を翻訳した「朝鮮東海岸図」（海軍水路寮、1876）に続き、英國海図を基に作成された海図第95号「日本海岸全図」（海軍水路局、1878）が刊行されることで、再び国内制作の海図等に表れるが、すでに江戸時代の「松島」ではなく、それぞれロシア語の「オリウツ礁 メズライ礁」と、英語の「リアンコールド岩」と名称が変化していた。

こうして、江戸時代の竹島の名称であった「松島」が鬱陵島のそれへとすり替わってしまったが、当時の日本人の意識には、江戸時代の日朝の領土交渉において「松島」、つまり現竹島は放棄しておらず日本領であるとの考えがあったとみられ、明治9(1876)年10月、内務省内で地理局からの「竹島」の地籍編製に関する問い合わせに対し、島根県が「竹島外一島」の地籍編纂の伺いを立てた。それに対し、省内で調査した結果、太政官に伺いを立てた上で島根県による件名を引く形で、「竹島外一島本邦関係これ無し」とし、島根県の提出した添付書類にあった「松島」について言及することなく、「竹島外一島」は日本領ではないことを、島根県に対してのみ返答している。すなわちこれが、明治政府が竹島を放棄した法令と韓国政府が主張する、いわゆる太政官指令であるが、公文録に綴られた関係書類のうち、島根県の提出した書類や図面には現在の竹島=江戸時代の「松島」についての記述はあるものの、内務省が作成した書類には「松島」という名称は全くみられないという事実は、重要である<sup>11</sup>。一方外務省においては、「松島」開発の願書が数多く提出されており、記録局長の渡邊洪基は混乱した状況を的確に把握したうえで、現竹島（旧松島）は西洋地図のホーネットロックであれば日本領であると断定し、この問題を調査した外務省の北澤もその報告書の中で、松島は

---

ある旨の風聞に関する内容が記述されている。

<sup>9</sup> “Karta ostrovov Iaponskikh (日本図)” (サンクトペテルブルク、1826)、フランス語版は1827年パリで出版。

<sup>10</sup> 勝海舟「大日本国沿海略図」(慶応3(1867)年)は、英國製海図を基に作成されたもので、例外的に三島（竹嶋、松島、リエンコヲルトロック）が記載されており、「松島」が鬱陵島に変化した過程を正確に表している。なお、勝と竹島図については、杉原隆「勝海舟模写の「竹島図」について」(Web竹島問題研究所、2017)に詳しい。

<sup>11</sup> 国立公文書館所蔵の『磯竹島覚書』に関し池内（2016）は、内務省の編纂によると断定した上、（最終）「決定に至る過程で内務省地理寮（地理局）が松島（竹島）について調査を行ったことを明瞭に示す」とするが、『明治六年十二月改採集図書目 地誌課』（東京大学史料編纂所所蔵）の隠岐の項に記載があり、さらに『明治九自一月至十二月 内務省往復』（東京大学史料編纂所所蔵）という修史局地誌係の資料に、明治9年11月の往復文書で、局内での借用書として『竹島雑誌』『竹島図説』とともに列記されていることから、内務省作成ではなく明治6年に収集した図書で、島根県の問い合わせの後に地誌課から写本を借用して参照されたものであり、調査の過程で作成されたものではない。むしろ、参照したにもかかわらず「松島」という名称の使用を回避し松島の比定・判断を回避した点に注目すべきである。つまり正式な判断（外一島は松島=鬱陵島）は明治16(1883)年に下されたと考えるのが自然であろう。（池内敏『竹島－もう一つの日韓関係史』(2016) 113-114頁。これらの資料は竹島資料室の提供による。なお、『磯竹島覚書』が内務省作成でなく写本である可能性についてはすでに塚本（2016、脚注15）が指摘している。）

鬱陵島であると結論付けている<sup>12</sup>。

こうした混乱は、明治14(1881)年末に一旦終息を見る。すなわち、同年11月12日、「松島」開墾願を受けた島根県が、内務省に明治10(1877)年4月の太政官指令の変更の有無を問い合わせており、既に島根県の認識は松島=鬱陵島で太政官指令の対象は松島となっていることが分かる。それを受けた内務省が「外一島は松島なり」と注記して外務省に伺いを立てた。明治14(1881)年12月1日外務省は、問合せの「朝鮮国蔚陵島即竹島松島」つまり竹島と松島は鬱陵島の事で伐木や漁業をしないように返答し、島根県は明治15(1882)年1月31日付で『県治要領』に「松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之義」と内務省から指令があつた事を記している<sup>13</sup>。ここにおいて、外務省のみならず内務省と島根県も、明治10(1877)年の太政官指令の「竹島外一島」とは朝鮮の鬱陵島であり、日本では竹島とも松島とも呼称する、という共通認識を有していたと確認できる。

この外務省の返答に「先般該島江我人民ノ渡航漁採伐木スル者有之趣ニテ朝鮮政府より外務卿江照会有之候付査究候処」という文章があるように、同省は内務省からの照会とは別に、朝鮮政府から日本人の鬱陵島における伐木について抗議を受けており、判断を迫られていたことが分かる。外務卿井上馨の上申<sup>14</sup>を受けた太政官は内務省に命じ、明治16(1883)年3月31日付で日本人の鬱陵島（「日本称松島一名竹島朝鮮称蔚陵島」）渡海を禁じる内達を各地方長官に布達し、人民に広く知らしめることとした（太政官内達「太地第一五一号」）。こうして明治16(1883)年に至って明治政府が鬱陵島=竹島=松島、という明確な判断を下した上で、太政官内達という正式な法令を発布したことになる。

このように、明治10(1877)年に内務省内で出された島根県に対する太政官の指令に関し、「太政官が「外一島」を現在の竹島として領土外とした」と解釈する韓国政府の主張が誤りであることは明確で、明治10(1877)年の太政官指令は政府、内務省内の地籍編纂事業の際の業務指示に過ぎず、そもそも法令とは言い難い。一方、外交問題を機に全国民に対して発令された明治16(1883)年の太政官内達は先の太政官指令中の「竹島外一島」を「日本称松島[一名竹島]朝鮮称蔚陵島」と明確に定義しており、仮に太政官指令中の「外一島」が現竹島であったとしても、「後法」である太政官内達によって破られた=覆されたといえるであろう<sup>15</sup>。つまり、一連の出来事の結果、明治政府は「外一島」とは鬱陵島である、と最終的に結論付けたといえよう。

その後、19世紀末に再び日本人の鬱陵島渡航が盛んになり、これを問題視した朝鮮政府は、対策として1883年に至りようやくそれまでの空島政策を転換して農民の移住を進める。しかし当時農本主義の李氏朝鮮時代の朝鮮半島の開拓農民であった移住者にとって、生活物資の輸入もままならない絶海の孤島であった鬱陵島では、現地の住民と日本本土を頻繁に往復していた日本人の季節的労働者とが共存関係を築くが、明治16(1883)年の太政官内達を受けて外務省は鬱陵島から邦人を退去させる措置をとる。その後大韓帝国政府は統治の強化を

---

<sup>12</sup> 北島正誠『竹島考証』（外務省、明治14年）

<sup>13</sup> 杉原隆「竹島外一島之儀本邦関係無之について 再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-」（Web竹島問題研究所、2009）

<sup>14</sup> 『公文録 外務省 明治十六年 三月四月』（国立公文書館所蔵、明治16年）

<sup>15</sup> 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について - 政府広報資料『韓国の美しい島、独島』の逐条的検討」『東海法学』第52号、（東海大学法学部、2016）(71) 84—(62) 97頁

目的に1900年大韓帝国勅令第41号を発布して鬱陵島を郡に昇格させてその区域を「鬱陵全島と竹島石島」とした。この「石島」を韓国政府は現在の竹島と比定するものの、推測の域を超えておらず、明確な論拠はこれまでに提示されていない。その後、他国に占領された形跡がないと判断した明治政府は明治38(1905)年、竹島を島根県へ公式編入するのである。

以上のように竹島をめぐる公式編入前の状況を概観してきたが、ここで漁業関係に注目すれば、明治維新後沿岸のみの漁労から脱し、沖合から日本海を含む遠洋に出漁を始めた日本漁民は、明治16(1883)年の「日本朝鮮貿易規則」により朝鮮近海への出稼ぎが公式に認められるようになり、主に西日本沿岸から通漁するものが多く現れた。江戸時代から清国向けに輸出されたものに干鮑、煎海鼠、鰯鰆の俵物三品と鰯があるが、さらにイワシ、サバなどの日本向けの回遊魚も次第に対象魚とされ外貨獲得の手段となっていました。

前述の通り、幕末から開拓願いが度々提出された鬱陵島には、伐木・漁業を目的に渡航する者も少なからぬいた。戦後の調査であるが、竹島には天草二江の中浦伊平次の次男小十が、鬱陵島での事業終わりに三度竹島でアワビとアシカの漁を行い<sup>16</sup>、また、明治20(1887)年代に鬱陵島と竹島に渡航したという志摩の浜口清兵衛は、その弟奥野四兵衛（浜口亀助）が当時隠岐に居住していたことから、鬱陵島の情報を隠岐で得て出漁したと推測される<sup>17</sup>。前述の明治16(1883)年3月31日付で発布された太政官内達が各知事を通して全国民に通達され、同年10月、内務省は同島の日本人を連れ戻す。その中に隠岐島の人の名前は確認できない<sup>18</sup>が、「明治20年代に入ると隠岐島民がしばしば船団を組んで大規模に出漁した<sup>19</sup>」。

また明治30(1897)年代に入ると、日本人の水産関係者による竹島の記述が次第に増加していく<sup>20</sup>。それを一部引用する形で、韓国の帝国新聞は「鬱陵島 東南三十里 海中に（海中の）ヤンコという 島を 日本で 得た」<sup>21</sup>としており、当時の韓国の知識人も竹島を韓国領と認識していたとは考えづらい。その頃隠岐では（島後ではなく）、鬱陵島を含む遠洋漁業<sup>22</sup>への出漁者数がより多い島前の漁民が主となって竹島での漁獵を行っていたが、当時日韓の外交問題になっていた鬱陵島での活動とは異なり、竹島に関しては朝鮮人を雇用する日本の水産業者がいたにも関わらず、（おそらくはその存在さえ認識していなかった）韓国からの抗議を受けることなく平和裏に経済活動を行っていた。しかし、次第に参入者が増えて過当競争となったことを契機に、島後に寄留していた中井養三郎による資源保護等を理由にした領土編入・貸下願提出へつながり、結果明治38(1905)年に中井をはじめとする島後の水産業者・漁民が竹島での漁業権を共同で獲得する。

<sup>16</sup> 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966）200頁

<sup>17</sup> 福田清一『志摩と朝鮮を小舟で往復した志摩の海女—北は礼文・利尻、南は八重山まで往った志摩の海女たち』（私家版、2006）69-71頁

<sup>18</sup> 杉原隆「明治16年鬱陵島から退去させられた島根県人について」『Web竹島問題研究所』（2012）

<sup>19</sup> 田中豊治『隠岐島の歴史地理学的研究』（古今書院、1979）306頁

<sup>20</sup> 例として黒龍会「日本海中未發見の一嶋」『会報』第1集「雑報」（1901）107-108頁、明治30年4月28日付松江日報記事「鮑の養殖と探検」等。松江日報記事は、杉原の論考にて後述する。

<sup>21</sup> 帝国新聞1901年4月1日付記事。脚注20の黒龍会『会報』第1集とともに、松澤幹治氏のご教示による。翻訳も同氏による。

<sup>22</sup> 隠岐の漁船が動力化されたのは大正初期とやや遅れており、明治後期の本土における沿岸漁業の概念と必ずしも一致しない。（明治後期の漁業の展開については、小岩信竹「近代漁業の成立と展開」『帝国日本の漁業と漁業政策』（北斗書房、2016年10月）31-32頁を参考にした。）

今日に至るまで領土の編入事実の明確で疑いの余地のない典拠を示すことができない韓国政府に対し、竹島公式編入に至るこれらの一次資料に基づく歴史的事実 -fact- は、日本独特のものであり、領土権の平和的確立に欠かせない重要なものである。また事実の立証に向け現地に残る資料や証言 -evidence- を現地で丁寧に拾い集めることは、竹島問題を隠岐・島根の地域の歴史として再認識し、先人達の足跡を記録として残していくことにもつながると思われる。

そこで、平成17年8月以降継続して隠岐の現地調査を行ってきた、杉原隆前竹島問題研究顧問を筆頭に、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託事業の資料調査チームとして、平成25年から島前で現地資料調査を開始。明治期の竹島漁獵関係者のみならず、島前に残る江戸時代の竹島関係資料、鬱陵島へ渡った島前の人々、島前から島後への漁業技術の伝播といったテーマで聞き取り調査を中心とした現地調査を行った。また、本調査のもととなった、竹島問題研究会発足以降の隠岐関係者調査も含めた杉原の調査の内容も含まれている。

なお、本土の漁業者に遅れる、あるいは押し出される形で、前述の通り明治20(1887)年代にその経済活動の範囲を日本海へと広げ沖合へと進出した隠岐の人々であるが、地理学上アクセスに優れてアドバンテージを保有していたこともあってか、その数は決して少くない。中でも資本主義経済のもと、自然条件が過酷で現金収入を漁業に頼らざるを得なかつた島前の人々においてその傾向は顕著であり、明治維新以降竹島での潜水器漁業を行った天草や志摩など本土の漁業者について、竹島での漁を島後に先んじて開始したことは必然であったろう。本論では、こうした島前の状況について現地調査によって得られた資料並びに聞き取り調査、先行研究などを基に、島後との比較を交えながら論考を加えたい。

まず、山崎による明治38年以前に実際に竹島へ渡航したとされる人々に関する調査の報告に続き、杉原による島前から鬱陵島へ渡った人々についての調査を報告する。併せて、既にウェブ上で発表した明治から昭和初期における隠岐・竹島・鬱陵島での潜水器漁業に関する杉原の小論について、関連する内容が多く含まれることから改稿し収録した。最後に、島前のアシカ獵の技術を導入する形で島後での漁撈へとつながった経緯についての調査を山崎が報告する。その後、現地調査において得られた記録と貴重な関連資料を、資料編として紙幅の許す限り掲載したいと思う。

## I. 島前調査の概要

### 1. 調査の目的

竹島問題に関する研究は、1950年代に領土問題が顕在化して以降約70年近く日韓の研究者によって行われてきたが、明治38(1905)年に正式にその管轄区域として編入された隠岐の地域史としての研究は、川上健三の依頼を受けた田中豊治<sup>23</sup>による現地調査を鏑矢に、その後は主に2005年の島根県竹島問題研究会発足以降その関係者によって受け継がれ、継続されてきたが、その対象は主に漁業権を獲得した島後、現在の隠岐の島町を中心として行われてきた。特

---

<sup>23</sup> 前掲注19、260頁

に、編入後の竹島経営に関する調査が近年進み、史料や関係者の聞き取り調査などにより、その実態が多く解明されてきた<sup>24</sup>。

しかし、編入直前の明治20(1887)年代から30年代にかけて、島後に比べ、島前の漁業者が比較的日本海へ多く出漁しており、竹島出漁に関しても同様であったことが田中の調査により明らかになっている。本調査は、これまでの先行研究において、現地調査がほとんど行われてこなかった島前地域に残る史料ならびに関係者の聞き取り調査を行い、当時の実態を解明することを主な目的に行われた。

## 2. 調査の対象

『竹島の歴史地理学的研究』<sup>25</sup>、『隱岐島の歴史地理学的研究』<sup>26</sup>、『竹島貸下海驢漁業書類』<sup>27</sup>、『朝鮮領竹島へ渡航者ノ件』<sup>28</sup>、『鬱陵島在留日本人々名原簿及渡航年限』<sup>29</sup>などの史資料を基に、明治38(1905)年の竹島公式編入に先立ち、竹島や鬱陵島へ渡航した日本人に関し、それぞれ島前（関係者が少ない知夫里島を除く）出身者の氏名を抽出し、関係者の住所等の特定を行い、調査対象者をリスト化した。

## 3. 調査の方法

所在が判明した対象者のご子孫などの現状に関する情報を、郷土史家などの地元在住の協力者から事前に収集し、訪問可能な家庭に関しては、各戸を訪ねるなどの方法で竹島や鬱陵島に関する聞き取り調査を行った。また、西ノ島町役場や海士町役場の応接室などで関係職員からお話を伺い、詳細を記録した。島外在住のご子孫は、電話での聞き取りや勤務先、ご自宅に出向いて調査を行った。

## 4. 調査の時期

主要な調査は、平成26年9月15日から平成29年7月15日の約四年間に行われた。

1. 平成26年9月15～17日 島根県隱岐郡西ノ島町（浦郷、別府）、海士町
2. 平成26年10月1～2日 島根県隱岐郡西ノ島町（正木屋旅館・ふるさと史料館）

<sup>24</sup> 忌部正英「昭和初期における竹島漁業の実態 -関係者への聞き取り調査を通じて-」『第三期島根県竹島問題研究会最終報告書』（島根県、平成27年8月）63-90頁

<sup>25</sup> 前掲注16

<sup>26</sup> 前掲注19

<sup>27</sup> 島根県（島根県公文書センター所蔵、明治38年～明治40年）

<sup>28</sup> 外務省（外務省外交史料館所蔵、明治29年）

<sup>29</sup> 外務省（外務省外交史料館所蔵、明治33年）

3. 平成 26 年 12 月 21～24 日 島根県隱岐郡西ノ島町（浦郷漁協・三度地福寺・旧黒木漁協、物井・宇賀地区）、海土町（隱岐神社、海土町中央図書館）
4. 平成 27 年 5 月 26～27 日 島根県隱岐郡西ノ島町（倉ノ谷・別府、高崎の鼻、摩天崖）
5. 平成 27 年 7 月 24～27 日 島根県隱岐郡西ノ島町（物井・倉ノ谷・別府、美田）、隱岐の島町役場
6. 平成 27 年 9 月 14～16 日 島根県隱岐郡西ノ島町、隱岐の島町
7. 平成 27 年 12 月 2～4 日 島根県隱岐郡西ノ島町（別府ふるさと館 撮影）
8. 平成 27 年 12 月 11 日 大阪府池田市、兵庫県神戸市須磨区
9. 平成 27 年 12 月 17 日 千葉県流山市（江戸川大学）
10. 平成 28 年 8 月 4～9 日 島根県隱岐郡海土町・西ノ島町・隱岐の島町
11. 平成 28 年 10 月 3～6 日 島根県隱岐郡海土町・西ノ島町・隱岐の島町
12. 平成 29 年 5 月 8～11 日 島根県隱岐郡海土町（西明寺）、隱岐の島町（西郷、西村）
13. 平成 29 年 6 月 12～14 日 島根県隱岐郡西ノ島町（別府、美田尻）、隱岐の島町（西村、湊、西郷）
14. 平成 29 年 7 月 13～15 日 島根県隱岐郡知夫村

## II. 竹島に渡航した島前の人々（山崎）

日本海の海運史の中で、寛文期の西廻海運の開発は風待港としての隱岐に文化と富をもたらし、さらに近世末期に沖乗りと称する沖合航路がその主要航路になり、隱岐は北前船の主要寄港地となるが、明治20(1887)年代に入り汽船の時代を迎えることで終焉を迎える。また、隱岐からの主要な輸出品は木材輸送から水産加工品へと変化しながら近世末を迎えるが、長崎俵物の重要な生産地であった隱岐では、さらに鰯、鰆、鰈を始めとした乾燥、塩漬加工品の移出が盛んになる。

一方、近世から見られた本土漁民の隱岐入漁は同時に、漁業技術の移転ももたらしたが、明治期に盛んになった日本海の出漁についても同様で、明治10(1877)～20年代に鬱陵島や竹島へ出漁した西日本の潜水器漁業者などは境港や隱岐へ寄港し<sup>30</sup>、情報を交換するとともにその知識や技術を伝えたと思われる。

隱岐で現地聞き取り調査を行った田中（1979）<sup>31</sup>によれば、竹島への出漁に関し「山陰地方では隱岐人の進出が早く、明治28(1895)年に宇野操、石橋松太郎が竹島に出漁し、鮑、若芽及び烏賊の好漁場であることを確認し、三十年には石橋松太郎と共に西当佐太郎、真野鉄太郎が漁船数隻で船団を組み竹島に出漁している。」とある。一方川上(1966)<sup>32</sup>によれば、「以上のほか、現存する隱岐在住の竹島渡航関係者について聞き取り調査したところによれ

<sup>30</sup> 松江市在住の浜口清兵衛子孫の証言による。浜口家は隱岐に居住する者や、隱岐出身者と縁戚関係の者がおり、拠点のあった境港の写真館撮影の肖像写真等も所蔵。

<sup>31</sup> 前掲注 19、306 頁

<sup>32</sup> 前掲注 16

ば、前掲の奥原福市の著書にある明治30(1897)年（1897年）という年には、隠岐の知夫郡黒木村物井在住の真野鉄太郎が、西当佐太郎等を傭って機帆船で交易のため鬱陵島におもむき、その往復の途次今日の竹島において採藻、採貝およびあしか猟を行い、同じく隠岐の穂地郡五箇村在住の石橋松太郎および代春一も、小型漁船で竹島に出漁してあしか猟を行っている。なおこれより二、三年前に、知夫郡黒木村物井出身の宇野操も真野と同様、鬱陵島往復の途次、竹島で海草やあわびを探り、あしか猟を行ったということであるが、これについては当時の関係者で現存するものがないので、確かなことはわからない。」<sup>33</sup> とある。川上の依頼によって調査した田中であるが、両者の記述に多少の齟齬があるものの、島前西ノ島の宇野操が隠岐在住者の中では最も早く、明治30(1897)年より以前に竹島にて漁撈を行ったことは共通している。

宇野操は、明治29(1896)年の時点ですでに鬱陵島へ渡航しており<sup>34</sup>、その途次に竹島で漁猟を行うことは十分可能であったろう。その点は明治26(1893)年に鬱陵島へ渡航した記録がある真野哲（鉄）太郎も共通している<sup>35</sup>（真野鉄太郎は、後述の通り真野哲太郎の誤字であろうと思われる）。真野はその後も竹島で潜水器漁業を試みており、竹島出漁の実績を持っていた<sup>36</sup>。

このように、編入に先立つ時期に竹島漁撈を行った隠岐人としては、島後に比べて島前住者が多いことは明白である。それは、島前が明治以降の資本主義と貨幣経済のもとで、外貨を得る手段として、漁業、特に沖合・遠洋漁業に依存せざるを得ない地理的条件に置かれていたことと無関係ではないと推測される。

## 1. 西ノ島

隠岐は島前と島後の2島群からなる火山島で、島前の三つの島（西ノ島、中ノ島、知夫里島）は一つの火山の外輪山の一部で、中央火口丘の焼火山周辺は山地になっている。外輪山は丘陵性の溶岩台地を形成し、この台地面が牧畑の発達地で、沖積地は海士地区と西ノ島の美田地区に集中し、極めて少ない。島後はカルデラが海底に沈下せず、内陸部に平野が広がり、また、杉などの森林が発達しており、島前に比べ地質学的な構造は複雑である。隠岐の気候は温暖であるが、土壤は農地としては条件の悪い土地であるとされる<sup>37</sup>。近世における「隠岐の中でも、島前の智夫、海部両郡は水田の発達が不良で、特に智夫郡（山崎注：西ノ島と知夫里島を含む）では美田地区以外には平地はほとんどなく水田が現実的に極めて発達不良である<sup>38</sup>」。牧畑は粗放經營であり、近世以降甘藷や雑穀、養蚕用の桑の畑としてその一部を転換している。

<sup>33</sup> 前掲注 16、201-202 頁

<sup>34</sup> 前掲注 28

<sup>35</sup> 明治 27 年 1 月 14 日付山陰新聞「漁船改良丸の好果」

<sup>36</sup> 奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」（島根県竹島資料室所蔵、明治 39 年）

<sup>37</sup> 田中豊治『隠岐』（ぎょうせい、昭和 52 年 9 月）9 頁

<sup>38</sup> 前掲注 19、51 頁

人口について、田中（1979）<sup>39</sup>によれば、近世から明治期まで島前では村高が停滞し、島後では増加している一方、戸口と人口の推移は逆で、島前は島後に比べて増加が顕著である。この矛盾した現象を田中は、「土地経済時代から貨幣経済時代に入って、商品化された水産加工品の生産販売によって沿岸漁民の富の蓄積が増加したためであろう」としている。「近世隱岐の人口は西廻海運の発達に伴う隱岐の産業開発と移出物の増加、商業資本の蓄積によって当時の日本としては稀な人口増加地域として成立した。」「この現象は明治期を通じても同傾向を示した。明治6（1873）年の「村鑑」を基にした人口数は2万8,763人であったが明治44年には4万84人に増加した。」つまり、地理的条件から土地生産性の大幅な向上を見込めない中で、増加する人口を支える必要がより膨大であった明治前期の島前の人々が、日本海での遠洋漁業に活路を見出すことが島後に比べてより顕著になったのは必然といえよう。事実、明治以降、西ノ島の宇賀地区から出稼漁業へと繰り出す者は隱岐の中でも特に多く、物井港は日本海遠洋漁業の拠点港として栄えたという<sup>40</sup>。なお島前は島後に比べて地主の大土地所有が顕著であり、明治35（1902）年の町村別小作率を比べると、黒木村は田32%、畠30%であるのに対し、浦郷は田66%、畠24%となっている<sup>41</sup>。西ノ島の中でも、宇賀地区を含む東部の旧黒木村は、浦郷を中心とした西部の旧浦郷村地区に比べ田畠が多く、林業も盛んであったが、明治前期に出稼漁業者が数多く出た背景は封建時代からの社会構造が影響していた可能性があるが、小作率からは必ずしもその必然性は見いだせない。

地区内にニホンアシカの供養塚のある三度（みたべ）地区は、島で唯一外洋に面した村落であるが、内陸に大きく入り込んだ入江という地理的環境である。三度川に沿って沖積地が形成されており集落とともに水田がみられるが、狭小である上に用水不足と酸性土壌による要改良田であったとされる<sup>42</sup>。

なお、西ノ島の外洋に面した海岸は、溶岩台地が大陸からの強烈な北西季節風などによる浸食海岸を形成し、急峻な崖や波食棚、岩礁に加え、多くの海食洞が見られ、こうした自然環境と外洋に村落がないという、人口圧のない好条件からか、アシカの生息地として知られていた。特に、矢走（やばせ）二十六穴という三度の村落の北東部の崖に多数存在する海食洞に生息しており、漁業の妨げとなつたため近世末に丹後地方から人を雇つて害獣として駆除していたとされる。その後明治初年頃から30年ころまでアシカ猟が盛んに行われ<sup>43</sup>、地区の寺院境内にアシカの供養塚があることが知られている。アシカ猟の技術は、明治20（1887）年以前に島後に技術移転しており、筆者も以前論考を加えたことがあるが<sup>44</sup>、その後の現地調査において新たに判明した事実もあるので、IV章にて詳述する。

## 物井

<sup>39</sup> 前掲注37、421頁

<sup>40</sup> 児島俊平「鬱陵島と隱岐の漁民（中）」『島前の文化財』第11号（昭和56年）

<sup>41</sup> 前掲注37、336頁

<sup>42</sup> 中野三郎「隱岐島一村落の実態調査報告一島根県知夫郡西ノ島町三度部落の狭少性と親和性一」（『密教文化』145、146合併号、1959）66-99頁

<sup>43</sup> 桜田勝徳・山口和雄「隱岐島前漁村探訪記」『隱岐島前漁村探訪記隱岐調査報告1』（アチックミュージアム、1935.12）

<sup>44</sup> 山崎佳子「『竹島問題100問100答』再反論」『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県、平成27年8月）

物井地区は旧黒木村宇賀の一地区で、7つの区に分かれ、医者や畠屋、桶職人や鍛冶屋などの手に職を持った人が多く集まっていたため「物井七里職人町」と呼ばれた。明治になり鬱陵島渡航の拠点港が島後の福浦から移った。竹島では潜水器業者がアワビ漁を始め、明治36(1903)年に島前の漁民がアシカ猟に着手した<sup>45</sup>とされるが、物井の者であった可能性が高い。平成26年9月29日に杉原が、元島根県水産試験場長の児島俊平氏（昭和51(1976)年から3年間隠岐在勤）に聞き取り調査を行った際に、物井は漁師以外で成功した人がいて、藁葺の家が殆どだった当時瓦屋根の立派な家があったと証言している。

## ① 宇野操

宇野操は明治28(1895)年に竹島に出漁し、鮑、若芽及び鳥賊の好漁場であることを確認し<sup>46</sup>、明治30(1897)年頃には、鬱陵島往復の途次竹島で海藻やアワビを採り、アシカ猟を行った<sup>47</sup>という。

- ・ 宇野家の屋号は御方（おかた）で、初代は元和年間の宇野備後守源清重。
- ・ 村上助九郎家、美田の公文（庄屋）笠置家、知々井公文渡部家、美田の大手水産業者味噌屋の安達家などと姻戚関係にあった。
- ・ 操は宇賀村公文を父守信から引き継いだ<sup>48</sup>。
- ・ 子どもがいなかつたためか、家督は漢方医であった弟が継いだ。
- ・ 回船問屋を営んでいたと伝えられる。
- ・ 哥が鬱陵島で「宇野商（藁）店」を経営していたが、その死後しばらくして店をたたんで引き揚げたという（昭和11(1936)年以前と推定）。
- ・ 明治29(1896)年にはすでに鬱陵島に交易のため渡航していた<sup>49</sup>。
- ・ 明治32(1899)年没（46歳）

## ② 真野哲太郎<sup>50</sup>

物井の水産業者である。明治30(1897)年頃に竹島で採藻、アシカ猟等を試みたとされる<sup>51</sup>。（明治36(1903)年に中井養三郎に竹島のアシカ猟に関する忠告をする<sup>52</sup>が、明治40年竹島における潜水器漁業の許可願いを隠岐島司に提出した<sup>53</sup>。

屋号は中原（なかばら）で、海産貿易商兼海運業者として、島前を中心に美保関や鬱陵島を含む日本海域で潜水器漁業などを営んでおり、当地の水産業者の元締めの役割で「旦（那）さ

<sup>45</sup> 松陽新報 明治39年6月記事「竹島領土編入沿革（一）～（四）」

<sup>46</sup> 前掲注19

<sup>47</sup> 前掲注16、202頁

<sup>48</sup> 永海一正『黒木村誌』（黒木尊士編集委員会、昭和43年）456頁

<sup>49</sup> 前掲注28

<sup>50</sup> 川上の著書（前掲注16）では真野「鉄」太郎と「哲」太郎が混在しているが、現地調査の結果、真野鉄太郎という者がほぼ同時期に浦郷に存在することが分かった。ただし、鉄太郎氏は水産業に従事していたことが確認できず、また、水産関係の史料から黒木村宇賀の物井地区在住であった哲太郎氏と判断し、本稿では「哲」太郎で統一した。

<sup>51</sup> 前掲注16、201頁

<sup>52</sup> 「大にその不可を鳴らし、隠岐国島前より、先はこの業に従事せんとして失敗せし歴史をひきて、熱心に忠告する」（奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」）

<sup>53</sup> 「甲農第104号」『竹島貸下・海驥漁業書類』（島根県、明治38-40年）

ん」と呼ばれていた。明治 34(1901)年の町議会議員選挙人名簿（ふるさと館所蔵）に名前があるように、裕福な水産業者であった。中原の屋敷は物井の港に面しており、島後から輸入した大人の男性が抱えられないほどの太さの杉の大黒柱があったという。

借家をしていた一家の証言によれば、哲太郎の死後、しばらくその未亡人が屋敷を守っており、戦後に茶道を習うなどしたという。その後ご子孫は北海道へ移住したが、未亡人と思われる女性の写真はあるものの、哲太郎に関するものは過去帳など以外には残っておらず、詳細は不明であるという。家屋敷はその後町へ売却され、文書類も現在所在が不明である。

- ・ 明治 12(1879)年 真氣命神社の惣代（棟札）
- ・ 明治 26(1893)年 鬱陵島渡航（明治 27 年 1 月 14 日付山陰新聞「漁船改良丸の好果」）
- ・ 明治 28(1895)年 第 2 回「水産博覧会」褒章
- ・ 明治 30(1897)年 竹島で採藻、アシカ猟（川上謙三『竹島の歴史地理学的研究』）
- ・ 明治 34(1901)年 海産貿易商兼海運業者（『内外海商名鑑』）
- ・ 明治 36(1903)年 第 5 回「内国勧業博覧会」で表彰
- ・ 大正 5(1916)年 潜水漁業の申請（島根県「大正四年起 大正五 年迄 許可漁業一途」）
- ・ 大正 14(1925)年 没（68 歳）

### ③ 木下徳次郎

明治 36(1903)年、石橋松太郎、井口龍太等に雇われて竹島へ渡航<sup>54</sup>。大山脇地区出身で、物井へ移住。

- ・ 次男の哲雄氏によると、父徳次郎氏から「竹島に“トドうちに誰かと一緒にに行っていた”とよく聞いた。誰だったかはわからない。帰つてから帆船を購入し、上方へ積み荷を持ってゆき、帰りは荷物の代わりに石を積んで帰り、物井の港へ捨てるということを繰り返したため、そこがとてもよい漁礁となった」という。
- ・ 昭和 34(1959)年 4 月 8 日に 83 歳で亡くなっている

### 倉ノ谷

物井の東に隣接する、旧黒木村宇賀の一地区。

### ④ 西当佐太郎

明治 30(1897)年には石橋松太郎、真野哲太郎と共に漁船数隻で船団を組み竹島に出漁していたという<sup>55</sup>。

- ・ 西当家は現在、ご子孫が東京在住であること。
- ・ 親戚の小西家と戦前鬱陵島に移住していた。

### ⑤ 村岡惣太郎

明治 36(1903)年、石橋松太郎らに雇われて竹島へ渡航した中に名前が確認できる<sup>56</sup>。現地調

<sup>54</sup> 「取調書（永海寛市及び加藤重造明治三十七年竹島海驥漁業經營）」『竹島貸下・海驥漁業書類』（島根県、明治 38-40 年）

<sup>55</sup> 前掲注 19、260 頁

<sup>56</sup> 前掲注 54

査の結果、人物の特定に至らず詳細が不明であった。

- ・ 明治 29(1896)年の西郷署の報告中に、村岡新太郎（宇賀村）という人物の名がある。
- ・ 墓碑に村岡亀太郎とある。

## 別府

別府は西ノ島の中でも最も主要な港で、後醍醐天皇の御在所もある。旧黒木村の中心地でもあった。

### ⑥ 近藤兼八

屋号は米屋。大正元(1912)年 10 月 6 日：旧暦 8 月 26 日亡、享年 73 歳。明治 36(1903)年、37(1904)年に石橋松太郎、井口龍太等に雇用されて竹島へ渡海。

### ⑦ 近藤安太郎

石橋松太郎、井口龍太等に雇用されて竹島へ渡海。兼八氏の息子（三男か）。昭和 23(1948)年 4 月 21 日亡、享年 77 歳。宇野家（屋号緒方）所蔵の鬱陵島での葬送に関する文書に同姓同名の人物が見られることから、鬱陵島に移住していたことが分かる。安雄氏の父である。米屋の親戚によれば、戦後鬱陵島か引揚げたということから、近藤安雄氏が鬱陵島友会誌に載る人物である可能性が高い。

## 美田尻

### ⑧ 中屋

明治 38(1905)年の竹島貸下げ願には、明治 36(1903)年の出漁実績として挙げた人物に、仲屋（三田村、井口龍太届）、中屋（三田尻、隠岐島庁調べ）がある。井口と石橋の両者は明治 36(1903)年は共同で出漁していたことや美田には仲屋ではなく、美田小向の中屋の調査等から、同一人物でかつ三田尻の中屋であると考えられる。

三田尻の中屋は、中谷という姓で、その中で善太郎という人物が昭和 32(1957)年 12 月 6 日に享年 75 歳で亡くなっている。明治 36(1903)年当時は 21 歳前後ということになるので、竹島出漁した人物である可能性が高い。船乗りで、その昔は別府と海士の渡船の船長をしたというが、「竹島」や鬱陵島に行ったという話は確認できなかった。

一家はその後旅館を経営していたが、現在ご子孫は松江に在住。

## 浦郷

浦郷は旧浦郷村の中心で、別府と並ぶ主要港である。平地が少なく、水田面積は狭小であるものの、人口は比較的多く、明治 18(1885)年の時点では隠岐全体の中で最も村別人口が多い<sup>57</sup>。現在は巻き網漁業船団の拠点となっている。

### ⑨ 淀江徳若

浦郷の水産業者である。明治 38(1905)年 12 月、竹島での漁業許可願いを島根県に提出した<sup>58</sup>。ご子孫にお話を聞くことはできなかったものの、情報を頂き、生年月日（嘉永 2 年）と死没年

<sup>57</sup> 前掲注 37、200-201 頁

<sup>58</sup> 『竹島貸下・海驥漁業書類』（島根県、明治 38-40 年）

(大正 11 年) が判明した。

## 2. 中ノ島(海士町)

中ノ島は地下水に恵まれ、島前三島の中では近世から近代にかけて最も水田面積が多いが<sup>59</sup>、人口は西ノ島に比べて少ない<sup>60</sup>。

東

### ⑩ 小谷松次郎

隠岐島庁の調書では石橋松太郎、井口龍太、橋岡友次郎らと明治 36(1903)年に竹島へ漁撈のため渡海している（五箇村の調書では小谷才次郎、中村の調書では小谷屋）。

- ・ 小谷家は子供が無く、現在家が途絶えたという。墓もない。
- ・ 崎で潜水漁業（もぐり）をしていたという情報もあり、家業は漁業の可能性が高い。
- ・ 鬱陵島に家屋敷があり、「よい暮らしをしていたのによく（海士に）帰るな」と言われていた。海士の留守宅が登記所になり、戻っても何ものないので、帰国した時に（登記所にした）倉谷さんの土地に代わりに家を建てた。

中里

### ⑪ 面谷傳次郎

同中里の面谷傳次郎は明治 36(1903)年島後の石橋松太郎に雇われて竹島でのアシカ猟に参加したが、現在中里にある面谷家は 2 軒で共に知夫里島から移住したという。直接ご子孫に聞き取りをすることが出来なかったが、村上助九郎氏は面谷のおじいさんが昔村上家に出入りしてはよく歌を歌っていたと記憶している。今後の継続調査が必要である。

以上、竹島へ渡海した島前の人々に関する島前現地調査の記録を基に、整理した。明治 20(1887)年代から日本海へ進出し始めた商業や漁業に携わる隠岐の人々が、どのような経緯で竹島へ渡海するようになったかは、100 年以上前の出来事でもあり、すべてを解明することは出来なかったものの、臚気ながらも描くことができたと思う。

## III. 鬱陵島へ渡航した島前の人々（杉原）

### 1. 西ノ島と鬱陵島

鬱陵島に最初に定住した日本人は隠岐西ノ島宇賀村の脇田庄太郎で明治 25(1892)年のことである<sup>61</sup>。

<sup>59</sup> 前掲注 37、247 頁

<sup>60</sup> 前掲注 37、200-201 頁

<sup>61</sup> 『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』明治 16 年～同 33 年（外務省外交史料館所蔵）

あとを追うように明治27(1894)年宇賀村物井の真野哲太郎が、隠岐4郡が共同で山口県から購入した鰯（ふか）漁用の改良丸を借りて渡航した<sup>62</sup>。さらに彼は明治30(1897)年にも鬱陵島に渡り、島周辺のカナギ漁でアワビ、海草類を漁獲した。江戸時代には竹島、鬱陵島へ渡航する隠岐の起点は穩地郡北方村の福浦だったが、明治期は知夫郡宇賀村物井港になったと『隠岐誌』は記している<sup>63</sup>。

明治23(1890)年から岡崎運兵衛等が松江で刊行していた日刊紙「松江日報」には当時隠岐沿岸で潜水器漁業をおこなっていた中井養三郎が水産伝習所の卒業生である黒木村の中西松太郎等の協力を得て鮑の人工養殖を試み、明らかに現在の竹島のことである「隠岐国を距る百哩位沖合に当り大なる暗礁ありとのことを聞き之の探検をなさんと決心している」とある<sup>64</sup>。当時の島根県農務部の文書には明治33(1900)年の潜水器漁業の許可願を提出した者の名前と願書が綴じられているが、中井養三郎も真野哲太郎のものも含まれている<sup>65</sup>。中井の願い出た漁区は穩地郡北方村、南方村、代村、久見村、都戸村で、真野の漁場は知夫郡美田村、別府村、宇賀村である。中井は西ノ島に知人を持ちながら島後の西郷町に住みつき明治37(1904)年「りやんこ島領土編入並貸下願」を明治政府に提出し承認を得ると、アシカ猟に転身し明治38(1905)年島根県からアシカ漁撈の漁業権を獲得した。同年西郷町から中井養三郎が竹島に出かけてみると前出の脇田と西ノ島浦郷村の門（もん）萬太郎がそれぞれ鬱陵島の朝鮮人の人夫を連れて来島していた。其の他の西ノ島と竹島、鬱陵島が古くから結びついていた史実が次々発見されている。その目下明白化した事項をまとめて置きたい。

#### ① 脇田庄太郎について

外務省外交史料館所蔵の「鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件」という資料の中に鬱陵島で最初に越冬した人物、製材兼鍛冶業、「竹島ニ於テ鍛冶職ヲナシ竹島ノ產物ト交換ヲスル聞ヘアル者」等として記述されているのが、宇賀村の脇田庄太郎である<sup>66</sup>。明治29(1896)年の西郷警察署長久保庸臣から松江裁判所に宛てた鬱陵島と関係する人物の報告書には「無免許渡航中ノモノ」として妻キチと共にその氏名が載っている。明治32(1899)年西ノ島の浦郷警察署長井上熊次郎が島根県警本部長宛てに提出した報告書にも脇田庄太郎が4、5年前から商業の為鬱陵島へ渡航していると記している<sup>67</sup>。

鬱陵島に渡航日本人が増える中でハタモト党、ワキタ党と呼ばれる派閥が生まれた。ハタモト党は出雲国安来の畠本栄次郎を中心にまとめたグループ、ワキタ党は脇田庄太郎を慕うグループである。日常生活で抗争も生じるようになり、長老達の提案で日商組合なる無給の組合長1名、副長1名、有給の取締役1名のもとに選挙で選ぶ15名の議員が指揮する組合を組織した<sup>68</sup>。

<sup>62</sup> 前掲注35

<sup>63</sup> 小泉憲貞「竹島渡海ノ起点地顛末」『隠岐誌：一名・踏査見聞録』（明治36年10月）88頁

<sup>64</sup> 松江日報 明治30年4月28日付記事「鮑の養殖と探検」

<sup>65</sup> 島根県農務部『中外海漁業場区』明治34年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>66</sup> 「鬱陵島在留日本人々名原籍及渡航年限」『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』（自明治16年至明治33年）（外務省外交史料館所蔵）

<sup>67</sup> 前掲注67

<sup>68</sup> 「付録韓国鬱陵島事情」『通称彙纂』（外務省、明治35年）

初代組合長は畠本、副長出雲国杵築村の片岡吉兵衛、取締役脇田庄太郎が選ばれたが、まもなく畠本が帰国したため、脇田が組合長となったと明治35(1902)年5月30日付けで鬱陵島警察官駐在所勤務の警部西村鉢象が釜山の領事館領事幣原喜重郎に宛てた報告書に書かれている<sup>69</sup>。明治39(1906)年島根県の竹島調査団が鬱陵島に立ち寄った時は「片岡、脇田、吉尾諸氏の宅に分かれて休息す」と団員の一人奥原碧雲が記録している<sup>70</sup>。片岡は片岡吉兵衛、吉尾は鳥取県西伯郡米子町から来島していた吉尾万太郎のことだと思われる。その他脇田については、明治32(1899)年鬱陵島の木材を積んだ船で漂着の形で故郷の宇賀村物井の港に現れたことや、伐木をめぐって島監裴季周と松江の福間兵之助との間に紛争が生じた時、仲介役を務めたこと等も知られている<sup>71</sup>。後述する宇野若次郎が別府村に建築営業した旅館正木屋の客間に、板に墨書きされた「桜忍経寒苦発清香 明治甲辰 於鬱陵島 為脇田君嘱 三石小史」という脇田庄太郎へ贈る揮毫文が現在も残っている。

## ② 真野哲太郎、真野又太郎、真野重太郎について

真野哲太郎の名前を目下確認している最初のものは、宇賀村物井の真氣命神社と大杉神社の明治12(1879)年惣代の一人として記されている棟札である。当時の物井の戸長は宇野節雄である。続いて明治28(1895)年の第2回「水産博覧会」の明鮑の部で褒状を得ている<sup>72</sup>。明鮑は干鮑の中で加工方法が灰鮑等と区別されるもので西日本地方に多い。この時の博覧会では隠岐水産組合が二番鰯の部で品質、包装法等が評価され名誉銀牌を獲得したし個人で同じ二番鰯の部で宇賀村の宇野七郎が褒状を得ている。一番鰯、二番鰯については森須(2014)<sup>73</sup>に解説がある。なお隠岐水産組合は明治21(1888)年に設置された周吉穏地郡漁業組合と海士知夫郡漁業組合が明治29(1896)年3月に合併して成立している。

その後真野哲太郎については明治27(1894)年、明治30(1897)年の鬱陵島への渡海は前述したが明治30(1897)年については川上健三の著『竹島の歴史地理学的研究』(昭和41年刊)に「隠岐の知夫郡黒木村物井在住の真野鉄(正しくは哲)太郎が、西当佐太郎等を雇って機帆船で交易のため鬱陵島におもむき、その往復の途次今日の竹島において採藻、採貝およびあしか猟を行ない」とある。黒木村とは別府村、美田村、宇賀村が統合して生まれた村名である。

さらに『内外海商名鑑』に隠岐国知夫郡の海産貿易商兼海運業者とし記載されている<sup>74</sup>。なお物井の真野家の屋号は中原(なかばら)だが、浦郷村の回漕業兼物産商真野治郎一が同じ中原の屋号であり、本家、分家の関係かと考えられる。浦郷の真野治郎一家は古くは年寄の職を担う旧家で和船時代には四五百石積の船を所有していたという。真野次郎一は島前地区から選出の島根県会議員を務めたし、明治28(1895)年設立の隠岐汽船株式会社の資金集めに美田の安達武雄や海士の岡田久三郎等と奔走した人物でもある。また明治30(1897)年に浦郷

<sup>69</sup> 前掲注68

<sup>70</sup> 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』(明治40年5月)79頁

<sup>71</sup> 内藤正中『山陰の日朝関係史』(報光社刊、1993)133頁

<sup>72</sup> 第二回水産博覧会事務局『第二回水産博覧会褒章人名録』(明治31年)276頁

<sup>73</sup> 森須和男「近代における鬱陵島鰯産業と隠岐島」『北東アジア研究』第25号(島根県立大学北東アジア地域研究センター、2014.3)97-123頁

<sup>74</sup> 山口濤太郎編『内外海商名鑑』(明治34年)85頁

村が島根県所有の種馬を借受けた時、借受け人にもなったと『隱岐誌』が記している<sup>75</sup>。

真野哲太郎の足跡はその後明治 36(1903)年開催された第 5 回「内国勧業博覧会」の二番鰐、石花菜の部でも表彰されている<sup>76</sup>。この年島後では中井養三郎が同郷の小原岩蔵等と竹島でアシカ猟を試していた。奥原碧雲が明治 39 (1906) 年まとめた『竹島経営者中井養三郎氏立志傳』に明治 36(1903) 年中井養三郎が竹島でのアシカ猟を計画した時、「友人知己皆これを不可とし、ことに真野哲太郎氏の如き、大にその不可を鳴らし、隱岐國島前より、先はこの業に従事せんとして失敗せし歴史をひきて、熱心に忠告する処ありしも」と真野哲太郎が止めるように忠告したとある。島前の漁師達の竹島でのアシカ猟は島後の久見の石橋松太郎も加えて中井養三郎より前に別府村の近藤安太郎、近藤謙八、屋号米屋の近藤と同一人物が行っている。また西郷警察署長が明治 29(1896) 年 10 月鬱陵島への渡航者をまとめた報告書では鬱陵島へ渡航した者、渡航中の者は浦郷村では村尾八郎、玉島愛十、門又（萬）太郎、石塚齊次郎、篠本松次郎、真野重次郎、美田村では木村源一郎、木村音若、三美幸大、近藤重美、近藤市太郎、別府村では宇野若次郎、宇賀村では脇田庄太郎、妻キチ、乙賀留次、妻キク、村岡新太郎、珍部真市、川宇太郎、坂栄為次郎、万谷金造、田中金七がいる。

こうした隱岐國島後よりかなり早くからの島前の漁師達が竹島や鬱陵島へ渡航して敢行したアシカ猟を「失敗した歴史」として真野哲太郎が言及した理由は現在明白でないが、竹島が島根県の所属となり明治 38(1905) 年島根県がアシカ猟の許可認定書の発行を公募した時、島前からは西ノ島浦郷村の淀江徳若一人で、当時も活躍中の真野哲太郎等が許可願を提出していないことは「失敗した歴史」を反映しているように考えられる。

真野哲太郎の逝去は物井の親戚で宇賀の屋号徳田屋の現当主によると大正 4(1915) 年 68 才とされるが、大正 5(1916) 年 11 月に彼の名で周吉郡中村での潜水器漁業の許可願が提出されている<sup>77</sup> から私達は疑問視してきたが、最近北海道に現在居住されている真野家の親族の方の証言から大正 14(1925) 年死去が判明した。

真野姓で次に多くみられるのは浦郷村の真野又太郎である。屋号を島屋といい、島根県県会議員が隠岐は島前地区 1 名、島後 1 名だった時代、大正 2(1913) 年から大正 7(1918) 年まで島前地区選出の県会議員であった。明治 41(1908) 年の第 2 回関西九州府県連合水産共進会で鱗鰆（ふかひれ）を出品して三等賞を得ている。彼は昭和 20(1945) 年死去したことが彼の旦那寺である常福寺の記録からわかった。

川上健三が真野鉄太郎と同一人物ではないかと書いている人物に真野重太郎がいる。しかし浦郷村の屋号木屋に真野重太郎という人物がいる。

### ③ 宇野操、宇野常盤、宇野若次郎について

真野哲太郎と縁戚だったという家が現在西ノ島町物井にある。上述した屋号徳田屋の宇野家である。真野哲太郎の子孫は北海道へ移住しその土地、屋敷はしばらく徳田屋が管理していたが、その後西ノ島町に譲渡され、さらに個人に売却されて土地も屋敷も原型をとどめるものはないという。墓地は真野家、宇野家とも同じ区域にあったが、真野家の墓石はすべて廃棄されて真野哲太郎の墓石も文字は判明できるが横倒しにして積み重ねたものの中にある

<sup>75</sup> 「牧場畜産沿革池月馬ノ談・闘牛遊技」前掲注 64、67 頁

<sup>76</sup> 小倉政次郎編『第五回内国勧業博覧会受賞人名録』(明治 36 年 9 月) 440-441 頁

<sup>77</sup> 島根県『大正四年起 大正五年迄 許可漁業一途』(島根県公文書センター所蔵)

という。

宇野一族も物井で中心的活動をした一族と思われる。宇野操は川上健三氏の聞き取りでは真野哲太郎等の明治30(1897)年渡航より2、3年前に「鬱陵島往復の途次、竹島で海草やあわびを探り、あしか猟を行った」人物である。明治29(1896)年9月隱岐島民の鬱陵島渡航者に関する西郷警察署長の調査報告によると届けず現在渡航している「無免許渡航中ノモノ」の一人になっている。宇野常盤は明治36(1903)年第5回「内国勧業博覧会」で宇野国吉と共に二番鰐の部で入賞すると共に明治39(1906)年島根県が竹島への調査団を組織した時は、水産業者の代表の一人として参加している。

明治26(1893)年11月鬱陵島の裴致謙という朝鮮人が、度々鬱陵島へ來るので懇意にしていた宇賀村の宇野次男という人物の船に乗船中、暴風雨に遭い隱岐へ漂着して宇野次男の家に逗留したという記録が、外交史料館の『困難船漂民救助一件』という標題の史料に載っている。その他「第2回水産博覧会褒章人名録」には二番鰐の部に宇賀村宇野七郎の名が掲載されている。

宇野姓で特筆すべきは別府村の宇野若次郎である。明治39(1906)年島根県の竹島調査団45名の中で水先案内人という立場にあった人物である。その直前隱岐島司東文輔宛てに調査団に加えて欲しいと自ら志願した書簡の写しが残存している。

彼はかなり早くから鬱陵島に居り、明治29(1896)年西郷警察署長の報告書の「曾テ密航ノ聞エアル尚密航企図ノ疑アルモノ」にその名があり明治34(1904)年には日本人が組織した「日商組合」という団体の選挙で選ばれた議員の一人でもあった。彼は鬱陵島との交易等で資産が蓄えられると別府村に正木屋と呼ばれる旅館を開業した。正木屋は最近まで子孫によって旅館経営がされており、一部の木材は鬱陵島の槐等が使用されていた。

明治42(1909)年全国の島庁に対する法的改正があり、隱岐島庁の所管する隱岐4郡の全町村で同じ内容の調査が行われている<sup>78</sup>。その内の外国在留人の部のなかで鬱陵島については宇賀村、美田村、別府村が合併した黒木村が69人、浦郷村25人である。明治39(1906)年2月調べの奥原碧雲の『竹島及鬱陵島』に載る鬱陵島在留の日本人の総数は303人だから宇賀村を母体とする黒木村の69人は際だって多い人数である。

#### ④ 安達和太郎について

美田村の安達家、屋号味噌屋は江戸時代船を持つ廻船業者として浜田外ノ浦清水屋の『諸国客船帳』に寛政六(1794)、七(1795)年、享和三(1803)年、文化三(1806)年来航が載るし、現地浦郷の真野家(東代宮屋)文書に天保七(1836)年には武太夫の名で、弘化五(1848)年には仁太夫の名で酒屋として登場する。現在の安達家には享保式十年卯年十月の年号で仁太夫から美田村の年寄に「奉願一札之事」として越前からの移住許可を求める文書が残されている。安達家は江戸時代に越前から移住する前から屋号は味噌屋で、美田に定住した頃「越前屋敷」と呼ばれ、松江藩の御用船をつとめた。越前では三田村を名乗っていたが、定住した場所が同じく「みた」(美田村)であったため、結婚した家の「安達」を名乗ることにし、福井県の三田村家とは現在も交流があるという。

その安達家には明治期に水産業を営みながら隱岐に本土と結ぶ航路の実現に尽力した安達

<sup>78</sup> 島根県隱岐島庁編『明治四十二年調査 知夫郡黒木村情況調査書』ほか9町村の情況調査書が残っている。島根県公文書センター所蔵

武雄がおり、その長男安達和太郎には『隱岐航路經營五拾年回想録』（昭和33年刊）<sup>79</sup>なる著があり、安達家と自分の略歴も披露しているが、明治21(1888)年から東京遊學中に父安達武雄が明治27(1894)年6月急死したので地元に帰り、父も取り組んでいた隱岐汽船株式会社の設立に尽力している。明治28(1895)年会社設立と共に初代社長渡辺新太郎（海士村崎出身）を支えて監査役、同30(1897)年からは取締役となつた。また島前から1人の定数の島根県会議員に前出の浦郷村の真野次郎一に代わって明治31(1898)年から選出されたし、一族をまとめて潜水漁業にも力をそいだ。

その安達和太郎の名は明治36(1903)年の第5回「内国博覧会」で「鮑水煮缶詰」に出品して褒状を受けた者の中にもある。続いて島根県の竹島調査団に参加を要請された時、都合が悪いので中畠兼繁を参加させて欲しいと隱岐島司東文輔に願い出た書簡が現在残っている<sup>80</sup>。中畠は当時島前での潜水器漁業者であったが後に島後の西郷町に住居を移し安達家と共に隱岐を代表して大正期まで潜水器漁業を展開した。

昭和48(1973)年刊行された『日本常民生活資料叢書』第20巻所収の「隱岐島前漁村採訪記」<sup>81</sup>は安達和太郎と長男で後西ノ島町長を務める武夫の親子から数多くの聞き取りを採録するとともに「船越安達家の漁業」の項に当時の安達家の具体的な動向を記録している。それによると、潜水夫漁業、鯛地漕網漁業、大敷網漁業、糸満漁業等多角經營をし潜水漁業では九州天草から潜水夫を傭って鮑を獲り、同家で干鮑を製造しているとしている。

#### ⑤ 門萬太郎について

門萬太郎の兄弟である門金太郎の孫にあたる門淳子氏（昭和14(1939)年生）に聞き取り調査を行ったところ、子供のいなかつた萬太郎氏夫妻の家屋を父の武雄氏が継承して現在住んでいる。萬太郎氏が鬱陵島で稼いだお金で建築したことわざることであった。町にお金を貸すほど余裕があったと聞いている。萬太郎氏は明治45(1912)年5月30日没、享年54歳。

#### ⑥ その他

明治28(1895)年の第2回水産博覧会『褒章人名録』に海驥（あしか）油で知夫郡浦郷村の鶴谷源太郎が褒状を獲得したことが書かれている。鶴谷は海驥が棲息する三度（みたべ）に住み浦郷村の村会議員でもあった、海驥に関する産物については、明治23(1890)年の第3回内国勧業博覧会に島後の周吉郡湊村の野木傳吉が海驥油、海驥膽（きも）、海驥皮を出品している。この折隱岐島廳は『出品解説書』を作成、添付しているが、それによると島後の西村の沖の松島（現在の白島の内洞窟がある島）に棲息する海驥を捕獲利用している。島前の浦郷村の美田部（三度）の近海には海驥が居り、20年前西村の田中才二郎が、美田部から海驥猟の業者を雇って来てこの地の海驥が獲れるようになったとある。海驥油は海驥を皮付きのまま細かく刻み金に入れて煮沸し、上部に集まつた油を樽や石油の空き缶に詰める。使用は「機械に塗抹シ又ハ燈油ニ供ス」とある。

<sup>79</sup> 別に嫡子安達勇が『隱岐の文化財』第9号（平成4年）335頁に「隱岐航路經營五拾年回想録について」として復刻掲載されている。

<sup>80</sup> 島根県隱岐島庁『竹島一件書類』（島根県公文書センター所蔵、明治39年）

<sup>81</sup> 前掲注43

西ノ島の三度のアシカ猟については、井上貴央、佐藤仁志氏が地元の幅広い層の方の聞き取りを中心にまとめられている<sup>82</sup>が、三度のアシカ猟は明治の初めから明治30(1897)年頃まで、副業的に行われたアシカ猟であると分析されている。また明治42(1909)年隠岐島司東文輔からの質問に中井養三郎が回答した資料から三度と島後のアシカ猟の特色を紹介されている。

## 2. 中ノ島(海士)と竹島、鬱陵島

江戸時代に天保竹島一件で知られる浜田浦の八右衛門は、天保4(1833), 5(1834), 6(1835)年島前中ノ島にある崎村の庄屋渡辺(部)家に逗留したのち竹島(鬱陵島)に向かったことを八衛門が描いた「竹嶋之図」を天保6(1835)年に写させてもらったと、渡部(辺)円太夫が書いている。当時の渡辺家の当主は渡辺三太夫である。海士町の庄屋村上家には元禄9(1696)年島後に安龍福等が来た時の状況を記録した「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」が残されていた<sup>83</sup>。これらは隠岐島前地区と竹島、鬱陵島に関わる記録を点描している。

### ① 明治29(1896)年までの渡航者

明治28(1895)年韓国から鬱陵島での日本人の無断伐木に関する抗議があり、外務次官から島根など9県の知事に「此際御注意之上可然御取締相成度」と指示があった。これに対応して西郷警察署が明治29(1896)年10月調査して報告した資料が外務省の外交史料館に保存されている<sup>84</sup>。現在の海士町関係者を当時の村ごとに整理してみ整理してみると以下のようになる。

(海士郡福井村)

横棚太郎、伊野太郎、井藤徳太郎、桃井六三郎、中川熊七、濱田キク、天野源造(本籍は鳥取県西伯郡泊村であるが福井村に寄住し、鬱陵島で濱田キクと結婚。)

(海士郡海士村)

村尾次男、岡部亀太郎、宮部清二郎、村尾文次郎、赤木信蔵、小桜筆次郎、黒田仙五郎、仲吉末次郎

この中で子孫の方に直接面会し、確認ができたのは桃井六三郎について所蔵される系図によって、濱田キクについては濱田家が所蔵される鬱陵島の写真によってである。

### ② 明治30(1897)年以降の渡航者

海士でその後竹島や鬱陵島に渡航した事例を列挙してみると、まず崎村清水萬市なる人物が明治31(1898)年に鬱陵島へ渡っている。平成28年8月に崎地区で聞き取り調査を私達は行なったが、地元の郷土史家滝中茂氏の協力で屋号清水屋の清水家に明治期萬市なる人物がいたことが分かった。翌明治32(1899)年には海士町の中畠政光という明治10(1877)年生まれ、海士町361番地居住の者が鬱陵島へ渡航している。明治39(1906)年島根県から竹島、鬱陵島

<sup>82</sup> 「隠岐島三度のアシカ猟」『隠岐の文化財』第10号(1993)74頁

<sup>83</sup> 第1期島根県竹島問題研究会『「竹島に関する調査研究」中間報告書』(2006)17-140頁

<sup>84</sup> 前掲注62

への調査団が渡航しているが、海士町の渡辺（部）新太郎が調査団に参加している。渡辺は明治 15(1882)年王津丸という所有船で隠岐と本土との航路を開いた実業家でもあり、新田開発や農作物の品種改良に努めた篤農家でもあった。島前地区から明治 27(1894)、37(1904)、大正 3(1914)年衆議院議員に選出され、明治 28(1895)年には海士菱浦に開設された隠岐汽船の初代社長でもあった。調査団員の職としては隠岐教育会長とある。海士町長小谷琢五郎も隠岐島府から渡航を要請されているが、明治 38(1905)年 8 月 14 日付で体調不良を理由に参加を辞退している。豊田村で潜水器漁業を経営し村長も務めた藤田順正は希望したが、「竹島行便乗希望者多数ノ処、僅ニ拾人丈ケ許可相成、左記人名ハ許可以外ト相成候」として参加できなかった<sup>85</sup>。

その他西ノ島の項で書いたように、隠岐島府が明治 42(1909)年隠岐全体の各町村の状況を同じ項目で調査した資料により、鬱陵島に居住するそれぞれの村出身者の人数もわかるが、現在の海士町に属する各村の資料だけがすべて残存せず確認できない。

### ③ 島友会員の記憶

鬱陵島に戦前居住された方々が「相互の親睦を図り共済慰安慶弔を目的」として鬱陵島友会を結成された。会の結成を中心の一人となった奥村亮が支配人を務める鳥取県の大山ホテルで昭和 39(1964)年 7 月 7 日発起人会が開かれた。同年 10 月 1 日には「鬱陵島居住判明者名簿」を作成した。海士関係には池田陸、田畑清次、村上茂弥、新谷益次、大野菊太郎、淀重美、松本卯太郎、榎原朝雄の名前がある。

過年田畑清次については娘の上谷静子、その弟田畑有吉氏から聞き取りをしたことがある。鬱陵島では下駄作り等木材加工業と漁業で幅広く活躍し、終戦時も自分所有の船で家族、家財を海士に運んだという。海士に帰ってからは廻船業、旅館経営をし、初期の島友会にも積極的に参加している。新谷益次についても長男新谷光男、娘の中本君子氏が語って下さった。

平成 28 年 7 月大野菊次郎について、娘の大野由喜代氏や親戚の波多日出夫氏から聞き取りをした。鬱陵島で漁業の網元として活躍されたという。昭和 47(1972)年 5 月 28 日西ノ島町浦郷の国賀荘で開催された島友会総会には夫人蝶子氏と共に参加されている。淀重美氏は戦後海士の教育委員会に勤務し、海士の歴史について研究したし、「島友会誌」にも鬱陵島の思い出を寄稿している。

榎原朝雄は昭和 39(1964)年作成された『鬱陵島居住判明者名簿』に海士町字東を現住所として記されており、父榎原品次郎氏は松江市上乃木町を現住所として昭和 43(1968)年松江市で開催された島友会第 4 回総会に参加している。朝雄氏がご健在であることが分かったので、平成 28 年 10 月海士で聞き取りをさせてもらった。それによると、父品次郎氏は五箇村久見の古浜家の生まれであるが、中村の榎原家の養子になり長じて養蚕の技術者の公務員として朝鮮本土にわたり、永徳や大邱等で生活した。朝雄氏が小学一年の時、鬱陵島に移住されている。鬱島神社や家の近所の数軒の家名を覚えておられた。朝鮮で医師免許を取り、戦後松江の国立療養所に勤務されたのち長らく海士町の診療所の医師を務められ、今はその職を辞し悠々自適の生活とのことであった。なお後日榎原家の出自である久見の古浜家について

---

<sup>85</sup> 前掲注 80

て調査した結果、竹島での漁業を経営していた池田家の縁戚であり、現在は久見に子孫は生活しておられないが長らく同地区に古浜家は存在したという。

### 3. 隠岐諸島、竹島、鬱陵島での潜水器漁業

潜水器漁業とは特殊な潜水服を身にまとった潜水夫が海底に降り、海上の船からパイプで空気を挿入、排気をしてもらいながら鮑、栄螺等の貝や海鼠を漁獲する漁業で、この方法で数時間は海底に居ることが出来るという。潜水器漁業は後竹島での海驥獵で知られる中井養三郎が、明治18(1885)年漢学を東京で学ぶため上京するが折からの実学ブームに感化されて潜水器漁業での実業家を目指すことになり、機材をそろえると明治23(1890)年以降ロシアのウラジオストック沿岸、朝鮮の全羅・忠清道、鳥取県の御来屋、島根県の隠岐等で活動を開始したこと<sup>86</sup> や島根県宍濃郡川合村（現在の島根県大田市川合町）を本籍として島根県で最初の水産伝習所の卒業生の一人である庵原文一（いはらぶんいち）が徳島県の水産技手になるや明治20(1887)年半ばから同県で潜水器漁業を指導し、特に現在徳島県阿南市に属する伊島では庵原の指導の下、島民の多くがこの漁業に取り組み朝鮮近海にまで進出し、莫大な漁獲と収入獲得を実現させたこと等はすでに研究者によって報告されている<sup>87</sup>。

潜水器漁業は、同漁業の研究者である徳島県立博物館の磯本宏紀等によると、江戸時代末期長崎鮑ノ浦で後の三菱造船所の船梁を築造する海底作業にオランダから持ち込まれた潜水器が漁業用に転嫁したものだという<sup>88</sup>。すでにこれまでの研究で、明治10(1877)年前後には現在の千葉、静岡、長崎、島根県等で漁業に利用されている実態が確認出来る。『長崎県漁業誌』（明治29年刊）は「鮑採リ二三種類ノ法アリ、一ハ海士裸体ニテ海底ニ潜ミ手採リス。二ハ鉢ヲ以テ船中ヨリ海底浅所ノモノヲ突採ス。三ハ明治十二年ヨリ発行シタル水潛器械ヲ以テ手採リスル。鉢突キ、水潛器採リハ小鮑ヲモ採リツクス害ガアルタメ、一定ノ規則ヲ設ケ取締ヲスル」と潜水漁業開始の年と鮑漁業の方法を解説している。同じ長崎の地元紙の記事には「潜水器 明治14年始めて朝鮮海に試用せしより」とか「当時長崎市内の水産者のみで潜水器80台を有す」、「西彼杵南松浦では300名近い漁夫がそれに従事」等のことが述べられている<sup>89</sup>。明治16(1883)年日韓通漁条約が締結され朝鮮沿岸への出漁権が容認される直前にこうした状態だったから明治16(1883)年以降は一気に朝鮮沿岸への潜水器漁業も展開したものと考えられる。

島根県での潜水器漁業は隠岐諸島近海が最初である。確かに隠岐地方の漁業の歴史を調べると潜水器漁業はかなり古くから存在し、竹島や鬱陵島周辺でも行われていたこともわかつてきた。以下に若干のその具体像を紹介してみたい。

<sup>86</sup> 杉原隆 『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』（ハーベスト出版、2010）

<sup>87</sup> 藤井賢二「日本統治期初期の朝鮮 水産開発構想—庵原文一を中心に—」『帝国日本の漁業と漁業政策』（北斗書房、2016）231-250頁、杉原隆 「川合村の庵原文一について—水産伝習所1回生から川合村長までの軌跡—」『郷土石見』105号（2017）21頁

<sup>88</sup> 磯本宏紀「潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁」『徳島県立博物館研究報告』第18号（2008）37頁

<sup>89</sup> 東洋日の出新聞明治35年3月8日付記事「本県の遠洋漁業」

## ① 隠岐諸島での潜水器漁業

昭和 8(1933)年島根県隠岐支廳が編纂、刊行し昭和 47(1972)年にも復刻された『隠岐島誌全』によると、隠岐の近代化は明治維新前後の激動の歴史から始まった。すなわち長らく幕府からの預かり地として隠岐を支配していた松江藩の施政に不満を持つ隠岐島民が慶応 3

(1867) 年に隠岐代官所を襲うことから始まった隠岐騒動により、隠岐諸島の所管が鳥取県に移った。明治維新を経た明治 2 (1869) 年 2 月隠岐県が置かれ、久留米藩士真木直人が知県事として赴任したが、同年 8 月には石見銀山の地に設置されていた大森県と合併され、翌明治 3(1870) 年正月大森県が浜田県に併合されると隠岐はその管轄下にはいった。その後、一時的に島根県に所属するも明治 4 年 12 月には同年 7 月に成立していた鳥取県の管轄下となつたが、明治 9(1876) 年 8 月鳥取県と島根県が合併した島根県が成立したことにより隠岐も島根県所属となつた。明治 14(1881) 年 9 月に鳥取県が再置されるが、隠岐は島根県の管轄下に残り現在に至る。その隠岐はすでにあった島後の周吉郡、穏地郡と島前の海土郡、知夫郡の 4 郡がそのままであったが、明治 9(1876) 年 12 月 4 郡統括の郡長として高島士駿が着任した。高島は鳥取藩の士族で鳥取藩が隠岐を支配していた頃から、高島律藏の名で隠岐の官吏として過ごしており、その後明治 18(1885) 年 8 月までの隠岐 4 郡の郡長の期間を含めるとまる 20 年間隠岐の行政、殖産興業の近代化に尽力した。その具体像は藤田新の論文にくわしい<sup>90</sup>。彼が隠岐で実現した功績の一つは隠岐の漁業に潜水器を導入したことである。当時の隠岐では鮑、栄螺等の捕獲は「其捕獲ノ方法ニテモ僅カニ竿頭ニ鉄鈎ヲ附着シタル器具ヲ用ヒ」<sup>91</sup> という漁法で漁獲量は少なかった。そうした中で肥前国五島松浦郡の漁夫御手洗時太郎なる者が隠岐へ来島して潜水器漁業の効用を高島士駿に話した。高島は「四郡ノ漁村ニ説諭シテ、該業ヲ特約シテ御手洗時太郎ニ興サシメ」<sup>92</sup> たのでその後数年にして隠岐やその近隣地域に潜水器漁業が広まつたという。御手洗時太郎については平成 29 年 3 月藤井賢二氏等と長崎県の漁業に関する諸問題について調査したいと長崎大学水産学部を訪問し、同学部の名誉教授片岡千賀之先生に数々のご教示を得た。先生は五島列島の漁業史にも精通しておられるので御手洗のことを質問したが、記憶にない人名だとのことだった。

高島は島前地区に明治 14(1881) 年設立された捕魚採貝の漁法の改善を目指す「海產社」という団体を支援したし、明治 16(1883) 年島根県は時勢に対応して「潜水器械漁業取締規則」も制定した。十四条からなるこの規則の中には、「第一条 潜水器械ヲ使用シテ魚介蟲藻ヲ採取セントスルモノハ此規則ニ従ヒ第一號願書式ニヨリ營業地ノ郡役所ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ」、「第六条 潜水器械ノ使用ハ出雲國石見國隱岐國各二器ヲ限り許可スヘシ」、

「第九条 借区内ト雖深サ二十五尺以内ノ場所ニ於テ潜水器械ヲ使用スヘカラス」「第十一条 每年九月廿一日ヨリ十月廿日マテノ間ハ潜水器械ヲ使用スヘカラス」等が具体的に定められていた。

それより以前明治政府は明治 8(1875) 年太政大臣三条実美の名で全国に「從來人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノタメ所用致候者モ有之候處右ハ固ヨリ官有ニシテ（以下略）」という通達を出し、沿岸海域を漁業等に利用する場合は各府県へ許可願を提出することが必要と命じ

<sup>90</sup> 藤田新「隠岐四郡郡長・高島士駿—明治前期地方官の生涯」『隠岐の文化財 第 15 号』（隠岐の島町教育委員会、1998）1 頁

<sup>91</sup> 西ノ島町美田舟越安達家文書

<sup>92</sup> 前掲注 48、508 頁

ていた。隠岐では4郡の郡長高島士駿と各町村の惣代の名で島根県へ「採貝採藻場区拝借願」が提出された<sup>93</sup>。後述する知夫郡宇賀村は真野廣一、島後の穩地郡久見村は八幡源九郎、八幡銀次、野津惣吉が惣代として郡長高島士駿と共に署名、捺印をして提出している。また明治政府の農商務省は明治15(1882)年10月に「諸県布達甲第六十七号」で「潜水器使用規則」を布達した。それには潜水器鮑捕営業者が漁場に関する保証書と漁場の計画図面を添付して所属官庁に出願することや出願者は潜水器の使用台数を明らかにすること、営業許可期間は一ヶ年以内とする等が命じられている。

松江の岡崎運兵衛等が明治23(1890)年から発行した日刊紙「松江日報」に、「数年来潜水器営業に従事し採鮑上にはすくなく経験を有する中井養三郎氏は隠岐国沿岸に於いて採鮑の傍ら鮑の人工養殖を試みんとて目下しきりに運動中の由」、「之れが助力者は傳習所卒業生中西松太郎長谷川基両氏にて」、「同人等は隠岐国を隔る百哩位沖合に當り大なる暗礁ありとのことを聞き之を探検をもなさんと決心なるよし」等のことが書かれている<sup>94</sup>。

この記事からは、中井養三郎が明治30(1897)年には隠岐の島前地区で潜水器漁業を展開すると共に鮑の養殖まで考えていたこと、隠岐島後の藤田勘太郎と共に隠岐から最初に上京して水産伝習所で最新の水産技術を学んだ別府村の中西松太郎と親交があつたこと、明らかに現在の竹島と思われる岩礁へ探検を企図していることがわかり注目される。なお松江日報にはこの記事に関する継続する内容の記事は見出せない。

隠岐島前地区的潜水器漁業は西ノ島が中心であり、先駆者は宇賀村物井の真野哲太郎である。真野の潜水器漁業の実績はまず明治29(1896)年11月島根半島美保関で同地区の漁民惣代森半五郎の許可を得て、福岡治兵衛宅に寄留しながら美保関の長浜より地蔵ヶ浜を経て赤島までの地先の範囲で25日実施した。次いで明治31(1898)年11月には隠岐の知夫郡別府、美田、宇賀の3村で戸長岩佐久一郎等の許可を得て行い、翌明治32(1899)年3月には八東郡長根岸千夫の許可を得て再び島根半島の獅子ヶ鼻付近で25日間鮑、海鼠の漁撈を願い出て、県から許可された<sup>95</sup>。真野は一方で明治27(1894)年隠岐の4郡が共同で山口県から購入した大型帆船「改良丸」を借用して鬱陵島に渡ったし<sup>96</sup>、明治30(1897)年には竹島で鮑、海草、海驥猟を行っている。明治30(1897)年のことについては、川上健三が「隠岐の知夫郡黒木村物井在住の真野鉄(哲)太郎が、西当佐太郎等を雇って機帆船で交易のため鬱陵島に赴き、その往復の途次今日の竹島において採藻、採貝およびあしか猟を行ない」と記されている<sup>97</sup>。この間真野は明治30(1897)年第2回水産博覧会の明鮑の部で褒状を得たことが、この時の『褒章人名録』でわかる。明鮑とは干鮑の加工方法の一つで灰鮑(はいほう)と呼ばれるものと区別され西日本に多い方法だという。なお小松宮彰仁親王を総裁、大隈重信を副総裁として神戸で開催されたこの第2回水産博覧会では、製造の部で隠岐水産組合が鰯(するめ)の品質の優秀性を評価されて、名誉銀杯を受けたし、個人では真野以外に浦郷村の鶴谷源太郎が海驥油、島後の久見村の中脇信市が塩鱈で表彰されている。

<sup>93</sup> 島根県農商部『漁業場区』明治15年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>94</sup> 松江日報明治30年4月28日付記事「鮑の養殖と探検」

<sup>95</sup> 島根県農商務部『中外海漁業場区』明治31、32年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>96</sup> 前掲注35

<sup>97</sup> 前掲注16、201-202頁

明治 34(1901) 年の島根県の『中外海漁業場区』<sup>98</sup> には、明治 33(1900) 年 9 月から知夫郡美田村、別府村、宇賀村の海域での真野哲太郎の潜水器漁業を許可したことが記され、追記の部分に美田村の漁場は明治 30(1897) 年にも、別府村と宇賀村は明治 28(1895) 年にも真野に許可したとある。その後の真野については、明治 38(1905) 年中井養三郎等が竹島漁獵合資会社を設立し海驥獵をしている竹島へ明治 40(1907) 年潜水器業願を提出し却下されたり<sup>99</sup>、大正 5(1916) 年 12 月から翌 6 年 8 月まで入漁料弐拾円を払って隱岐島後の周吉郡中村で鮑、海鼠の漁をしている。このように実像が不明であった真野哲太郎は終生潜水器漁業にかかわった人物であったことが判明した。現在の西ノ島町物井にある墓地には廃墓となって横倒しになっている墓石の一つに真野哲太郎と名前が刻まれたものが存在する。

真野と同じ宇賀村の脇田庄太郎が、明治 33(1900) 年 2 月島根半島美保関の門脇太右衛門宅に寄留しながら真野と同じ同地の獅子ヶ鼻の海域で 25 日間潜水器漁業を行っている。脇田庄太郎は明治 25(1892) 年鬱陵島で妻と共に越冬し同島への進出した日本人の最初の人とされている<sup>100</sup>。同島では鍛冶職、木材業等多角の事業を行うと共に出身地の宇賀村とも頻繁に行き来しているので潜水器漁業は地元の真野の活躍に影響されての事業だったと思われる。

真野、脇田に続いて西ノ島で潜水器漁業を展開したのは、美田船越の安達家である。明治期から昭和初期にかけての当主安達和雄、和太郎、武夫は大敷網等で一般漁業の経営者として幅広く活躍したし、自家で整備した潜水器で雇った漁師達に鮑採取をさせ加工したり販売も手掛けた。明治 36(1903) 年の第 5 回内国博覧会では、当時の当主和太郎の名で出品した「鮑水煮罐詰」が褒状を受けている。和太郎は明治 45(1912) 年動力付大型漁船を建造したが、民間においては島根県下で最初だったという。

昭和 9(1934) 年に民俗学者桜田勝徳、山口和雄等は 8 月 12 日から同 17 日にかけて安達家に宿泊しながら隱岐島前の風俗を調査しまして発表した<sup>101</sup>。当時の安達家の当主は武夫が継いでいたが、隱岐島前から一人選出される島根県議員や隱岐航路の大半を掌握する隱岐汽船株式会社の初期の社長等も務めた和太郎は、高齢であったが健在で聞き取りに応じ、多くのことを語っている<sup>102</sup>。特にその中の項目の一つに「舟越安達家の漁業」があるが当時の安達家は美田周辺の沿岸海域ではカシコ舟で、沖の水深のある海域では潜水器漁業で採獲した鮑の加工販売を盛んに行っていた。潜水夫は九州の天草から定期的に雇っていることや、干鮑の製造方法も詳細に記されている。昭和初期同じ美田村では高梨梅松なる人物も別に島根県の許可を得て、一時鮑漁を行っている。

現在海土町のある中ノ島では豊田村の藤田順正と福井村の宮崎米榮が潜水器漁業を行っている。藤田順正は明治 21(1888) 年西ノ島の安達和太郎と一緒に上京して幅広い知識を身につけて地元に帰り、豊田村水産組合長、村長、県議員等を務めた人物である。藤田が潜水器漁業を経営者として行った海域は西ノ島の美田村の海域が中心だったが、美田に住み水産組合長でもあった安達和太郎は友人の為に同村の水産組合員の同意をまとめ協力してやっている。福井村の宮崎米榮は西ノ島、中ノ島と共に隱岐島前地区を形成する知夫里島で広い海域

<sup>98</sup> 前掲注 65

<sup>99</sup> 前掲注 58

<sup>100</sup> 「韓國鬱陵島事情」『通商彙纂』第 234 号、明治 35 年 10 月 16 日（外務省、1902）

<sup>101</sup> 前掲注 43

<sup>102</sup> 『隱岐航路史』（隱岐汽船株式会社刊、1958）

の権利を獲得して漁をした。彼は大正5(1916)年4月から8月にかけて知夫郡美田村の高梨梅松と共同出資者として、海士郡豊田村、同年12から大正6(1917)年8月には知夫郡別府村の海域で潜水器漁業を行っている。その他海士東の小谷松次郎、同中里の面谷傳次郎は明治36(1903)年島後の石橋松太郎に雇われて竹島でのアシカ猟に参加したことで知られているが<sup>103</sup>、聞き取りで得た情報では、地元の中ノ島では潜水器を用いて鮑漁をしていたという。

現在は隠岐の島町である隠岐島後では、明治17(1884)年穩地郡津戸村の會見常八等3人が潜水器漁業の許可願を提出して許可されているから、これが隠岐島後地区での最初の潜水器を用いての鮑漁だったと思われる。その後明治28(1895)年に西郷中町の永海綱次郎が周吉、穩地郡の海域での潜水器利用願を関係する村の戸長等と連署で島根県に願い出た公文書が残っている<sup>104</sup>。そして明治30(1897)年4月鳥取県人中井養三郎が周吉郡西郷町中町135番屋敷に寄留しながら、西郷町西町354番屋敷の長谷川理一郎と共に島後の周吉、穩地両郡での潜水器漁業の許可を隠岐島司に願い出た<sup>105</sup>。中井はその後西町字指向に居を構えているから、中町寄留は隠岐島後進出の初期のことと思われる。隠岐島廳ではこれに対して島後の各町村に「潜水器械使用ニ付故障ノ有無上申」なる進達を出した。故障の有無すなわち支障があるかないかの問い合わせである。これに対して西郷中外二町戸長高橋秋津は「乱獲ノ弊ヲ免カレザル」とし、周吉郡元屋中湊役場は同地区の明治23(1890)年から29(1896)年までの潜水器漁業での採鮑数量を記し「繁殖上ノ妨害アルコト判然ナリ」とし中井等の潜水器漁業を認められないとしたが、「故障ヲ申出ル町村無之」が多数で許可された。これによりこの年中井は、周吉郡犬来の海域で採鮑をしている。中井は「島廳へ提出せる履歴書」に明治23(1890)年潜水器漁業を開始したと記し、隠岐でも明治30(1897)年以前に同漁業をしていたことが明治33(1900)年提出した願書に添付した長文の陳情書<sup>106</sup>の中で「明治30(1897)年以前は営業日1日漁獲平均凡ソ30貫前後、年額凡ソ5千貫前後」、明治31(1898)年以降は「営業日1日平均20貫、年額凡ソ3千貫乃至3千5百貫」としている。具体的には明治28(1895)年2月から同年4月、明治30(1897)年6月から翌31(1898)年6月までの期間、許可を得たことを記している。また漁場について、「毎年使用候場処」として周吉郡の犬来、大久、釜、穩地郡の那久、都万を記し、「隔年若クハ二年ヲ隔テ、断続ニ使用候場所」に二つの郡の布施、久見、代、北方、南方、津戸をあげている。注目されるのは明治33(1900)年段階で竹島でアシカ猟をしている石橋松太郎や橋岡友次郎が活躍している時期の久見村へしばしば出掛けていることで、中井が潜水器漁業からアシカ猟に転身する要因の一つは久見の人々との交流や久見で得た情報が影響している可能性が考えられる。

なお4郡の郡長高島士駿の時「島内ニハ潜水器械業取締規則ニ依リ該器ハニ基ノ外使用スヘカラサル制限アリテ」のため、中井養三郎、真野哲太郎が許可されている期間に明治31(1898)年穩地郡都戸村寄留の木村源一郎、明治33(1900)年周吉郡西郷町中町中西勝太郎が提出した「潜水器漁業許可願」は却下されている。明治33(1900)年中井と真野は共に、潜水器漁業許可更新の願書を提出した<sup>107</sup>。中井の書類には隠岐島後の潜水器漁業の海域を1枚にま

<sup>103</sup> 前掲注54

<sup>104</sup> 島根県農商部『漁業場区』明治28年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>105</sup> 島根県農商部『漁業場区中外海部』明治30年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>106</sup> 前掲注65

<sup>107</sup> 前掲注65

とめた海図も添付されている。中井はこの年は9月23日から同月30日と10月1日から11月24日の期間、穩地郡北方、南方、代、久見村と周吉郡津戸村の海域を願い出ている。それぞれの村では地元民が了承していることを示す水産委員という職名の者が中井養三郎と連署、捺印している。北方は永海勇太郎、南方は阿部弁丸、代は斎藤純一、久見は脇田禮造、津戸は田中文市がそれぞれ水産委員である。久見村の脇田禮造は後大正15(1926)年中井養三郎の長男中井養一が、中井家が持つ竹島でのアシカ獵の漁業権を久見の八幡長四郎に売った時、銀行から金を借りる八幡長四郎に久見の住民の多くが自分の所有する土地を担保として提供して協力しているが、脇田はこちらの契約書にも署名、捺印している。

明治36(1903)年11月久見漁業協同組合が作成した公文書があるが<sup>108</sup>、当時の久見村の戸数は73戸、居民356人、漁業の専業は5戸、その他は兼業、漁業の種類では鰐の鰐漬け漁が中心となる。最近の隠岐の島町久見地区の情況は平成22年の国勢調査では世帯総数60世帯、人口123人である。

さて、明治33(1900)年にも久見村を「隔年若クハ二年ヲ隔テ、断続ニ使用候場処」として利用していた中井養三郎は、隠岐地方の情報誌『隠岐新報』には「潜水器漁業 中井養三郎」という広告を掲載している<sup>109</sup>が、同年の内に書いた「履歴書」に「明治37年一切潜水器漁業ヲ廃シ専ラ海馬獵ニ從事ス」と書くにいたった。この時長年隠岐の潜水器漁業を2人で担って来た真野哲太郎は自分を含めて隠岐島前の漁師が竹島のアシカ獵で成果を上げることが出来なかつた体験を話してやめるよう忠告したという。このことを中井養三郎と交友のあった奥原碧雲はその著『竹島経営者中井養三郎立志伝』<sup>110</sup>に「明治三十六年氏は再びリアンコ島海驥捕獲業を企図せり、然るに、友人知己皆これを不可とし、ことに真野哲太郎氏の如き、大にその不可を鳴らし、隠岐國島前より、先はこの業に從事せんとして失敗せし歴史をひきて、熱心に忠告する処ありしも、氏の決心は牢乎として動かすべからず」と書いている。その後の中井の行動は周知の如くで、明治37(1904)年秋に上京して明治政府に「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」を提出、翌明治38(1905)年1月閣議で承認、2月22日には島根県知事松永武吉が県下に布告、県の公募で許可を得た共に明治36(1903)年竹島で海驥獵を行つた中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵が隠岐島司東文輔の斡旋で竹島漁獵合資会社を設立するにいたつた。

中井が撤退した後の島後の潜水器漁業は、西郷町東町の中畑兼繁、西町の永海寛市、久見村の池田北次郎が受け継いでいる。中畑は明治39(1906)年島根県調査団が竹島、鬱陵島へ出向いた時、隠岐島廳から参加を依頼された島前美田舟越の安達和太郎が自分は都合が悪いが潜水器漁業者の代表として中畑の参加を推したので、中畑は団員の一人となっている。中畑の「潜水器漁業願」は大正4(1915)、5(1916)年のものが残っているが、鮑と海鼠を漁獲の対象として周吉郡磯村、東郷村、西郷町東町、穩地郡都万村、五箇村北方の海域を願い出ている。永海は大正4(1915)年磯村の今津海域、大正5(1916)年東郷村字釜の鰐ガ口鼻から棒手川口大岩海域での潜水器の利用を許可されているが、同年の内に島根県知事折原巳一郎に潜水器漁業廃業届を提出している。永海は明治38(1916)年竹島でのアシカ獵の漁業権が公募された時、応募しているが許可されなかつた。その後は同漁業権を得た湊村の井口龍太の資金援

<sup>108</sup> 島根県農商部『中外海漁業場区』明治36年（島根県公文書センター所蔵）

<sup>109</sup> 『隠岐新報』（隠岐新報社、1904.1）

<sup>110</sup> 前掲注36

助を続けていた。島根県調査団の竹島、鬱陵島行きの際は団員に加えられている。久見村の池田北次郎は島根県の『竹島貸下海驥漁業書類』<sup>111</sup>によると同村の橋岡友次郎等と明治37(1904)年竹島へアシカ獵に行った人物でもあるが、大正5(1916)年4月から同年8月まで周吉郡中村の伊後専用区域で地元の許可を得て鮑、海鼠を潜水器で漁獲している。

## ② 竹島での潜水器漁業

現在の竹島の鮑は、江戸時代には鬱陵島の「竹島鮑」と呼ばれるものと区別して、「松島鮑」と称されていたことが鳥取藩政資料『御用人日記』等で確認出来る<sup>112</sup>。明治39(1915)年島根県調査団の責任者の一人として竹島に上陸した隱岐島司東文輔はその報告書「竹島の視察」に「鮑ハ周囲海岸に多く棲息するものと認められる、本島の鮑ハ体躯大ならず、其介の量百目ヨリ百二十目許りのものより大なるはなし、而して其種類ハ本土のめたかに似てめたかにあらす、また介に似て介ならず、則ちめたかとまた介の間の子にしてめたかに近かき一種類なり、味に於てハ異なる所なきが如くなるも、其肉質は稍硬き方なり、製造上必らず歩留り多からん、明鮑として誉むべき原料ならざるも、罐詰用に供するニハ最も適當ならんと考へらる」と紹介している。

川上健三の『竹島の歴史地理学的研究』に載る「熊本県天草二江町在住の中浦小平次氏の祖父中浦伊平次は、裸もぐりの漁場開拓のため朝鮮、濟州島、鬱陵島に進出した。その次男小十が潜水器を購入して明治16(1883)年には鬱陵島において採貝、採藻に従事し、その帰途今日の竹島に立ち寄って、四、五時間の作業であわび一、二〇〇貫余、あしか三頭を捕獲して隱岐経由で帰郷したことである（要略）」は竹島での潜水器漁業の恐らくは最初の記録である。<sup>113</sup>

天草の漁民潜水漁については、「二江村で行われ、1隻に5~8人乗込んで壱岐、対馬及び朝鮮近海にまで出漁した。アワビ、トサカノリ等を漁獲するが明治18(1885)年同村の出島久八、同辰五郎の工夫により眼鏡が完成し普及するに及び、二江の資源が枯渇するに至るまで乱獲におちいった」という<sup>114</sup>。また、二江村は、潜り漁による鮑漁が盛んで九州沿海だけでなく対馬、雲州（出雲地域）等へも出稼ぎ漁をした<sup>115</sup>。

川上健三に昭和30(1955)年「竹島出漁事例調査」を報告したという元隱岐高校校長の田中豊治は、天草の漁民の事例以外に隱岐島前の宇野操、隱岐島後の石橋松太郎が明治28(1895)年には竹島で鮑等を採取した事例も報告している<sup>116</sup>。また葛生修亮は明治30(1897)年代の竹島をヤンコ島の呼称で、「数年以前山口県潜水器船の望を属して出漁したるものありしが、潜水の際、無数の海馬群に妨げられたると」等竹島周辺の情況を紹介している<sup>117</sup>。

中井養三郎等が明治38(1905)年竹島漁獵合資会社を設立し、本格的に竹島でアシカ獵を開始しようとしていた翌明治39(1906)年5月初旬、鮑漁を目的とする天草の漁民約30名が竹島

<sup>111</sup> 前掲注58

<sup>112</sup> 鳥取県立博物館所蔵

<sup>113</sup> 前掲注16、200頁

<sup>114</sup> 『天草の漁業—漁業史と近年の漁業動向—』（九州農政局統計情報部刊、1975）

<sup>115</sup> 五和町史編纂委員会 編『近代天草漁業史料集成（五和町資料編4）』（五和町教育委員会、1996）

<sup>116</sup> 前掲注19、260頁

<sup>117</sup> 葛生修亮『韓海通漁指針』（黒龍会出版部刊、明治36年）124頁

に現れた。この年の会社の「業務執行顛末」<sup>118</sup>によると、来島していた会社の関係者と天草の漁民との間に一時不穏な空気が流れたという。つづく明治40(1907年)突然隠岐島前の真野哲太郎が竹島での潜水器漁業許可願を隠岐島廳経由で島根県に提出してきた。この許可願を隠岐島司東文輔は、中井等のアシカ獵に支障を来たすから許可しないで欲しいとの副申書を付して島根県知事松永武吉に送っている。こうした動向を知った竹島漁獵合資会社は代表者中井養三郎の名前で対抗するかのように竹島での潜水器漁業の許可願を島根県に提出した。提出理由には「他ノ漁業者ニ於テ竹島地先ニ於テ潜水器ヲ使用シ採鮑ヲ為スカ如キ事有之候テハ利害關係ヲ有セサルモノヽ事ニ候得バ海驢ノ群集蕃殖捕獲ニ多大ノ損害ヲ加フル義ニ付此ノ害ヲ可成少ナカラシメンカ為メ本社自ラ該潜水器使用ノ許可ヲ得候旨趣ニ出タルモノニ有之候」とある。島根県は真野にも竹島漁獵合資会社にも竹島の潜水器漁業を許可しなかった。なお中井養三郎は明治39(1906)年4月2日付けの東島司への書簡で、竹島の鮑はきわめて浅い海底に附着するので、「深海遺利採取ヲ本能トスル所ノ潛水器ヲ用フルノ必要ナシ」、「潛水器ヲ用セントセバ始メヨリ本県取締規則ノ海深制限ヲ無視セザルヲ得ズ」と記している。「本県取締規則ノ海深制限」とは、明治35(1902)年制定の「漁業取締規則」(島根県令第130号)第9条にある「水深五十尺(朔望低潮時)以下ノ淺所ニ於テ潛水器ヲ使用スルコトヲ禁ス」のことである。なお同じ取締規則には「縦徑三寸五分以下ノ鮑ヲ採捕又ハ壳買スルヲ禁ズ」や、第18条では「潛水器漁業営業中ハ其船艤又ハ適宜ノ位置ニ左ノ雛形ニ示シタル旗章ヲ船舷上四尺以上ノ高サニ建ツヘシ」等も規定されている。

明治初期島根県八束郡水産伝習所で幅広く水産技術を学んだ同郡加賀村(現在は松江市島根町加賀)の奥村平太郎は明治40(1907)年前後に鬱陵島に渡り、現地で手に入る鮑や鰯を利用した罐詰製造を開始し、道洞、苧洞、台霞洞の3ヶ所に工場を持つほど事業を拡大させた。鬱陵島からの輸出品の資料には明治38(1905)年度から鮑の罐詰が加わってくる。奥村は竹島の鮑に注目し、大正14(1925)年に隠岐の八幡長四郎から竹島の磯の権利を買い取り、総トン数5トンの発動機船に潜水器装備の舟2艘を曳航して竹島に渡り鮑の漁獲をさせた。発動機船には日本人の船長等5人、潜水器船には1隻に7人その中の1人は日本人潜水夫でその他の6人は朝鮮人の人夫だったという。

その後、病に倒れ昭和13(1938)年逝去しその子奥村亮が後を継いだ。同人の口述書によると<sup>119</sup>、彼は90トン、20トンの母船、運搬船を派遣して、潛水器船2隻、小船5隻で漁獲した。総勢約40人が作業にあたったが、日本人は監督等にあたる2~3人だけでその他は鬱陵島の朝鮮人だったという。奥村亮口述書の昭和13(1938)年以降竹島に行った朝鮮人はどういう立場の人達かはわからないが、「ウツリヨー」島の朝鮮人は、竹島が日本領土であるということは認識しており」とあるし、鬱陵島の朝鮮人だけで竹島への漁撈が確認出来るのは、「私は(昭和)十九年六月に、軍の命令で馬山の工場に移って終戦を迎えたが、その後は、私の使用人尹相辻(ウンサンスリー)一朝鮮人使用人頭、金茂生(キンモーセー)一漁船の監督者の両名が私の後をおそって「ランコ」島へ出漁していたとのことである。」がある。

奥村亮は鬱陵島から隠岐島後の西郷町にあった島根県立商船水産学校で学び卒業していたので隠岐と竹島の関係も認知しており、父平太郎の竹島での鮑の漁獲は密漁に該当すると考

<sup>118</sup> 前掲注58

<sup>119</sup> 「奥村亮口述書」『竹島漁業の変遷』(外務省アジア局第二課編、1953)

え、自らはアシカ猟と竹島の地先の一般漁業権を持つ久見の八幡長四郎と地先での鮑漁許可の契約を結び毎年地先の使用料を支払った。

### ③ 鬱陵島での潜水器漁業

現在確認している鬱陵島での最初の潜水器漁業は、明治 16(1883)年熊本県天草の中浦伊平次の次男小十が「鬱陵島で潜水器を利用して採貝、採藻に従事した」事例である<sup>120</sup>。この年は韓国の修信使朴泳孝の抗議を受け、鬱陵島に居た伐木者等の日本人全員が日本政府の指令で帰国させられたり、隠岐諸島では 4 郡の郡長高島士駿が長崎県五島列島の御手洗時太郎を通じ潜水器を隠岐に導入し、島根県では「潜水器漁業取締規則」も制定された年でもあった。

続いて明治 21(1888)年 7 月、大分県の姫野八郎次、三宅数矢等が漁船 4 隻に潜水機器 2 台を積んで隠岐経由で鬱陵島に到着し、島ではその対応に数々問題が派生した<sup>121</sup>。ただ島根県の資料にそれを証明するものは現在見つかっていない。

下って明治 35(1902)年 10 月 10 日の外務省通商局「通商彙纂」の「韓國鬱陵島事情・漁業の現状」には、「本年ハ天草隠岐の漁業者都合潜水器八隻道洞ヲ本拠ト定メ又志摩蟹船二隻天草ノ海士船一隻ハ苧洞ニ仮小屋ヲ構ヘ何レモ全島ヲ巡漁セリ」としている。隠岐の潜水器船については中井養三郎が明治 37(1904)年明治政府に提出した「りやんこ島領土編入并ニ貸下願」の文面に、「私儀鬱陵島往復途次本島（りやんこ島、竹島一筆者注）ニ寄泊シ」と記すが、鬱陵島への往復は潜水器漁業によるものと推測される。明治 39(1906)年の隠岐島司東文輔の報告書「竹島の視察」は竹島の鮑について報告した後、その後訪れた鬱陵島でも「水産物ハ鮑ヲ以テ第一トシ、昨年ノ如キハ潜水器三基ヲ使用セル」としている。隠岐の行政のトップが認知している明治 38(1905)年の潜水器三基は隠岐経由の出漁ということであろう。

「通商彙纂」は明治 38(1905)年 7 月 31 日の釜山駐在有吉明領事の「鬱陵島現況」で「本年 4 月熊本県民吉村某潜水器二個をもって採取に従事し潜水器一個に付一日生鮑平均三百斤なり、又三重県民濱口某は本年五月漁船二艘に海士三十二人水夫十人を率いて其採取を為し一日平均約五百三十斤内外を採取す」の記事も載せている。この濱口某については、川上健三の前記の書にも「明治二十三年(1890 年)には三重県志摩郡志摩町片田在住の奥村清助氏の祖父浜口清兵衛は、イギリスから購入した最新式潜水器を用いて、鬱陵島であわびやてんぐさの採取を行ない、翌二十四年、翌々二十五年にも引き続き同様の方法で操業した。さらに明治二十六年(1893 年)にも同島に出掛けたが、その際には潜水器は用いずに、志摩から海女三〇余名、その他合計五〇名を伴った」等のことが書かれている<sup>122</sup>。この濱口清兵衛については三重県の地元紙「伊勢新聞」が「ノルマントン号沈没場所を黒田参事官一行探求。片田村濱口清兵衛所有潜水器は海底 37 尋まで沈入。」という記事をのせている<sup>123</sup>。ノルマントン号とはイギリス船籍の商船で明治 19(1886)年 10 月 24 日横浜から神戸へ向かっていた折、和歌山県串本町潮岬沖で座礁している。この時の船探索に濱口清兵衛の潜水器船が活躍したのである。1 尋は 1.8 メートル強の長さをいうから 37 尋は 70 メートル近くの潜水が可能ということになる。この時期彼の

<sup>120</sup> 前掲注 16、200 頁

<sup>121</sup> 朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題(1)」『北東アジア文化研究』第 31 号（鳥取短期大学北東アジア文化研究所、2009）

<sup>122</sup> 前掲注 16、201 頁

<sup>123</sup> 伊勢新聞明治 19 年 12 月 1 日付記事「有効の潜水器」

活躍は明治 14(1881)年の第 2 回勧業博覧会への干鮑の出品、明治 16(1883)年の第 1 回水産博覧会への干鮑、塩鮑、粕漬鮑、鮑貝殻の出品にも見られる<sup>124</sup>。志摩から鬱陵島へは海女の移動の歴史をみると、瀬戸内海から対馬を経由して釜山へ船で行き、朝鮮本土の沿岸を北上し蔚珍や三陟あたりから鬱陵島を目指すのが一般的だったが濱口清兵衛は隱岐島を経由したこともあると思われる。

川上健三の前記の書には、鬱陵島への渡航は届け出を必要とした時期の隱岐西郷署の報告書に「明治二十九年志摩国ヨリ渡航スルモノハ大概海士專業ニシテ採貝採海草ニ從事スルトノ事ニ有之候」、「志摩国人浜口某ノ一行男女五十人計及当國(隱岐)人数名密航中ノ聞ヒアリ目下取調中」等があることを載せている<sup>125</sup>。下って明治 35(1902)年 5 月鬱陵島警察署の警部西村鉢象が釜山駐在の領事官幣原喜重郎宛ての報告書に「漁業者ハ多ク熊本ノ天草、島根ノ隱岐、三重ノ志摩地方ヨリ渡来ス」、「本年天草隱岐ノ漁業者都合水潛器船八隻道洞ヲ本據ト定メ又志摩ノ蛋船二隻天草ノ海士舟一隻ハ苧洞ニ仮小屋ヲ構ヘ何レモ全島ノ海岸ヲ巡漁セル」とある。この時期も天草は二江村、志摩は浜口清兵衛が明治 42(1909)年 4 月 26 日逝去だから彼を含む片田村の人達かも知れない。隱岐は潜水器を所有する島前の真野哲太郎。脇田庄太郎、島後の中井養三郎のいづれかは出漁している可能性がある。

大正 6(1917)年朝鮮水産組合刊行の『水産統計要覧』には「明治 35 年潜水器漁船ノ根拠地ヲ創トシ長崎、島根両県人移住シ其後經營シ以テ今日ニ至ル」と隱岐の漁民と考えられる島根県人が鬱陵島を越えて朝鮮半島に移住して潜水器漁業をしている現状を報告している。場所は慶尚北道盈徳郡丑山で戸数 28 戸、漁民数 101 人に及んだという。

総督府技師の報告<sup>126</sup>では、朝鮮に於ける潜水器漁業は「空気ポンプ器を設備した肩幅七、八尺の日本型帆船が潜水器一臺、納屋材料、製造用品の外、食品・食塩等を積み込み、潜水夫一人、船頭一人、綱持一人、船員兼ポンプ押五、六人、それに陸上納屋番一人が乗り込んで出漁し、漁場付近の適当な地に納屋を構へ、此處を根拠地として毎日出漁し、漁獲物は根拠地に持ち帰り製品とする」というやり方だった。許可船数は昭和 4(1929)年が 170 隻、5、6 年はほぼ同数の 168 隻で後述する鬱陵島の海域を含む第二区が毎年一番多い船数だったという。昭和 12(1937)年韓国で刊行された『朝鮮潜水器漁業沿革史』<sup>127</sup>は朝鮮沿岸の潜水器漁業は山口県萩市生まれの吉村與三郎なる者が鱈（ふか）漁から長崎で知った潜水器漁業に転業して明治 10(1877)年代から操業を開始し、徳島県伊島から進出した潜水器漁業の漁師等と共に発展させたものだとしている。昭和初期には潜水器漁業の経営者達が水産組合を組織したり、操業の競合を避けるため朝鮮沿岸に漁区を設定し所属を決めた。漁区には元山を拠点とする第一区、釜山に本部のある第二区、全羅南道の麗水を中心とする第三区、京城に本部がある第四区があつた。鬱陵島は二区に所属したが二区に登録されている潜水器総数は六十一基でその他のどの区よりも多かった。鬱陵島の経営者に片岡吉兵衛の名前がある。片岡吉兵衛は島根県簸川郡杵築村、現在の島根県出雲市大社町から明治期に鬱陵島に渡り、日本人居住地区の郵便局長、出雲大社が布教する大社教の神職等を務めて日本人移住者から元老の一人として尊敬されていたが、昭和初期には水産組合長も兼務しており、鬱陵島の潜水器漁業もこの時期経営者として関

<sup>124</sup> 『明治前期博覧会出品一覧・三重県』(三重県総合博物館所蔵)

<sup>125</sup> 前掲注 16、201 頁

<sup>126</sup> 北野退藏「朝鮮に於ける潜水器漁業」『朝鮮』7 月号 (総督府、1933)

<sup>127</sup> 朝鮮潜水器漁業水産組合刊、1937

係していたものと考えられる。片岡の名と共に記されている潜水器数は二基である。

なお第二区の潜水器漁業には徳島県伊島の神野(かんの)家の一族が多数関わっているが、伊島の潜水器漁業は島根県を本籍とする水産技師庵原文一(いはら ぶんいち)が指導、発展させたことがわかつており、間接的ながら鬱陵島の潜水器漁業に関する人物として片岡と共に庵原の名も付記しておく。またこの第二区で活躍した伊島の神野家の人々はその多くがこの地区で自ら潜水夫としての実績を持っている特色がある。ただ神野家の一族が鬱陵島で操業したことを見出す具体的な記録は見つかっていない。昭和 18(1943)年度の慶尚北道水産統計には、慶尚北道の漁場が鬱陵島の外 3 つの郡の海域にあり、鬱陵島道洞や水念等が漁船の碇泊、漁獲物の陸揚場であるとしたうえで、明治 44(1911)年、大正元(1912)年、大正 5(1916)年、昭和元(1925)年、昭和 10(1935)年、昭和 15(1940)年、昭和 16(1941)年、昭和 17(1942)年、昭和 18(1943)年の漁獲高を統計にまとめ、昭和 18 年については詳細な分析を行っているが、鮑等の漁獲を目的とする潜水器漁業は太平洋戦争中で器材が整わないのか裸潜業と比較すると従業者も漁獲量も少ない<sup>128</sup>。

#### ④ おわりに

隱岐諸島、竹島、鬱陵島という島嶼に関する点在する潜水器漁業に関する資料を今回整理してみた。隱岐諸島については、隱岐 4 郡の郡長であった高島士駿の行政的指導で長崎県五島列島から導入されたことが明白で、時期も明治 10(1877)年代の日本全国で 9 県だけの中に入る古い時期の導入だった。島前の真野哲太郎、島後を中心に活躍した中井養三郎は隱岐諸島を中心に初期の潜水器漁業を発展させた双璧と評価すべき人物である。なお当初隱岐諸島での潜水器が 2 基までと制限されていたことは、乱獲防止への対応とカシコ舟の上から箱メガネで海底を覗き、先端に銛状の金属をつけた竿で挟みとる伝統的で零細な漁法との共存を意識した行政的措置と思われる。また潜水器漁業に従事していた中井養三郎が明治 33(1900)年提出した「陳情書」に隔年もしくは 2 年おきに潜水器漁業に出向く所として穩地郡久見村を挙げていることは、かなり早くから石橋松太郎や橋岡友次郎等同村に住む人達との交流があり、その人達を通じての竹島のアシカに関する具体的な情報を入手できたので後の中井が潜水器漁業からアシカ猟に転身する要因の一つとなったことが推定されて興味深い。

竹島での潜水器漁業は鬱陵島に住んで罐詰製造業を営んでいた奥村平太郎・亮親子の出漁が具体像を伝えてくれる。明治 39(1906)年竹島、鬱陵島へ出向いた隱岐島司東文輔がその報告書「竹島の視察」で竹島の鮑の特色を詳細に記して「罐詰の材料に最適」としているから、同家は罐詰製造をする者として竹島で潜水器二基を駆使して鮑漁を継続的に行っていたと思われる。先述したように奥村亮は、父奥村平太郎の竹島での潜水器漁業は密漁だったとし、アシカ猟と竹島の地先の一般漁業権を持つ久見の八幡長四郎に地先の使用料を払い続けた。鬱陵島に戦前居住し漁師の父に少年時代数回竹島に連れて行ってもらったという隱岐の島町加茂の N 氏は過年の聞き取りの時「隱岐の人が権利を持つ竹島の鮑を断りもなく獲って申し訳ない」というのが父の口癖だったと語られた。鬱陵島から竹島への出漁する多くの日本人は竹島での漁業は隱岐の人の権利だと意識していたと思われる。竹島での鮑漁は中井養三郎が「竹島の鮑の多くは浅い場所にいるので、潜水器が不要だ」と書いていることも先述したが、昭和 10(1935)

<sup>128</sup> 慶尚北道漁業組合連合会『昭和 18 年度 慶尚北道水産統計』(京都大学図書館所蔵)

年頃久見の橋岡忠重等と竹島へ出掛けで鮑漁をしたという故吉山武氏は「自分はカンコ舟の上から箱眼鏡で海底をのぞき竿で獲ったが、濟州島から雇われて来ていた海女さん達はもぐって鮑を獲っていた」と竹島では潜水器漁業以外の漁法も数多く利用されていたことを聞き取り調査時に話された。鬱陵島の潜水器漁業は明治 10(1877) 年代から熊本県天草の漁民の進出で開始され始めたと思われる。その後大分県や山口県等周辺地方の漁民により漁獲量も漁場も拡大していった。明治 37(1904) 年それまで潜水器漁業に専念していた隱岐の中井養三郎がたびたび鬱陵島へ往復していたと明治政府へ提出の文書に記しているのは、隱岐から鬱陵島への潜水漁業のための出漁を意味するものだと思われる。

大正期になると朝鮮近海に潜水器漁業で鮑、海鼠、貽貝、栄螺等を漁獲する勢力が多くなり、競合による争いを防ぐ為に「潜水器漁業操業区域」が設定された。釜山に大正 12(1923) 年設立された朝鮮潜水器漁業株式会社が統括する第二区は徳島県出身の谷禹三郎が長らく社長や組合長を務め、同じ県の伊島の神野房太郎等神野家の一族が潜水器船を所有し区内の各地で活躍した。鬱陵島もこの漁区に入ったが、鬱陵島に居住する島根県出身の片岡吉兵衛が同島の水産組合長を兼ねると共に、管理する二基の潜水器を駆使して鬱陵島沿岸の潜水器漁業を展開していった。

以上が隱岐諸島、竹島、鬱陵島での明治、大正、昭和前期の潜水器漁業のあらましである。隱岐諸島と竹島では隱岐の人達による隱岐の水産業として持続し続け、そこに鬱陵島在住の奥村家が確証製造業の原料確保の為に竹島へは二基の潜水器で加わっている。鬱陵島では『朝鮮潜水器漁業沿革史』<sup>129</sup> や最近水産史研究会が刊行された『帝国日本の漁業と漁業政策』<sup>130</sup> が紹介する日本と韓国の合邦期に生み出された多様で各地からの出漁者による潜水器漁業が展開し、漁獲された物の多くは釜山へ集積されたことが特色だと思われる。なお潜水器漁業全体の特色については、前記の志摩の水産業者浜口清兵衛に関する事業の展開史や同地区の海女達の潜り漁の実態等を研究されている三重大学の塙本明教授は、多額の設備投資を伴う潜水器漁業は資金回収の意識が強いために資源を保護して将来に備えるという感覚を持ちがたく乱獲になりやすいこと、命を落とす危険性も高い漁法で関わる人達には乱暴な言動も多く、沿岸の住民との紛争も多かったこと等を挙げられ、資源の持続可能性や人間関係の円満さ等から「海女が潜水器械と競争して多いに勝を制して居る。(「伊勢新聞」明治 45 年 2 月 25 日付)」という現象が各地に見られたとされる<sup>131</sup>。

この小論の作成には、徳島県、特に伊島の現地調査や長崎大学水産学部の調査に同行してくれた藤井賢二氏、隱岐島前の現地調査をして多数の情報を提供いただいた山崎佳子、内田てるこ氏の協力があった。記して感謝申し上げる。(本稿は、Web 竹島問題研究所掲載の「隱岐諸島、竹島、鬱陵島での潜水器漁業」(2018 年 12 月 05 日) に加筆訂正した上で再録した。)

<sup>129</sup> 朝鮮潜水器漁業水産組合『朝鮮潜水器漁業沿革史』(朝鮮潜水器漁業水産組合編、1937)

<sup>130</sup> 伊藤康宏、片岡千賀之、小岩信竹編著『帝国日本の漁業と漁業政策』(北斗書房刊、2018)

<sup>131</sup> 塙本明「近代志摩海女の朝鮮出漁とその影響」『三重大史学』第 16 号 (2016) 25-48 頁

#### IV. 島前から島後へ（山崎）

前章でみた潜水器漁業をはじめ、漁業の技術は本土から取り入れたのち、隠岐各地へと伝播していくが、近世まで日本各地で行われていた二ホンアシカ猟については、これまでに判明したところによると、島前西ノ島の三度地区で幕末から行われ、それが近代に入り、島後へと技術移転がなされたことは前述の通りであるが、これまでの研究において筆者は、島後の西村在住の田中才次郎が三度のアシカ猟の実業者を雇って松島で捕獲したこと、田中と同時期に湊地区で大敷網の漁業許可を申請した井口筆太郎と龍太の兄弟がおり、この井口龍太が竹島漁猟に明治36(1903)年以降実地監督者として参加することから、三度地区のアシカ猟の技術が井口を通じて竹島での漁猟につながったと推測した<sup>132</sup>。

ただし、平成17年8月、杉原が依頼した村尾秀信隠岐の島町教育長（当時は中村中学校校長）の調査により井口龍太のご子孫が判明したが、位牌には龍太「郎」とあった。拝借願には弟「龍太」とあることから、この龍太郎と龍太とが同一人物であるかどうかの確認が必要であったが、今回の西村での調査では、明治11(1878)年に湊村で大敷網の許可を申請していた西村の田中才次郎氏は、屋号は東屋、明治28(1895)年に44歳で死亡。また明治12(1879)年5月6日鯨漁場拝借願を提出した井口筆太郎は、屋号は仲之屋で、龍太郎、権太郎という二人の弟がいることが判明した。つまり、井口筆太郎の弟龍太郎は、龍太と名乗っていたことが証明された。このことにより、大敷網漁を湊地区で行った井口龍太と竹島でのアシカ猟の実地監督者であった井口龍太が同一人物であることは疑いの余地がない。

なお、西ノ島在住の元中村中学校校長から、45、6年前、中村の湊地区にある岡田屋旅館の庭に大きな釜の跡があり、そこで「30年ほど前まで、2昼夜かかって竹島へ行き、アシカを持ち帰ってその釜で煮て油を取っていた」と宿の老人より聞いたとの証言を得たため、岡田屋のご子孫と隣人に確認したが、現在そのような跡は残っていないとのことであった。それ以外にも中村では竹島漁撈についての証言も多少得られているが、漁業権を持っていない違法な漁という認識があったようで、積極的に伝わってこなかったような印象があった。今後は、こうした証言も丁寧に拾い集めることが重要であろう。

湊地区はその北方の白島や松島でのアシカ猟が知られているが、当時の記憶を持つ古老らの証言によると、アシカの解体を行ったのは中村川の河口に沿ってひらけた住宅地の一角の庭などで、不要な内臓や骨はそこで埋めたため、今でも骨などが残っているはずとの事であった。アシカの油を抽出する大釜が庭先にあったとしても矛盾は感じられない。

#### V. 結果と考察（山崎）

以上のように、公式編入以前に行われていた隠岐の人々、特に島前の水産関係者が本土からの影響を受けながら日本海へと進出し竹島へと出漁していった様子を現地調査に基づいた情報を織り交ぜながら描写した。

まず、IIにおいて竹島に渡航した島前の人々について記述したが、維新後の隠岐からの竹

---

<sup>132</sup> 前掲 44、213-217 頁

島への出漁者の先駆者について、明治20(1887)年代末に宇野操のような庄屋を務めた廻船問屋や真野哲太郎のような、比較的大手の水産業者であり、彼らが竹島の漁場としての開発の潜在的経済価値に注目し、試験的操業を行ったのが実態であったと考えられる。しかし、結果としてそのような大手の業者による投資に見合う成果が得られなかつたためか、失敗とされ編入後の貸下げ願は、浦郷から的一件のみであった。

次に、IIIにおいて検討したように、島前から多くの鬱陵島への出漁者、移住者が見られるが、先駆者であった脇田庄太郎が明治33(1900)年2月島根半島美保関で潜水器漁業を行い、他にも鬱陵島を経由して朝鮮半島にもその移住先を広げていた者がいるように、鬱陵島での漁獵も本来は日本海での遠洋漁業の一部に過ぎなかつたと思われる。その後の明治後期以降の鬱陵島への移住者のうち、隠岐人の割合が多かつたのは、地理的に近接しており季節的移住や通漁的移住を他地域より容易にしていたことと、朝鮮に限らず外地への移住には、地縁・血縁が大きな役割を果たしていたことが考えられる。

また、竹島での島前からの潜水器漁業が失敗であった理由に、当時鬱陵島の人口圧が高まつたことによる竹島でのアシカの増加が要因として考えられるが、島前でのアシカ獵が島後へ技術移転したように、竹島でのアシカ獵の実情も島前を通して伝えられたと思われる。前述したように、島前での潜水器漁業を手広く行っていた真野哲太郎は、島後での潜水器漁業の許可を得ていた中井養三郎に竹島のアシカ獵について警告していることが分かっているが、石橋松太郎と竹島へ出漁していたことから、中井が真野を通じて石橋の竹島での成果を耳にしていた可能性は高い。それは、石橋が明治36年、37年になつても島前在住者を雇用して竹島へいることからも、裏付けられる。

一方杉原が記した通り、中井は当時久見での潜水器漁業の許可を地区の者から得ており、久見で噂になつてゐたという竹島での成果を石橋やその関係者から伝えられた可能性も捨てきれない。今後、久見地区での調査を継続する必要があろう。

なお、島後に比べて島前からの竹島や鬱陵島への出漁者が多かつた理由について、島前の地理的要因による土地生産性の低さと人口増加率を要因として推定したが、一方で西ノ島内の比較において、より自然環境が厳しい浦郷に比べ、物井を含む宇賀地区からの出漁者が多かつたことが矛盾点として挙げられる。しかしそれは、物井が明治以降に日本海遠洋漁業の拠点となり、かつ調査で明らかになつたように「物井七里職人町」と呼ばれるほど多彩な職業の人々が集まる村であったことに起因すると推察される。竹島出漁者や鬱陵島移住者のリストからわかるように、当時の日本海遠洋漁業はその従業者を、地縁や血縁者に依存することが多かつた。また、アシカ獵のように近代的な漁業技術や加工に特殊な技術が必要な漁は特にこうした傾向が強かつたことが推察される。

近年、竹島での漁獵に關し鬱陵島との関係性のうち、一部を切り取る形で必要以上に重視し、日本人全体が竹島を鬱陵島の属島と認識していたかのように主張する研究が少なからず存在するが、維新後度々提出された開発願の内容などからしても、そのような事実は確認できない。特に、隠岐の人々の竹島出漁や鬱陵島への異動・移住の実態からすれば、そのような主張は論拠のない推測と言わざるを得ない。むしろ、朝鮮東海岸を含む日本海は隠岐の人々の経済活動の範囲であったことは明確で、竹島も鬱陵島もそれぞれその区域内に存在する島々であり、一方隠岐での現地調査の際によく耳にした、「竹島は島後のもんじやけえ」「竹島（鬱陵島）は本当はうちら（西ノ島）のもの」といったつぶやきに表れるようにそれは近代的領土の認識とは必ずしも一致しないものの、本土に比して技術や資本に恵まれない

が地理的に優位である隱岐人が率先して開拓した、その経済活動の範囲に属する貴重な宝の島という認識であったのが実態であろう。

### おわりに

本論考では、明治38(1905)年の公式編入に至る過程 -前史-として、島前から見た公式編入に至るまでの竹島での漁撈、鬱陵島への出漁への実態を現地調査から得られた情報を基に考察するという新たな試みを行った。

その結果、本土には遅れるものの、島後には先んじて日本海の遠洋漁業へと乗り出した島前の漁業者にとっての明治38(1905)年時点での竹島とは、鬱陵島などその他の地域に比べて単独では投資に見合う回収が見込めない島であったと考えられる。ただし、その後潜水器漁業の許可を出願していることから、その状況は改善されたことが推察される。

また、竹島に限らず、鬱陵島への島前の水産業者による出漁や移住は、明治期以降も増加した人口を支えるために積極的に行った日本海への進出の一環であり、植民地史観に基づく、「漁民による朝鮮侵略でありそれを日本帝国主義国家が韓国併合に利用した」といった批判には当たらないことが分かる。

同じく、公式編入直後に許可漁業制に移行した際に、島後の人々からの出願が圧倒的多数であったことは、石橋松太郎や井口龍太など、参入した水産業者が島前に比べ事業や資産が比較的小規模であったことなどが推定される。また、島の中においても特に久見地区に竹島出漁者が多かったことについて、同様の地理学的な要因が寄与したことが考えられる。つまり、他地区に比べて土地生産性の向上を図りづらい地形であった久見地区の人々が、日本海遠洋漁業の中でも比較的アクセスのよい竹島のアシカ猟という特殊な漁撈に特化して進出したことは、自然な流れであったかもしれない。今後の島後での調査における課題としたい。

最後に、島前では竹島は島後のもの、といった意識も強くまた、150年以上遡る出来事でもあり、竹島漁撈に関わった人物や、数多い島前からの鬱陵島移住者の特定からご子孫の確認までかなりの日数を要したが、結果として全員ではないものの、多くの人々について貴重な証言を得ることができた。また、史料がほとんど残っていないとされた西ノ島において、人づてに丁寧に訪ね歩いたことから、ふるさと館に保存されている古文書はもとより、各戸に残された諸家文書などを閲覧し、その多くを撮影・データ化できたことは、一定の成果であるといえるであろう。しかし、お会いできなかった方にも数名おられ、また知夫里島での調査はいまだ途中であることなど、今後の課題も残る。

なお、貴重な証言をしてくださった古老の方々の中には、既に物故者となった方もおられ、我々の調査が唯一の記録となることは間違いない。今後の竹島研究に役立つことを願いつつ、こうした調査協力者の皆様に深い感謝を述べるとともに、その思いを伝えることが少しでもできれば、幸いである。

## 資料

### 1. 戦後の出版物中の島前からの竹島出漁者

- ・ 宇野操
- ・ 真野哲太郎
- ・ 西当佐太郎

出典：川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966）、田中豊治『隠岐島の歴史地理学的研究』（古今書院、1979）

### 2. 島根県所蔵資料から確認できる明治36-38年の島前からの竹島漁業権出願者と出漁者

・ 淀江徳若	知夫郡浦郷村	明治38年12月 漁業許可願を提出
・ 木下徳次郎	知夫郡大山脇	
・ 近藤謙八	知夫郡黒木村大字別府	
・ 中屋（姓名不詳）	知夫郡美田尻	
・ 小谷松次郎	海士郡海士村東	
・ 村岡惣太郎	知夫郡物井	
・ 面谷傳次郎	海士郡海士町大字中里	
・ 近藤謙八	知夫郡黒木村大字別府	
・ 近藤安太郎	知夫郡黒木村大字別府	
・ 米屋	知夫郡別府村	
・ 仲屋	美田村	

出典：『竹島貸下海驥漁業書類』（明治38年～同41年）（島根県公文書センター所蔵）

### 3. 外務省外交史料館所蔵資料から確認できる明治期の島前からの鬱陵島渡航者名

#### 西ノ島

（浦郷・浦江村）

- ・ 門 萬太郎（文久3年生、明治31年渡航）、妻カメ（明治元年生）
  - ・ 門 又太郎
  - ・ 石塚三次郎（明治31年渡航）
  - ・ 石塚齊次郎
  - ・ 村尾八郎
  - ・ 玉島愛十
  - ・ 笠本松次郎
  - ・ 真野重次郎
- （美田村）
- ・ 木村源一郎
  - ・ 木村音若
  - ・ 三美幸大

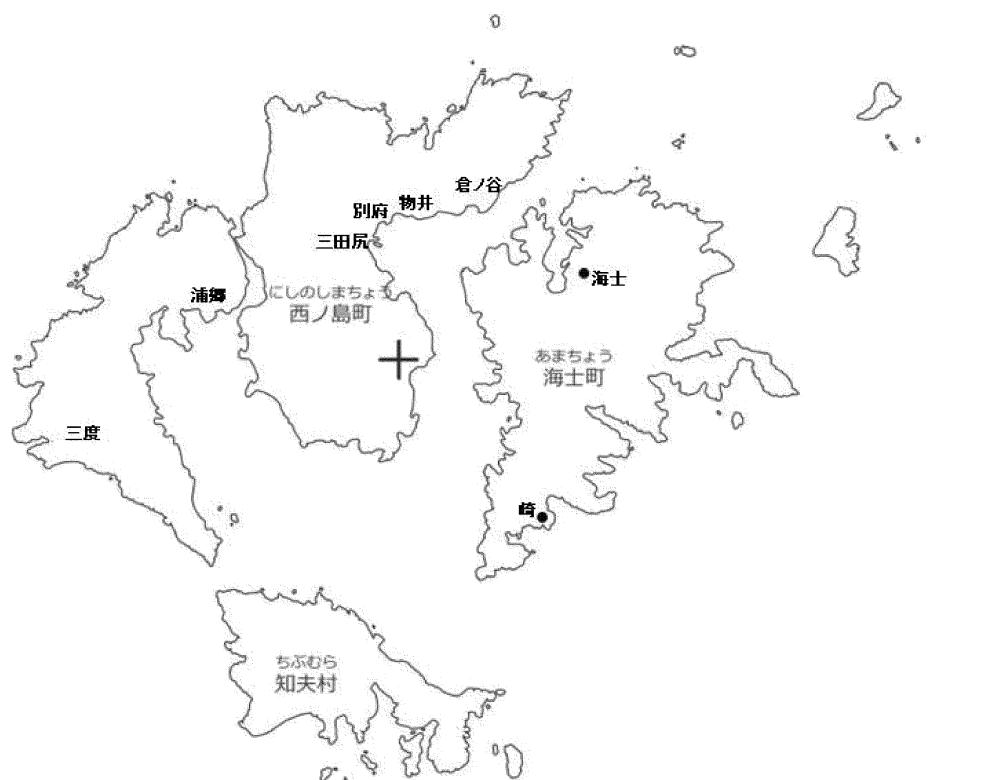
- ・ 近藤重美
  - ・ 近藤市太郎
- (別府村)
- ・ 吾妻吉太郎
  - ・ 中村正録（明治30年渡海、木挽、29才）
  - ・ 秋田喜八郎
  - ・ 宇野若次郎
- (宇賀村)
- ・ 脇田庄太郎（鍛冶職ヲナシ竹島ノ產物ト交換ヲスル）、妻キチ
  - ・ 村岡新太郎
  - ・ 珍部直市
  - ・ 川宇太郎
  - ・ 乙賀留次、妻キク
  - ・ 真野芳市
  - ・ 田中多造
  - ・ 宇野操
  - ・ 坂栄為次郎
  - ・ 万谷金造
  - ・ 田中金七
  - ・ 西浜福太郎（明治29年渡航、40才、大字倉谷村）
- (物井村)
- ・ 乙賀富吉（雜業 明治30年渡航、42才）、妻キク 32才、長女ジウ 5才、長男秀男 3才

- 中ノ島（海士）
- (海士村)
- ・ 村尾 次男 海士村字東
  - ・ 岡部龜太郎 海士村字東
  - ・ 宮部清次郎 海士村字東
  - ・ 村尾文次郎 海士村字東
  - ・ 赤木 信藏 海士村字東
  - ・ 小桜筆次郎 海士村字東
  - ・ 中畑 政光 海士村（明治10年生、明治32年渡航）
  - ・ 黒田仙五郎 海士村
  - ・ 中吉末次郎 海士村
  - ・ 花谷七三郎 海士村
  - ・ 山名長太郎 海士村
- (福井村)
- ・ 横棚 太郎 福井村字菱
  - ・ 伊野 太郎 福井村
  - ・ 井藤徳太郎 福井村

- ・ 桃井六三郎 福井村
  - ・ 濱田 キク 福井村
  - ・ 中川 熊七 福井村
- (崎村)
- ・ 清水 萬市 明治31年渡航

出典：「西坤第 691 号」『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』（明治 16 年～33 年）、「朝鮮領竹島へ渡航者ノ件」、「鬱陵島在留日本人々名原簿及渡航年限」（外務省外交資料館所蔵）

#### 4. 主な竹島関連地域



## 5. 現地調査記録

### 第1回調査

平成26年9月15～17日 隠岐郡西ノ島町、海士町

9月15日

西ノ島町別府

宇野斌・映子夫妻

米屋旧居

9月16日

西ノ島町別府

宇野映子氏

宇野斌氏

西ノ島町浦郷

口村光房氏

真野享男氏

角谷弘道氏

門淳子氏

渡愛子氏

松浦道仁氏

宇野喜美子氏

小林輝夫氏

海士町海士

隠岐神社宮司村尾周氏

山斗金造氏

山中重遠氏

9月17日

西ノ島町別府

正木屋旅館現当主

別府米屋縁戚

### 第2回調査

平成26年10月1～2日 隠岐郡西ノ島町

西ノ島町別府

正木屋旅館

ふるさと館

### 第3回調査

平成26年12月21～24日 隠岐郡西ノ島町、海士町

12月22日

西ノ島町浦郷

JFしまね浦郷支所（元組合長）

西ノ島町中央公民館図書室  
西ノ島町三度  
地福寺  
前田忠信氏  
西ノ島町別府  
JFしまね黒木出張所（旧黒木漁協）  
喫茶風花（別府港ターミナル）  
正木屋旅館  
12月23日  
西ノ島町物井  
西ノ島町宇賀  
12月24日  
西ノ島町別府  
西ノ島町役場黒木支所  
西ノ島町物井  
中畠乙次郎氏  
共同墓地  
誓願寺  
松浦政雄氏  
海士町海士  
隱岐神社  
海士町中央図書館

#### 第4回調査

平成27年5月26～27日 隠岐郡西ノ島町  
西ノ島町倉ノ谷  
西ノ島町別府  
高崎の鼻  
摩天崖（矢走26穴）  
西ノ島町三度

#### 第5回調査

平成27年7月24～27日 隠岐郡西ノ島町、隠岐の島町  
西ノ島町物井  
誓願寺  
西ノ島町倉ノ谷  
小西富夫氏  
西ノ島町別府  
ふるさと館  
西ノ島町美田尻

隠岐の島町西郷  
隠岐の島町役場

#### 第6回調査

平成27年9月14～16日 隠岐郡西ノ島町、隠岐の島町  
真野家現当主（電話調査）  
西ノ島町美田  
佐倉真喜子氏  
美田中屋  
西ノ島町物井  
丸谷哲雄氏  
西ノ島町美田尻  
前野忠教氏  
隠岐の島町

#### 第7回調査

平成27年12月2～4日 隠岐郡西ノ島町  
西ノ島町別府  
ふるさと館

#### 第8回調査

平成27年12月11日 大阪府池田市、兵庫県神戸市須磨区  
近藤正次氏  
東條むつみ氏

#### 第9回調査

平成27年12月17日 千葉県流山市（江戸川大学）  
宇野正人氏

#### 第10回調査

平成28年8月4～9日 隠岐郡海士町、西ノ島町、隠岐の島町  
8月4日  
海士町海士  
波多日出夫氏  
小谷家跡  
海士町歴史資料館  
海士町教育委員会教育長  
村上助九郎邸  
8月5日  
海士町崎  
渡邊家跡

渡邊家の墓  
滝中茂氏  
面谷家の墓  
桃井家福井村菱  
大野由喜代氏  
海難者慰靈塔（ロシア人墓地とは別のもの）

8月6日

西ノ島美田  
安達和良氏  
角谷弘道氏（電話調査）  
近藤宮子氏

8月7日

西ノ島町宇賀  
浜本友三郎氏  
西ノ島町物井  
丸谷氏  
海士町北分  
田畠有吉氏  
上谷静子氏

8月8日

隠岐の島町中村  
吉田光秋氏

#### 第11回調査

平成28年10月3～10月6日 隠岐郡海士町、西ノ島町、隠岐の島町

10月3日

海士町菱浦  
榎原朝雄氏

10月4日

西ノ島町別府  
安藤猪太郎氏旧居  
ふるさと館  
山中慎嗣氏  
口村光房氏  
西ノ島町浦郷  
町立図書室  
西ノ島町美田  
佐倉真喜子氏

10月6日

隠岐の島町久見  
杉原由美子氏

隱岐の島町中村  
吉田光秋氏

#### 第 12 回調査

平成29年5月8～11日 松江市、隱岐郡海土町、隱岐の島町  
5月8日  
松江市  
野津旅館  
5月9日  
海土町海土  
西明寺  
5月10日  
隱岐の島町西郷  
森忠五郎氏旧居  
西郷共同墓地  
隱岐の島町西村  
田中隆一氏  
土井福弘氏

#### 第 13 回調査

平成29年6月12～14日 隱岐郡西ノ島町、隱岐の島町  
6月12日  
西ノ島町別府  
安藤喜久子氏  
吉田あき氏  
西ノ島町美田尻  
前野忠教氏  
6月13日  
隱岐の島町西村  
田中隆一氏  
斎藤満久氏  
6月14日  
隱岐の島町西郷  
西郷中学校  
隱岐の島町役場

#### 第 14 回調査

平成29年7月14～15日 隱岐郡知夫村、隱岐の島町  
7月13日  
知夫村郡  
郷土資料館

知夫村仁夫  
道下雪枝氏  
平木伴佳氏  
隱岐の島町久見

(以下参考資料として、本調査以前に杉原等の行った調査のうち、記録の残るものについて掲載した。)

平成 16 年調査

平成 16 年 9 月 25 日 隠岐郡隱岐の島町  
村尾秀信氏

平成 20 年調査 1

平成 20 年 2 月 25 日 松江市  
西濱一男氏

平成 20 年調査 2

平成 20 年 7 月 14～15 日 隠岐郡西ノ島町、隱岐の島町  
近藤宮子氏  
近藤清氏

平成 21 年調査

平成 21 年 6 月 15 日 隠岐郡海士町菱浦  
新谷光男氏  
中本君子氏  
田畠有吉氏  
上谷静子氏  
近藤宮子氏

その他調査にご協力頂いた方々（順不同）

宇野喜美子氏  
村尾周氏  
木下静雄氏  
近藤歳造氏  
下中栄氏  
竹谷克則氏  
土井幸子氏  
野津洋三氏  
波多努氏  
浜板健一氏  
藤森敬子氏  
藤森貴子氏  
前田安住氏  
牧田サキエ氏

松浦道仁氏

山斗金造氏

山中重遠氏

山中慎嗣氏

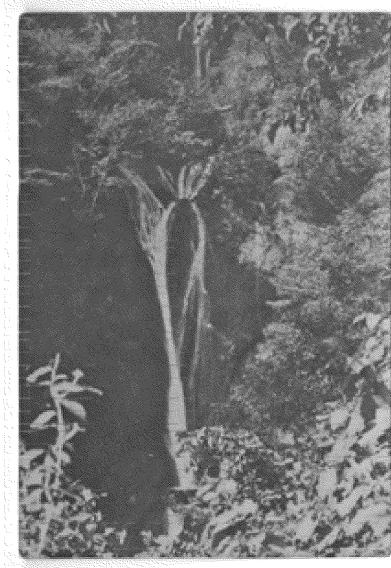
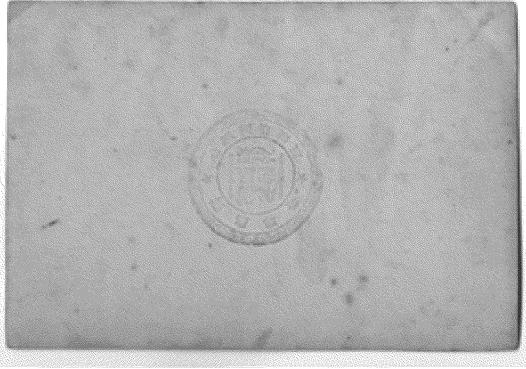
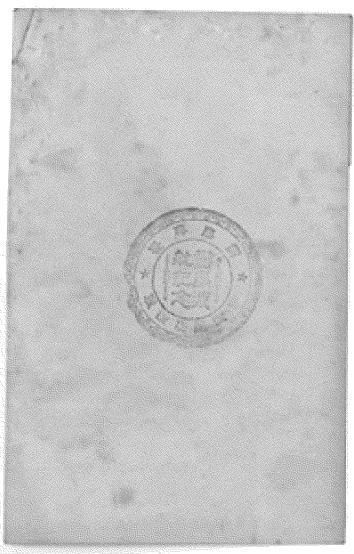
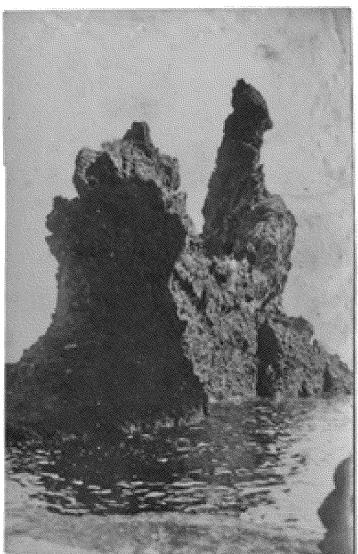
吉谷進氏

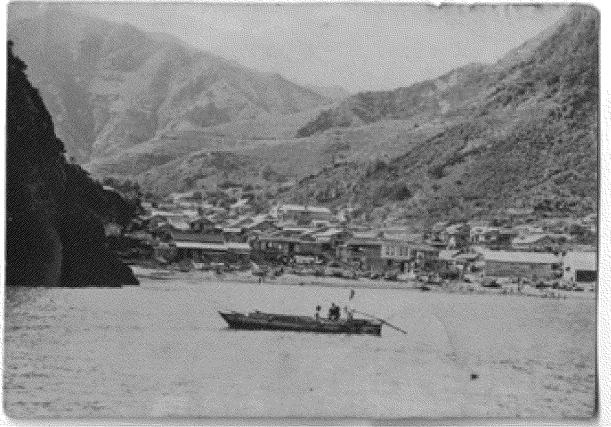
吉田あき氏

渡愛子氏

## 6. 島前関係者所蔵の写真

宇野正人氏所蔵鬱陵島写真





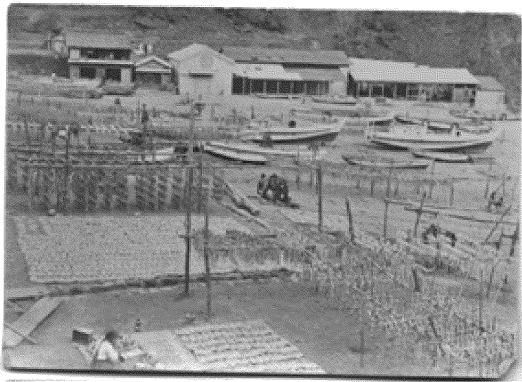
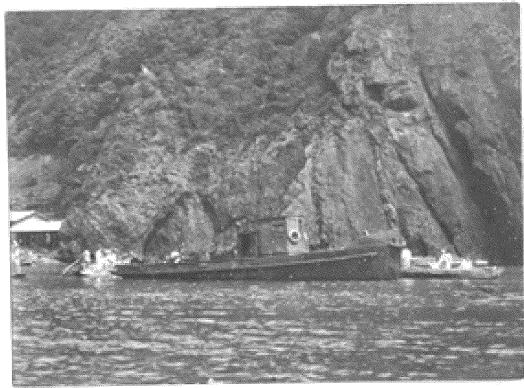
↑ ↓道洞港



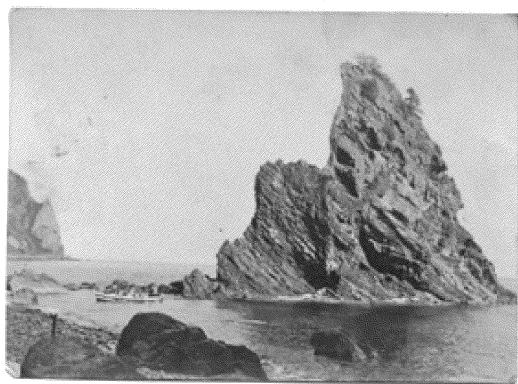
↑『爵陵島友会報 第一号』（昭和39年10月1日）に”道洞港之絶景”として掲載されている

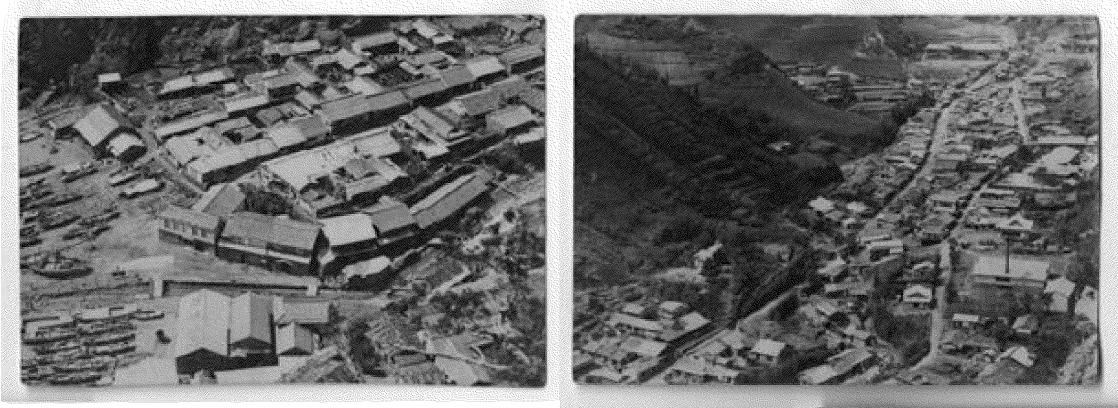


↑道洞港



↑『鬱陵島友会報』（第8号 1971（昭和46）年5月15日）に、こんな時もあった（昭和10年頃）“島の名物 するめの出荷 いかごうり二百俵” “するめ満船 大東丸は一路境港へ”として掲載されている





屋根の上の看板には「宇野商店」と書かれている」

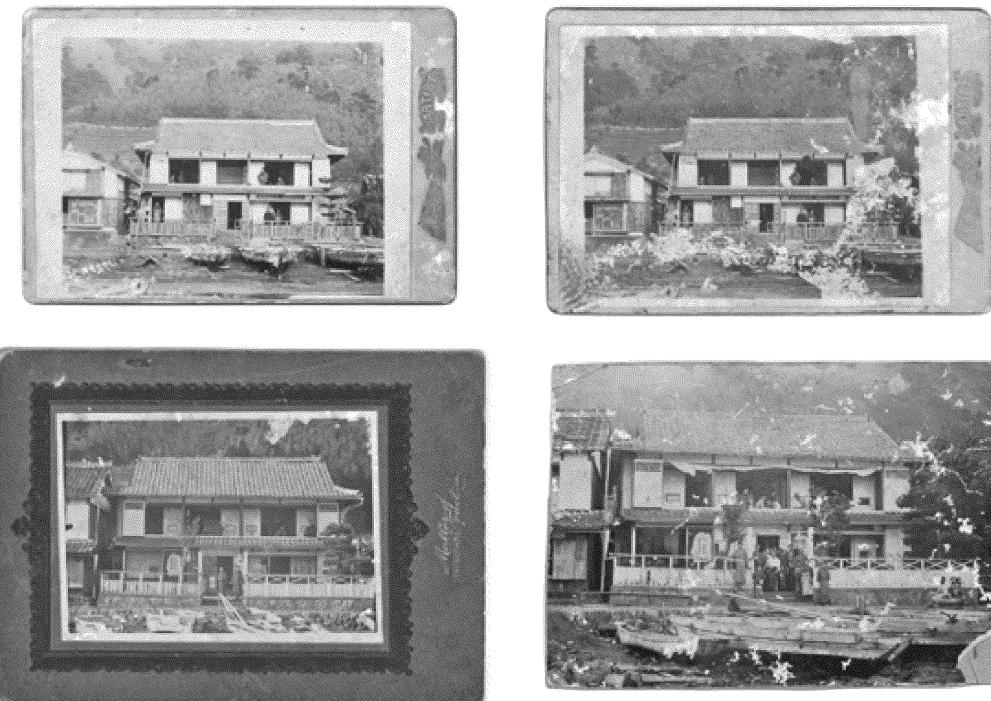
『爵陵島友会報』第5号  
 (1967(昭和42)年11月1日)より  
 昔(大正時代か)はやったという、思い出の  
 島のうた  
 「せまいウツレウトウで全く便利です  
 居島缶詰所に松本料理店  
 宇野薬品店に小谷屋温泉に  
 しなじな便利を与へて頂戴ね」



薊陵島公立尋常高等小学校前で撮影された写真



正木屋所蔵写真（宇野若次郎氏、正木屋旅館関係）（西ノ島町）



看板に「洋酒缶詰」「西郷町中井」などの文字が見える



宇野若次郎氏（正木屋二代目当主）夫妻  
「松江市 立花写真館」のマークあり



↑現在の正木屋旅館（旅館の営業はされていない）



正木屋旅館 2階の部屋。床の間や飾り棚に鬱陵島の木が使われている。

現当主の宇野氏によると 100 年以上前の建物だということである。先代当主の頃、昭和 56 年に正木屋を訪れこの部屋に通され、写真を数枚見たという児島俊平氏によると、宇野若次郎は鬱陵島で財をなし、その島の良材をもって明治 40 年頃に建築、旅館を開業したと記述されている。

その内容は、児島俊平「鬱陵島と隱岐の漁民（中）」（『島前の文化財』第 11 号（昭和 56 年 12 月 3 日））に詳しい。



農商工部水産局編『韓国水産誌(第二輯)』(明治 43 年発行)に載っている写真と同一のものである。右端に子どもを連れて立っているのが宇野若次郎。児島俊平「鬱陵島と隱岐の漁民(中)」(『島前の文化財』第 11 号(昭和 56 年 12 月 3 日))に紹介されている。裏面には「朝鮮 郁陵島 道洞 烏賊大漁 陸揚景」と書かれている。

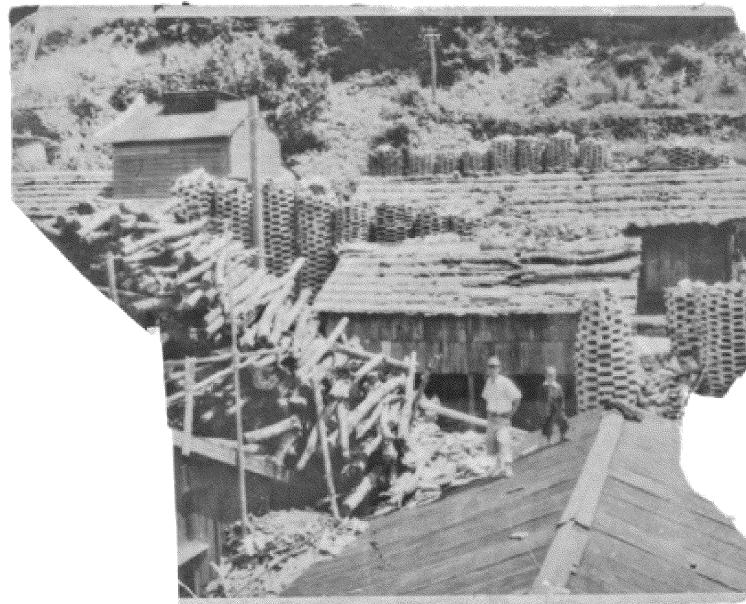


裏面の文字 「明治四拾二年旧二月撮影 郁陵島  
道洞港 雪中 碇泊船朝日丸」



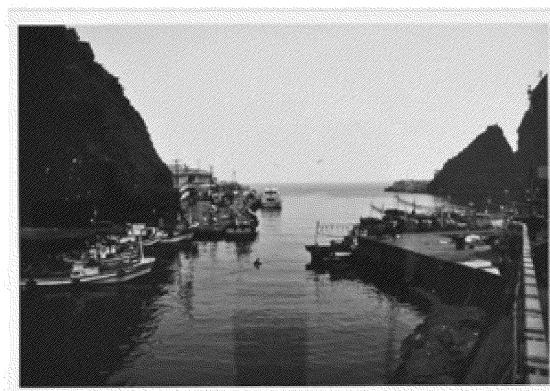
宇野若次郎氏肖像写真

田畠有吉氏所蔵写真（（海士町）



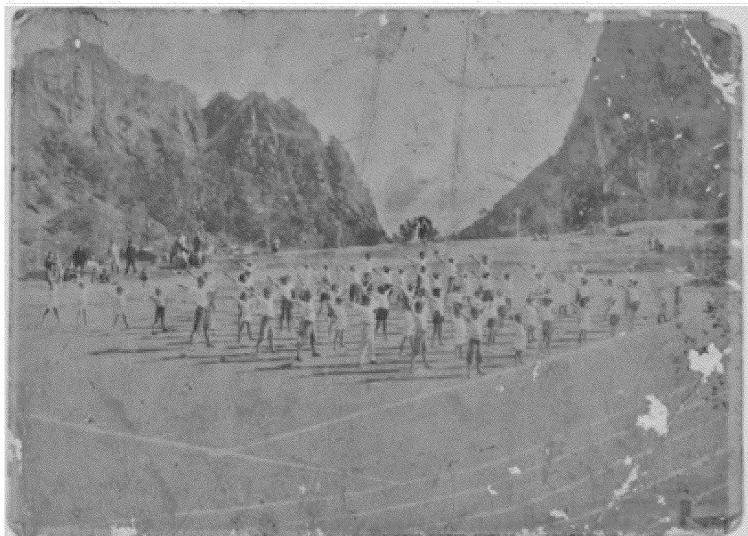
有吉氏の父田畠清次氏の下駄工場。下駄材は鬱陵島の桐の木。

田畠清次氏に聞き取り調査をされた池田哲夫氏による「聞き書き戦前・鬱陵島におけるある漁民の話」（『隱岐の文化財』第7号（平成2年2月1日））にも下駄屋のことが記され、この写真も紹介されている。

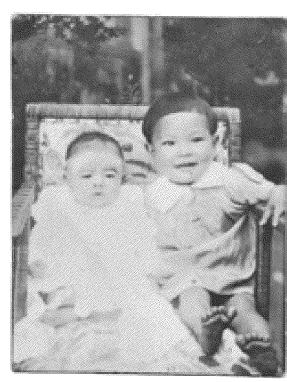
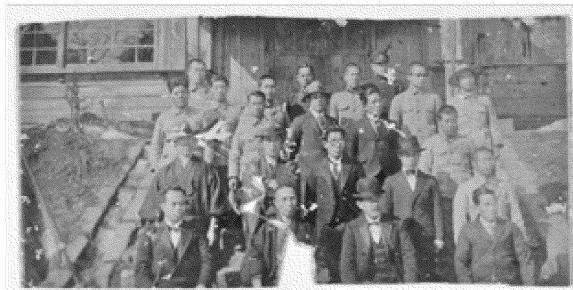


近年の道洞の写真

上谷静子氏（旧姓田畠）所蔵写真（海士町）



静子氏が通っていた小学校の校庭で。



静子氏幼少の時。鬱陵島での田畠氏一家の写真。父親の清次氏は明治44年鬱陵島で生まれた。下駄などを売っていた店舗（自宅）の前で、昭和19年友三郎氏（現姓浜中）誕生後撮られたもの。

静子氏と田畠有吉氏  
(昭和14年)

大野由喜代氏所蔵写真（海士町）



正面左の壁に「朝鮮民報社 鬱陵島支局」と書かれたプレートが貼られている。背広服姿が父親大野菊太郎氏。



看板に「鬱陵島恩賜診療所」とある。

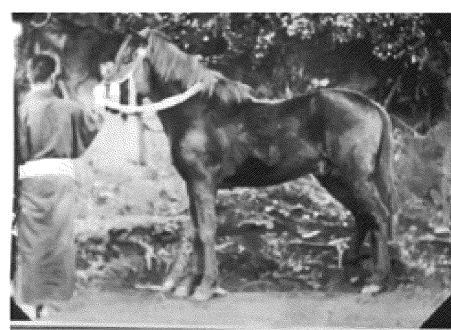


大野氏一家が仁川にいた時、鬱陵島の知り合いから送られて来た写真。

村上助九郎氏所蔵写真(海士町)

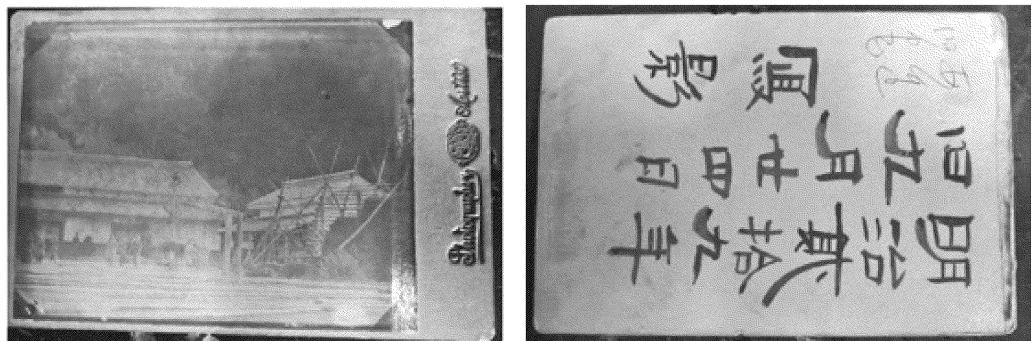


大正時代の村上家

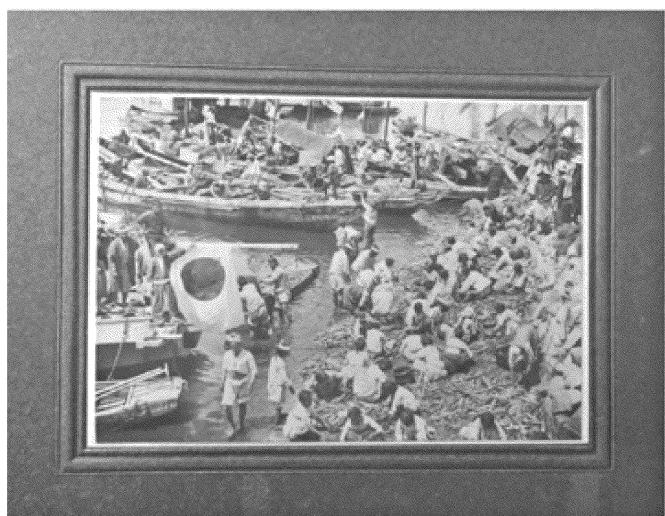


寿号（すごう）  
(現在この馬の墓が隠岐の海士町にある。)

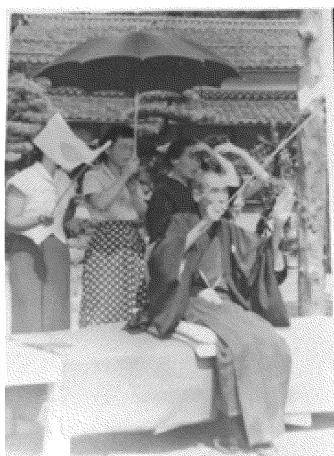
安達和良氏所蔵写真（西ノ島町）



裏面に、「明治 29 年 9 月 24 日写影 安達旧宅」と書かれている。



『隠岐西ノ島アルバム 運河のある町』（昭和 53 年 西ノ島町企画・編集）に、この写真を安達和良氏が提供され、P104「韓国出漁と安達和太郎氏」として、和太郎氏の顔写真とともに掲載されている。写真について、「この写真は大正初期のものと思われ、日の丸を出すなど、当時の外地での漁業の一端をうかがえて興味深い。」と解説がある。



安達和太郎氏。和良氏が小学 4 年生（昭和 28 年頃）の時の写真。



3、40 年以上前の安達家遠望。現在は家の前が埋め立てられて道路になっているが、埋め立て前、家の前がすぐ海であった頃の写真。

## 附録 「隱岐現地調査」の年表(抜粋)

この現地調査の年表は、竹島及び鬱陵島での漁や生活などを体験した人物、又はこれらに関連する事物の所持や伝聞などの知見を有する隱岐郡の関係者から聞き取り等の調査が行われた記録である。

年表記載の調査は、島根県のほか研究会に関係する個人等が実施した調査のうち、主として執筆者が調査したものや承知している調査に限って掲載したものである。

この年表は、隱岐郡における「竹島研究」の基礎として、今後の竹島関連資料の集積の一助となるべく掲載するものである。

- 平成 17 年 8 月 4~5 日 隱岐の島町：郡地区（郷土史家からの聞き取り調査、資料調査）、久見地区（八幡昭三氏聞き取り）、福浦地区（弁天島）、五箇支所（地籍図）、隱岐郷土館（資料調査）、港町（中井養三郎氏縁者聞き取り）、図書館（古文書調査）・自然館（アシカ観察調査）等〔第 1 期竹島問題研究会〕
- 平成 17 年 8 月 杉原隆委員の依頼によって、村尾秀信氏による井口龍太に関する調査
- 平成 18 年 7 月 23~24 日 隱岐の島町：久見地区（7/23 住民意見交換）、海士町（7/24 村上家資料調査、意見交換）〔第 1 期竹島問題研究会〕
- 平成 19 年 1 月 21~22 日 隱岐の島町：蛸木（吉山武氏聞き取り）〔第 1 期竹島問題研究会〕
- 平成 19 年 5 月 9~10 日 隱岐の島町：昭和 28 年隱岐高校実習船鵬丸の竹島渡航について（元隱岐高校校長岩滝氏）〔Web 竹島問題研究所〕
- 平成 20 年 2 月 22 日 松江市：元鬱陵島在住者への聞き取り調査（西濱一男氏、本籍は西ノ島町）〔杉原〕
- 平成 20 年 7 月 14 日~15 日 西ノ島町：元鬱陵島在住者への聞き取り調査（近藤宮子氏、近藤清氏）、三度でトド塚の調査、隱岐の島町：絵図調査〔Web 竹島問題研究所〕
- 平成 21 年 1 月 21~23 日 隱岐の島町：絵図調査〔Web 竹島問題研究所〕
- 平成 21 年 6 月 5 日 海士町菱浦（元鬱陵島在住者への聞き取り調査：新谷光男氏、中本君子氏、田畠勇吉氏、上谷静子氏、近藤宮子氏聞き取り調査）〔杉原〕
- 平成 22 年 8 月 3 日 隱岐の島 故脇田敏氏旧蔵資料寄贈
- 平成 23 年 1 月 24~26 日 隱岐の島町と西ノ島町：隱岐島漁連（漁業許可書確認）、久見地区（八幡昭三氏聞き取り）、西ノ島町：浦郷（区長の木下良一氏聞き取り）〔第 2 期竹島問題研究会〕
- 平成 23 年 11 月 15~18 日 隱岐の島町：久見地区（資料調査、聞き取り調査）〔第 2 期竹島問題研究会〕
- 平成 23 年 12 月 19~21 日 隱岐の島町：久見地区（竹島の地名に関する聞き取り調査）、東郷地区（浜田正太郎氏関係者よりカソコ船模型寄贈）、西郷地区（地図調査）〔第 2 期竹島問題研究会〕
- 平成 24 年 1 月中旬 隱岐の島町：久見地区（明治期竹島漁獵者人物特定）、東郷地区（浜田正太郎氏関係者より聞き取り調査）、蛸木地区（アワビ殻確認）〔第 2 期竹島問題研究会〕
- 平成 25 年 3 月 14~17 日 隱岐の島町：隱岐の島町教育委員会（地図調査、漁協資料調

査：浜田氏使用竹島渡航海図)、原田地区(石橋松太郎氏孫聞き取り)、西郷地区(池田正孝氏聞き取り調査)、都万地区(鬱陵島在住経験者聞き取り)、久見地区(聞き取り調査)  
〔第3期竹島問題研究会〕

- 平成25年5月29～6月1日 隠岐の島町：久見・福浦地区(古老からの聞き取り調査、神社の棟札等の資料調査)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成25年8月22～24日 久見(八幡昭三氏聞き取り、佐々木恂氏聞き取り、報告会)、赤沼高男氏聞き取り(伊後)、教育委員会で故藤田茂正氏所蔵資料の調査、港町の橋本氏聞き取り〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成25年9月26～28日 隠岐の島町：金田氏聞き取り(隠岐の島町図書館、杉原氏同席)、久見(八幡昭三氏、八幡克明氏娘・藤野みほ子氏聞き取り)、中村(アワビ殻調査吉見一八氏宅)、福浦(福浦直のり氏聞き取り)、JFしまね西郷支所(共同漁業権資料調査)、藤田茂正氏資料調査(教育委員会)、山田地区報告会(山田生活改善センター)、久見(大仲氏、杉原氏関係位牌、その他聞き取り調査)、郡(里屋調査、八幡邦彦氏宅)  
〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成25年11月14～16日 隠岐の島町：久見・山田・西郷・福浦の各地区での聞き取り調査〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成25年12月14～15日 隠岐の島町：西郷(個人蔵、西洋地図調査)、常角研究委員の自宅(明治37年に竹島へ渡航した中井養三郎グループの従業者のうち、「常角芳市」および「西阪伊勢次」位牌調査)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成26年2月6～8日 隠岐の島町：岬町(齋藤昭一氏：橋岡忠重氏のアシカを出荷したと思われる海産物問屋)、久見(八幡伊三郎氏孫尚之氏聞き取り調査・資料調査、池田正孝先生、浜田ヤスミ氏、ヨシ子氏報告会、八幡和憲氏聞き取り)、西郷(中井養三郎氏縁者聞き取り)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成26年3月29～31日 隠岐の島町：西郷地区(木瀬一郎氏：明治期の竹島漁撈従事者に関する聞き取り調査)、伊三郎日記調査、金峰荘(リン鉱石聞き取り)、山田・久見地区(古老聞き取り)、藤田茂正氏資料調査(教育委員会)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成26年5月15～17日 隠岐の島町：西郷地区(木瀬一郎氏：明治期の竹島漁撈従事者に関する聞き取り調査)、隠岐の島町・旧五箇村町議会資料調査、久見地区(松本英子氏：竹島土産のアワビ殻確認)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成26年6月26～27日 隠岐の島町：岬町(神福丸船主孫吉田徹氏聞き取り調査)、五箇支所(資料調査)、久見地区(聞き取り調査：八幡昭三氏、浜田節夫氏、八幡和憲氏、池田京子氏)、町役場(昭徳丸船主孫奥谷寿久氏聞き取り)港町地区(明徳丸船主吉田はる子氏聞き取り)〔第3期竹島問題研究会〕
- 平成26年9月15～17日 西ノ島町：別府(宇野斌・映子夫妻、正木屋旅館現当主、米屋旧居、米屋縁戚)、浦郷(口村光房氏、真野享男氏、角谷弘道氏、門淳子氏、渡愛子氏、松浦道仁氏、宇野喜美子氏、小林輝夫氏)、海士町(村尾周氏、山斗金造氏、山中重遠氏)〔山崎〕
- 平成26年10月1～2日 西ノ島町：別府(正木屋旅館・ふるさと館)〔山崎〕
- 平成26年12月21～24日 西ノ島町：浦郷(JFしまね浦郷支所(元組合長)、西ノ島町中央公民館図書室)、三度(地福寺、前田忠信氏)、別府(JFしまね黒木出張所(旧黒木漁協)、喫茶風花(別府港ターミナル)、正木屋旅館、西ノ島町役場黒木支所)、物井(共

同墓地、中畠乙次郎氏、誓願寺、松浦政雄氏)、海士町：海士(隱岐神社、海士町中央図書館)〔山崎〕

- 平成27年5月26～27日 西ノ島町：倉ノ谷、別府(高崎の鼻、摩天崖)、三度〔山崎〕
- 平成27年7月24～27日 西ノ島町：物井(誓願寺文書調査)、倉ノ谷(小西富夫氏聞き取り調査)、別府(ふるさと館所蔵古文書の調査)、美田尻、隠岐の島町：西郷(隠岐の島町役場(毛利彰氏所蔵電話帳調査))〔山崎〕
- 平成27年9月14～16日 西ノ島町：美田(佐倉真喜子氏聞き取り調査、屋号「中屋」聞き取り調査)、物井(丸谷哲雄氏聞き取り調査)、美田尻(前野忠教氏聞き取り調査)、隠岐の島町〔山崎〕
- 平成27年12月2～4日 西ノ島町：別府(ふるさと館 撮影)〔山崎〕
- 平成28年8月4～9日 海士町：海士(波多日出夫氏聞き取り調査、小谷家跡訪問、海士町歴史資料館資料調査、村上助九郎邸訪問)、崎(渡邊家跡、渡邊家の墓、滝中茂氏聞き取り調査、面谷家の墓地調査、桃井家訪問調査、大野由喜代氏聞き取り調査、海難者慰靈塔)、北分(上谷静子氏、田畠有吉氏聞き取り調査)、西ノ島：宇賀(浜本友三郎氏聞き取り調査)、物井(丸谷氏を再訪)、美田(安達和良氏、角谷弘道氏(電話)、近藤宮子氏調査)、隠岐の島町：中村(吉田光秋氏聞き取り調査)〔山崎〕
- 平成28年10月3～6日 海士町：菱浦(榊原朝雄氏聞き取り調査)・西ノ島町：別府(前田安住氏と安藤猪太郎氏旧居訪問、ふるさと館所蔵岩佐家文書調査、絵図地図等閲覧、山中慎嗣氏、口村光房氏)、浦郷(町立図書室)、美田(佐倉真喜子氏)、隠岐の島町：久見(杉原由美子氏聞き取り調査)、中村(吉田光秋氏再調査)〔山崎〕
- 平成29年5月8～11日 海士町(西明寺にて別府の米屋に関する資料調査)、隠岐の島町：西郷(毛利彰氏と合同で森忠五郎氏旧居と共同墓地調査)、西村(田中隆一氏聞き取り調査、土井福弘氏聞き取り調査)〔山崎〕
- 平成29年6月12～14日 西ノ島町：別府(安藤喜久子氏、吉田あき氏聞き取り調査)、美田尻(近藤家の新情報を確認のため前野忠教氏再調査)、隠岐の島町：西村(田中隆一氏史料調査、斎藤満久氏)、西郷(西郷中学校、隠岐の島町役場)〔山崎〕
- 平成29年7月14～15日 知夫村：仁夫(道下雪枝氏、平木伴佳氏聞き取り調査)、郡(郷土資料館)、隠岐の島町：久見(諸家文書調査)〔山崎〕

※資料5の調査を再掲しています



## (2) 領域紛争における地図の取扱い—証明力についての一考察

中野 徹也

### 1. はじめに

一般に、証明力 (evidentiary value, probative value) とは、証拠が裁判官の心証を動かす力をすることを言う。裁判官は、法に拘束されず、自身の経験則にしたがって、合理的に証明力の程度を判断する。これは、訴訟法上、「自由心証主義」と呼ばれている概念である<sup>1</sup>。たとえば、日本の民事訴訟法 247 条は、次のように規定している。

「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」

また、刑事訴訟法 318 条は、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」と規定している。

こうした国内訴訟法上の概念にそくして考えると、領域紛争における地図の証明力とは、領域の帰属について、地図がどのような効果をもたらしうるのかという問題である。はたして、領域紛争が国際裁判所による解決に委ねられた場合、証拠として提示された地図が、裁判官の心証形成にどのような影響を及ぼしうるのか。

国際法上、証明力について、上述の国内訴訟法上の規定に相当する規則はない。もっともそれゆえに、地図の証明力については、多くの判決が言及し、またそれらを素材に学説も議論を重ねてきた<sup>2</sup>。こうして、今日次の点については、見解の一致がみられるようになってきている。すなわち、地図が領域の帰属に関する条約の不可分の一部として用いられているとき、または国境画定条約の基礎として一定の地図が指定されているときなどは、他のいかなる地図にもまして、最優先の証拠として扱われる<sup>3</sup>。かかる地図は、当事国の意思を目に見える形で表すものとみなすことができるからである<sup>4</sup>。この場合、裁判所は、地図上の記載を直接の根拠として、領域の帰属あるいは国境線の位置を判断することになる<sup>5</sup>。したがって、この類の地図の証明力は最大のものとなり、領域の帰属を左右する証拠となる。

見解が分かれているのは、その他の地図の証明力である。一方で、次のような見解が示されている。「歴史的に、国際裁判所は、・・・またかなり最近まで、地図を証拠として認めることに、かなりの躊躇いを示してきた。確かに、地図そのものが、条約により決定された帰属先やそれに

<sup>1</sup> 『法律学小辞典〔第5版〕』(有斐閣、2016年) 685頁。

<sup>2</sup> 深町朋子「領土帰属判断における関連要素の考慮」『国際問題』624号(2013年9月) 40頁。東壽太郎「国境紛争と地図(1)(2)」『神奈川法学』1巻2号(1966年)・2巻1号、荒木教夫「領土・国境紛争における地図の機能」『早稲田法学』74巻3号(1999年)。

<sup>3</sup> Duward V. Sandifer, *Evidence Before International Tribunals*, Revised Edition., University Press of Virginia, 1975, pp. 229-30. 荒木「前掲論文」(注2) 4頁。

<sup>4</sup> オランダ・ベルギー間の国境画定条約(1834年)に附属する地図について、国際司法裁判所は、「これらの地図は、条約に附属し、そのまま挿入される限り、同条約と同一の効果を有する」ものとした。Case concerning Sovereignty over certain Frontier Land, Judgment of 20 June 1959: I.C.J. Reports 1959, p. 220. 荒木「前掲論文」(注2) 4頁。

<sup>5</sup> *Decision regarding delimitation of the border between Eritrea and Ethiopia*, Reports of International Arbitral Awards, Vol. XXV, p. 114, para. 3.20.

より定義された境界線よりも優先されることは決してない。このようにして決定された帰属先や定義された境界線があいまいなまたは不明確な場合でも、慎重に検討されたうえで、地図を証拠として認めてきた<sup>6</sup>。こうした、地図は、「他の証拠によって得られた結論を確認あるいは補強するという限定的役割のみを果たしうるとの抑制的な見方ないし立場が、裁判所と学説の両者によって繰り返し表明されて」おり、その傾向に変化ないとされる<sup>7</sup>。他方、「近年では地図の技術的な正確性の向上もあってか、裁判所は係争領域に関する当事者の意思を確認するものとしての地図の証拠価値をより重視するようになっているように見受けられる」との指摘もある。とりわけ、当事国の意思を示す資料が地図以外にない場合や、当事国が自国の主張にとって不利な内容の地図を公式に使用している場合には、その傾向が顕著であるという<sup>8</sup>。

それでは、どちらの見解が妥当なのだろうか。以下、近年の国際裁判例の検討を通じて、検証してみることにしよう。なお、紙幅の関係もあり、竹島問題に関する個々の地図の評価は、他日を期することにする。かかる評価を行うにあたって必要な知見を明らかにすること、それが本稿の目的である。

## 2. 地図の証明力

1986年の国境紛争事件で、当事国であるブルキナファソとマリは、多くの地図を提出するとともに、書面手続および口頭で、地図の証明力について、激しい論戦を展開した<sup>9</sup>。そこで、国際司法裁判所の裁判部は、地図の証明力に関して、次のような見解を示すにいたった。

「国境の画定または国際的な領域紛争に関して、地図は情報にすぎない。しかも、その正確さは千差万別である。地図は、一それだけで、またはそれが存在するというだけでは一領域権原、すなわち、国際法が、領域に関する権利を確立するために、固有の法的効力を付与する資料になることは決してない。確かに、地図がこのような法的効力を取得しうる場合もある。しかし、この場合、それは、地図にもともと備わっている性質から導かれるものではない。地図が、関係国または関係諸国の意思表示となる諸要素の中に組み込まれていることから、そのような効力が生じるのである。たとえば、地図が不可分の一部として公式文書に添付されている場合は、そうである。このように、明らかに限定される仮定の場合を除けば、地図は、他の状況証拠とともに、真相を確立するために、または再現するために依拠しうる外部証拠の構成要素となるにすぎない。このような証拠が、信頼に足るものであるか否かは、場合による<sup>10</sup>。」

「……地図の法的効力は、裁判官が、地図によらない他の手段により到達した結論を固める補強

<sup>6</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel, Reports of International Arbitral Awards, Vol. XXI*, p. 163, para. 137.

<sup>7</sup> 深町「前掲論文」(注2) 40-41頁、荒木「前掲論文」(注2) 23-24頁、V. Prescott and G. D. Triggs, *International Frontiers and Boundaries: Law, Politics and Geography*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2008, p. 192.

<sup>8</sup> 松井芳郎「尖閣諸島について考える—国際法の観点から・2」法律時報85巻2号70-71頁。See also, H. K. Lee, "Mapping the Law of Legalizing Maps: The Implications of the Emerging Rule on Map Evidence in International Law," *Pacific Rim Law and Policy Journal*, Vol. 14 (2005), pp. 164-175.

<sup>9</sup> *Différend frontalier, arrêt, C.I.J. Recueil 1986*, p. 582, par. 54.

<sup>10</sup> *Ibid.*

証拠にとどまる。<sup>11</sup>」

すなわち、地図が割譲条約などの公式文書に「不可分の一部」として添付されるとき、関係国の意思がそこに表示されているので、領域に関する権利（＝領域主権）を確立するに足る法的効力をその文書とともに取得する。判決にそくしていえば、地図が領域主権を有効に行使できる原因または根拠である文書と同一の効力を有する。地図はかかる文書と一体となって、領域主権を確立するに足る「固有の法的効力を付与する資料」（＝領域権原）になる。他方、地図がこのような文書に添付されないときは、当事国が係争領域に対して権原が存在することを証明するために援用しうる外部証拠となるにすぎない<sup>12</sup>。

1で述べたように、地図が権原となる文書の「不可分の一部」として添付されるとき、このような効力を得ることは、一般に認められている。また、引用部分に限って言えば、このような文書に添付されない地図の証明力については、これも1で述べた「抑制的な見方ないし立場」が示されている<sup>13</sup>。しかし、判決文を続けて読むと、必ずしもそのように言いきれない要素がちりばめられていることに気づく。

裁判部は、本件で領域権原になりうる地図はないという。当事国は、その可能性がある地図の存在を主張しているが、いずれも見つからなかった。こうして、裁判部は、そうそうない状況（une situation peu commune）に直面しており、その任務は容易ならざるものとなっていた。そのなかで、裁判部は、2つの地図を特に重要と考えた。ダカールのフランス領西アフリカ地理局が編纂し、1925年にBlondel la Rougeryがパリで印刷したフランス領西アフリカの縮尺50万分の1の地図（ブロンデル地図）と、フランス国土地理院（l’Institut géographique national français）が1958年から60年までの間に出版した西アフリカの縮尺20万分の1の地図（IGN地図）である。当事国はこれらの地図に並々ならぬ関心を寄せ、特にブルキナファソは、申立て明示的に言及していた<sup>14</sup>。

両当事国は、地名と境界線をのぞき、IGN地図を「信頼に足るもの」（マリ）、または「公正な公式機関が編纂しているので」、「技術的に正確であり、かつ公式の権威をもつことが保障されたもの」と評価していた。さらに、IGNが作製した公文から、地図の作製過程が明らかになっていた。すなわち、

「……文書を用いて、地図作製者は、地図の基礎となる境界線の位置を示そうとした。残念ながら、文書の不正確さにより、いくつかの地域では、信頼に足る境界線を引くことはできなかった。文書に引用されていた名称を、発見できなかったところもあった。消失した、または移動した村に言及しているものもあった。さらに、実際の地勢の性質（川筋、山の位置）が、以前の調査で集められたものとは異なっていることが明らかになったところもあった。

それゆえ、実際の境界線は、境界地区の長が提供した情報に照らして、および村長や現地の人

<sup>11</sup> *Ibid.*, p. 583, par. 56.

<sup>12</sup> Marcelo G. Kohen and Mamadou Hébié, ‘Territory, Acquisition’, in Rüdiger Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. IX, Oxford University Press, 2012, pp. 888–889, para. 3.

<sup>13</sup> 直後の箇所でも、「地図の法的効力は、裁判官が地図と無関係の手段により到達した結論を補強する証拠にとどまり」、「国の意思表示を構成する諸要素の中に統合されている場合を除き、地図を単体で境界の証拠とみなすことはできない」と述べている。*Différend frontalier*, *supra* note 9, p. 583, par. 56.

<sup>14</sup> *Ibid.*, pp. 583–584, par. 57, 59.

から、その場所について集めた情報にしたがって記録された」<sup>15</sup>。

裁判部によれば、この公文から、本件の紛争当事国との関係では中立の機関である IGN が編纂した地図は、法的な権原となるものではないが、入手できる文書とその土地で得られた情報を目に見える形で描写したものである。そして、測量が行われた日と出所の中立性を考慮して、「正確な線を明らかにするに足る証拠が他にまったくない、または不足している場合」、IGN 地図の証明力は、事態を決着させるに足るもの (determinante) であるという<sup>16</sup>。

このように、裁判部は、公式地図に添付されていない地図は外部証拠の構成要素にすぎないのであって、あくまでその法的効力は、地図以外の手段により得られた結論を補強する証拠にとどまるこことを強調していた。しかし、そう言いつつも、中立の機関が、適時に行つた現地調査にもとづき作製していることに鑑み、他に証拠がない場合または他の証拠では不十分な場合という条件付であるが、地図の証明力を、「事態を決着させるに足る」水準に設定するにいたつている。矛盾とまでは言えないとしても、とまどいを禁じ得ない論理構成となつてゐることは否めない。そして実際、国境線を画定するにあたつて、地図により「決着した」と解される部分が少なからずあることから<sup>17</sup>、なおさらその感は強くなる。本件の裁判官も違和感を抱いたのか、本判決には、「本来、地図は主たる権原にも従たる権原にもなりえず、判決も一般原則としてその旨を述べている。しかし、結果的には、地図を従たる権原に昇格させてしまった」との個別意見が付されている<sup>18</sup>。

こうしたやや強引な論理を展開せざるをえなかつたのは、本件の特殊事情に負うところが大きいと思われる。上述のように、裁判部は、「そうそうない状況」のなかで、上記の 2 つの地図を特に重要と考えた。その状況とは、次のようなものだつた。

「……裁判部は、アフリカのある地域の境界が、1932 年の時点でどこにあったのかを確認しなければならない。その地域は、当時ほとんど知られていなかつた場所にあり、もっぱら遊牧民が居住していたが、輸送手段や通信も定かでなかつたところである。境界を認定するために、裁判部は、立法上および規制上の文書を参照しなければならないが、すべてが公刊されているわけではない。また、当時編纂された地図や略図には、正確さや信頼性に疑わしいところがあるだけでなく、相互に矛盾するところもある。行政文書は、30 年ほど前に存在しなくなつた統治制度のために作成されていたので、さまざまの公文書館から取得しなければならなかつた。当事国は、入手できる資料で構成された一見書類を提出した。しかし、裁判部は、事実に関する情報を十分に得たうえで、判決を下していると確信することはできない。……裁判部は、今は複数の国に分散しているフランス領西アフリカ当局が作成した大量の公文書のなかに、本件では提出されなかつた重要な文書がなお存在している可能性を捨てきれない」<sup>19</sup>。

したがつて、まさに本件は、「正確な線を明らかにするに足る証拠が他にまったくない、または不足している場合」だった。ここまで読み進めると、裁判部の主眼は、地図の証明力についての

<sup>15</sup> *Ibid.*, pp. 585–586, par. 61.

<sup>16</sup> *Ibid.*, p. 586, par. 62. Voir aussi *Différend frontalier (Burkina Faso/Niger)*, arrêt, C.I.J. Recueil 2013, p. 76, par. 68.

<sup>17</sup> *Différend frontalier*, *supra* note 9, pp. 633–648, pars. 151–174.

<sup>18</sup> *Ibid.*, Opinion Individuelle de M. Abi-Saab, p. 661, par. 12.

<sup>19</sup> *Ibid.*, p. 587, par. 64.

伝統的な見解を確認することではなく、むしろ新たな例外を設定し、それを正当化するに足る理由を示すことにあったのではないかと考えられる。

いずれにしろ、本判決は、地図の証明力が最大になる場合を、新たに提示したと言うことができる。後の裁判例でも、同趣旨の見解が示されており<sup>20</sup>、その意味で、1で述べた「当事国の意思を示す資料が地図以外にない場合」、裁判所は「地図の証拠価値をより重視するようになっているように見受けられる」との見方は首肯できる。

ところで、地図の証明力との関連で、「近年の新しい傾向」に注意する必要性があると指摘されている。すなわち、「中立的な第三者によって刊行された地図の記述や、ある地図が当該の社会で広く用いられている事実を、『情報に通じた見解 (informed opinion)』あるいは『世評 (repute)』を示すものとして援用することがある点」である<sup>21</sup>。その傾向がみてとれる裁判例として挙げられているのが、エリトリア／イエメン仲裁裁定である。

本件で、イエメンは、地図は「世論または世評の重要な証拠」になると主張していた<sup>22</sup>。また、両当事国は、「情報に通じた見解が」、係争島嶼を自国領として認めていることを立証するために、第三国が作製したいくつかの地図を提出した<sup>23</sup>。

これに対して、仲裁廷は、法的権原を示す証拠として、地図を用いることはできないという意味で、地図については慎重に対応しなければならないとしつつも、イエメンが主張するように、地図は「世論または世評の重要な証拠」になることを認めた<sup>24</sup>。そして、当事国特にイエメンが膨大な地図を提出したことから、仲裁廷は、「おそらく、誰よりも」、しかも、対象領域で「主として活動していた者」よりも、多くの地図を参照することができた。その結果、「きわめて大まかにいえば (in quite general terms)、有益な地図を発見していることから、イエメンがわずかに有利な立場にあり」、全体として見れば、地図は係争島嶼がイエメンに帰属するとの「世評」がある程度広まっていたことを示唆していると認定した<sup>25</sup>。こうして、地図は係争島嶼がイエメンに帰属する根拠の一つとして挙げられている。

「世評」を表す地図が、証明力を有しうるとの指摘は、ビーグル海峡事件判決にも見出すことができる。このとき、アルゼンチンは、当事国間におおよその見解の一致がみられなければ、非公式の地図には、まったく証明力がないと主張していた。仲裁廷は、こうした取扱いは厳格にすぎると考えた。なぜなら、通常、「一致」とは、全般的な一致であって、必ずしも絶対的、無条件の一致ではないからである。そもそも、双方に言うべきことが多数ある紛争について、「一致」という基準を設定するのは、非現実的である。重要なことは、提出された証拠に照らして、どちらが「優勢」と考えられるかである。したがって、見解の一致が見られない非公式の地図であっても、そのすべてを単純に排除することはできない。このような文脈で、「世評」に関する次のような一節が出てくる。

「……明らかに一方が優勢な場合、……同じことを物語る地図が、他方の当事国または第三国

<sup>20</sup> *Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen (Territorial Sovereignty and Scope of the Dispute), Decision of 9 October 1998, Reports of International Arbitral Awards, Vol. XXII*, p. 294, para. 375.

<sup>21</sup> *Ibid.*, pp. 294-295, 321-322, paras. 380-383, 490. 松井「前掲論文」(注8) 71頁。

<sup>22</sup> *Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen, supra note 20*, p. 292, paras. 368.

<sup>23</sup> *Ibid.*, p. 294, para. 380.

<sup>24</sup> *Ibid.*, p. 295, para. 381.

<sup>25</sup> *Ibid.*, pp. 321-322, para. 490.

から出ているときには、一般的なまたは少なくとも広く知れ渡っている世評または信念を示す情報として、……それを考慮に入れなければならない<sup>26</sup>。」

これらの裁判例は、世論または世評を地図から引き出すことができ、それが領域の帰属に一定の影響を及ぼしうるという意味で、確かに注目に値する。もっとも、エリトリア／イエメン仲裁裁判では、「手に余るほどの地図、しかも種類や出所もさまざまの地図の解釈を、どのように行うかは問題ではない」とし、主として活動していた者が、どの地図に注目していたか、または特に重視していたのはどの地図かを立証するに足る根拠がないことこそが問題であると指摘されていた<sup>27</sup>。このような事情があったので、世評を示唆する地図を考慮したと解される。また、いずれの判決も、きわめて抑制的な表現で、「世評」の効果を示している。これらの点に留意したうえであれば、「他の証拠によって得られた結論を確認あるいは補強するという限定的役割のみを果たしうるとの抑制的な見方ないし立場」とは異なる「新しい傾向」と言えるだろう。

### 3. 地図の証明力に影響を及ぼす諸要素

ここまで見てきたように、当事国の意思が示されている文書の不可分の一部として添付されている場合と、「正確な線を明らかにするに足る証拠が他にまったくない、または不足している」場合に、地図の証明力は最大になりうる。しかし、これらのいずれかに該当する場合であっても、あらゆる地図について、そのような効力が認められるわけではない。2でみた事例では、中立の機関が作製したこと、および現地調査にもとづいていたことが、証明力に影響を及ぼす要素として指摘されていた。

こうした要素には、出所、縮尺、品質、他の地図との一貫性、当事国の対応そして作製時期などがある<sup>28</sup>。以下、順次見ていくことにしよう。

#### (1) 出所

##### ① 公式および準公式地図

一般に、公式地図とは、国家機関が作製し、出版した地図をさす<sup>29</sup>。準公式の地図とは、国家機関の後援の下で、または国家機関から公式の許可を得て、私人が作製し、出版した地図をさす。当初は、このような後援や許可を得ていなかったが、後に國家が公式に採用した地図も、準公式の地図とされる<sup>30</sup>。

クリッパートン島事件判決は、「公的な性格を確認できない」という理由で、メキシコが援用

<sup>26</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 165–166, para. 139.

<sup>27</sup> *Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen*, *supra* note 20, p. 321–322, para. 490.

<sup>28</sup> *Decision regarding delimitation of the border between Eritrea and Ethiopia*, *supra* note 5, p. 114, para. 3.21. 深町「前掲論文」(注2)。

<sup>29</sup> なお、国連が出版する地図は、国連による領域権原の承認に相当するものではない。*Award of the Arbitral Tribunal in the first stage of the proceedings between Eritrea and Yemen*, *supra* note 20, p. 294, para. 377.

<sup>30</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 164–165, para. 138.

した地図を重視しなかった<sup>31</sup>。これは、地図の証明力に、公的な性格が影響することを示唆するものである。パルマス島事件判決でも、公式または準公式地図の証明力の高さが示唆されている。これらの地図の作製者は、すでに存在している地図に言及しているだけでなく、地図作製のために注意深く収集した情報にもとづき作業を行ったと考えられるからである。そして、この種の地図を政府が発行し、地図に掲載された地方の主権を、その政府が主張しない場合、証明力はさらに高くなる<sup>32</sup>。利害関係がないため、客観的な情報が掲載されているからである。中立の機関が作製した地図に、証明力が認められるのも、同様の理由による<sup>33</sup>。もっとも、新たなかつ信頼のおける情報に依拠することなく、古い地図を再録したにすぎないことが明らかな場合は、この限りでない<sup>34</sup>。

他方、ビーグル海峡事件判決によれば、地図が「公式」または「準公式」であるか否かの重要度は、相対的なものにとどまるとしている。公式地図であっても、絶対に信頼できるものとは限らず、また客観的に正確とも限らないからである<sup>35</sup>。

一般に、パルマス島事件判決が言うように、公式または準公式の地図は、私的で地図と比べれば、豊富な人的・物的資源が注ぎこまれたうえで作製されたとの推定が成り立つの、その信頼性も高いと考えられる。しかし、通常、それは係争対象になっていない地域の地図に限られる。特に、紛争発生後に、紛争当事国が、係争領域について作製する「公式」または「準公式」の地図の証明力は低いと解するべきだろう。そのような地図に、自國に不利な内容を表示することはまずないからである<sup>36</sup>。これもパルマス島事件判決が言うように、それゆえに、政府が地図を発行することにした地方の主権を主張しない場合、その地図の証明力は高くなる。ビーグル海峡事件判決は、事実関係からして、紛争発生後に作製し、出版される地図を念頭においていると解される<sup>37</sup>。したがって、結局のところ、両判決の言うところに、大きな違いはないということになる。

## ② 私的で地図

私が作製した私的で地図の証明力は低く、審査対象にすらならないこともままある。漠然とした信頼性の低い情報にもとづいて作製されていることが多いからである。ただし、上述のように、私的で地図であっても、後に国家がそれを公式に採用すれば、準公式地図になる。また、その分野の専門家として高名であることなど、作製者の地位から、特に高い信頼性を備えていると考えら

<sup>31</sup> *Clipperton Island Case (1931)*, *Reports of International Arbitral Awards*, vol. 2, p. 1105.

<sup>32</sup> *Island of Palmas Case (Netherlands/United States of America)*, *Award of 4 April 1928*, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. II (1949), p. 852. 本件で、陸軍士官学校付石版工ボガーツが、オランダで出版し、同校の校長に献呈した地図を、アメリカは公式地図に相当すると主張していた。オランダは、この見方に反対していたが、仲裁人は、アメリカの言う通りならば、パルマス島が、オランダ領ではなくスペイン領とみなされていたことを示す一助にはなりうる、としていた。*ibid.*, pp. 854, 861-862.

<sup>33</sup> *Differend frontalier*, *supra* note 9, p. 583, par. 56. この関連で、「当事国政府の一部門が作製していても、明確な権限付与と政府による採用がなければ証拠価値は減じられる」との指摘がある。深町「前掲論文」(注2) 41頁。出典が示されていないので、その論拠は不明だが、一般論としては妥当しうる。しかし、本文で述べたことから、必ずそなるわけではないことに注意する必要がある。

<sup>34</sup> *Ibid.*, p. 854.

<sup>35</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 164-165, para. 138.

<sup>36</sup> 荒木「前掲論文」(注2) 9頁。

<sup>37</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 175-179 paras. 156-158.

れる場合には、審査対象に含められ、相応の証明力が付与される可能性もある<sup>38</sup>。

### (3) 出所不明の地図

出所不明の地図は、その表示と矛盾する事実が存在する場合、どれほど多く発行されていようとも、また幅広く評価されていようと、証明力は低い<sup>39</sup>。この種の地図の証明力は、①および②の地図以上に、後述(3)の品質に左右される。

## (2) 縮尺

大縮尺の地図は、小縮尺のものに比べれば、証明力が高いと考えられる。タバ裁判では、縮尺の小ささにより位置関係が正確に示されていないので、地図からなんらかの結論を導き出すことはできないとされた<sup>40</sup>。もっとも、大縮尺の地図であっても、表示に誤りがあれば、当然証明力は低くなる<sup>41</sup>。

また、小縮尺の地図であっても、次のような条件がみたされれば、証明力が高まる。すなわち、当事国の政府機関が、係争区域の描写を識別できるに足る縮尺で作製し、かつ、作製した国またはその他の国を問わず、一般に購入または検査用途に使用されている場合で、当事国が悪影響を受けるにもかかわらず、それにもとづき行動し、反対していないときである<sup>42</sup>(後述(5)も参照)。

## (3) 品質

品質は、1950年代以降、航空写真や衛星写真などの技術が発展したことにもない、飛躍的に高まった。もっとも、品質の向上は、自然が正確に描写され、地図と自然が正確に対応するようになったという効果をもたらしたにすぎないとされる。呼称、地名および国境その他の政治的な境界を具体的に表示することなど、人間の手を介して導かれる情報の信頼性が向上したわけではない。地図作製者も、国境の表示には、なお誤りが頻繁にあることを認めている<sup>43</sup>。

品質が証明力に大きな影響を及ぼした先例として、パルマス島事件がある。本件で、アメリカは、スペインが発見によりパルマス島に対する権原を取得し、その後パリ条約によりアメリカに割譲されたと主張していた。そして、発見による権原取得については、「誰よりも信頼できる地図作製者」が、そのことを確認している、と主張していた<sup>44</sup>。「信頼できる地図作製者」とは、アメリカ島嶼局と陸軍省のことを指しており、後者は、スペインのモンテロ船長が作製した地図を複製していた。これに対し、仲裁人は、当事国が提供した情報を比較したところ、島に対する主権の帰属を決定するにあたって、地図を考慮に入れることもできるが、その場合、最大限の注意を払わなければならないという。したがって、パルマス島の位置を正確に表示していない地図は、考慮されない。本件で提出された地図のなかには、存在するはずの島が記載されていないもの、逆に存在しない島を記載しているものや、実際には1つの島が2つの別の島として表示され

<sup>38</sup> *Ibid.*, pp. 171–172, paras. 148–149.

<sup>39</sup> *Island of Palmas Case*, *supra* note 32, p. 853.

<sup>40</sup> *Egypt-Israel Arbitration Tribunal: Award in Boundary Dispute concerning the Taba Area*, 27 I.L.M., 1421 (1988), pp. 1472–1473, 1479, 1484, paras. 184, 204, 219. 荒木「前掲論文」(注2) 17–18頁。

<sup>41</sup> *Island of Palmas Case*, *supra* note 32, p. 853.

<sup>42</sup> *Decision regarding delimitation of the border between Eritrea and Ethiopia*, *supra* note 5, p. 114, para. 3.21. 深町「前掲論文」(注2)。

<sup>43</sup> *Différend frontalier*, *supra* note 9, pp. 582–583, par. 55.

<sup>44</sup> *Island of Palmas Case*, *supra* note 32, pp. 837, 867.

ているものがあった。現地調査にもとづき作製された大縮尺の地図や、公式または準公式の地図にも、この種の誤りがある。それゆえ、争われている島に対する主権の存在を示すものとして地図を用いるときは、最大限の注意を払わなければならない。このような観点から、仲裁人は、パルマス島に対する主権の存在を間接的に示す証拠として、アメリカは公式または準公式の性質を有すると主張した地図を採用しなかった。また、アメリカは公式地図に相当するとしたが、オランダはそれにあたらないとしていた地図も、同様の理由により採用されなかつた<sup>45</sup>。

#### (4)他の地図との一貫性

この点が証明力に大きな影響を及ぼした事案として、ビーグル海峡事件がある。同事件で、チリが作製した地図に、対象領域をアルゼンチン領と表示したものはなかった。他方、アルゼンチンまたは第三国が出版した地図には、チリ領と表示しているものとアルゼンチン領と表示しているものが混在していた。また、チリの地図は、一貫して同じ場所に境界を表示していたが、アルゼンチンの地図は、一貫性がないだけでなく、当時アルゼンチンが主張していた境界線を表示しているものも1つしかなかつた。さらに、第三国が出版した地図のほとんどは、チリの主張を支持していた。仲裁廷は、これらの事実から、地図は、チリの立場を有利にする効果をもたらすとの印象を抱いた。そして、アルゼンチンの地図は、全体としてみれば、疑問を抱かせるものや矛盾のあるものがあまりにも多く、それは地図から証明力を奪うに足るほどの多さであるとの結論に達している<sup>46</sup>。

このほか、タバ裁判でも、イスラエルが提出した地図が相互に矛盾し、一貫性が見られないとして、地図からなんらかの結論を導き出すことはできないとされている<sup>47</sup>。

#### (5)当事国の対応

自国に不利な情報が表示されている地図に対して、抗議などの対応を探らなかつた場合、その地図表示を採用または黙認したとみなされ、係争地に対する領域権原を主張できなくなる可能性がある。

マンキエ・エクレオ事件で、国際司法裁判所は、全員一致で、マンキエ・エクレオに対する主権はイギリスに帰属すると判示した。裁判所は、その根拠の1つとして、在ロンドンフランス大使が、イギリス外務省に送っていた書簡とその書簡に同封されていた海図をあげている。海図は、両国の漁民が排他的な漁業権を有する範囲を画定するために作製されたものだった。書簡は、フランス海軍大臣がフランス外務大臣宛てたもので、マンキエは「イギリスが占有している "possédés par L'Angleterre"」と記していた。そして、海図の一つは、マンキエ全体とエクレオの一部をイギリス領と表示しており、その他は無主地とみなされていたことをうかがわせる内容だった。

<sup>45</sup> *Island of Palmas Case*, *supra* note 32, pp. 853–854, 861–862. 他方で、イギリス海軍省が、実測にもとづき作製した大縮尺海図は、「現代のもっとも信頼できる詳細地図」とされ、島の名称や位置を特定するために重用されている。航海者が刊行した書物に含まれる地図も、「信頼できないとするに足る十分な根拠が示されていない」として、同様に扱われている。 *ibid.*, pp. 859–860.

<sup>46</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 168–169, 178, 182, paras. 144–145, 157, 162.

<sup>47</sup> *Egypt-Israel Arbitration Tribunal: Award in Boundary Dispute concerning the Taba Area*, *supra* note 40, pp. 1484–1485, para. 219, 荒木「前掲論文」(注2) 17頁。

フランスによれば、このやりとりは、結局のところ合意にいたらなかった交渉の過程で行われた。したがって、書簡に記されていたことや海図の表示を、フランスに対して援用することはできないという。しかし、裁判所は、次のような理由で、この主張をしりぞけた。すなわち、これは交渉中になされた提案や譲歩ではなく、事実を述べたものであって、それをフランス大使がイギリス外務省に送信した。フランス大使は、いかなる留保も表明していない。それゆえ、書簡に記されている見解や海図の表示は、当時のフランスの公式見解を示す証拠となる<sup>48</sup>。

本件のこの一節は、次のように評価されている。

「判決は地図そのものについては何等判断・評価は行わなかった。裁判所は、『主権について相対立する主張の相対的な力を評価するよう要請され』、イギリスのより強い実効的権原の存在を認めた。そしてその結果が問題の海図と一致したにすぎないのである。本件のように多数の地図が問題となるとき、つまり主権の競合が争われているとき、ある特定の地図が重要な証拠となるのではないので、したがって地図の証拠的価値自体問題とならないというべきであろう<sup>49</sup>。」

確かに、本判決は地図そのものについて判断または評価を行っていない。地図が、領域権原との関係ではたす役割や、どのような場合にどの程度の証明力を有しうるのかという点にはふれていない。他方、海図が、「主権の競合が争われている」島の帰属に関する当事国の見解を裏付ける証拠として採用され、イギリス勝訴の一因になったことも否定できない<sup>50</sup>。その限りで、主権の所在を決定するにあたって、地図に相応の証明力を認めた事例と解することができよう。

なお、この判決には、「地図は、判決の根拠となりうる重要な要因ではない」との反対意見が付されている。それによれば、地図は、領域主権に関する法律問題を解決するにあたって、必ずしも決定的なものではないが、占有または主権の行使が周知の事実だったことを示す証拠にはなりうる。両当事国は、このことを認め、それぞれの主張を展開している。しかし、イギリスが提出した地図は係争島嶼をイギリス領としている一方で、フランスが提出した地図は、エクレオをイギリス領としているが、マンキエについては言及がないものや、どちらの島も記載していないもの、さらにはエクレオをイギリスの領域外に記載しているものもある。こうした地図に関する見解の対立を解決し、どちらが優位とするに値するかを決定するには、時間をかけて特別の研究を行う必要がある<sup>51</sup>。

傾聴に値する見解ではある。しかし、多数意見にはならなかった。その事実は無視しえない重みがあり、上述の評価に影響を及ぼすものではないと考える。

同様の事例として、ビーグル海峡事件がある。本件では、アルゼンチン大統領と内務大臣の援助を受けて、同国統計局長が監修した地図の性格が、争点の 1 つとなった。内務大臣は、1881 年にアルゼンチンとチリとの間で締結された国境画定条約の主たる交渉者であり、そしてこの地図は、争われている島嶼をチリ領と表示していた。アルゼンチン議会は、地図の作製を公式に承認し、さらにヨーロッパ中に配布するため、多くの部数を発行することも許可していた。出版から 1 年経過したときに、内務大臣は、引き続き配布するために必要な資金を、議会に要請するに

<sup>48</sup> *The Minquiers and Ecrehos case, Judgment of November 17th, 1953 : I. C. J. Reports 1953*, pp. 66–67, 71.

<sup>49</sup> 東「前掲論文（2）」（注2）27 頁。荒木「前掲論文」（注2）9—10 頁も同旨。

<sup>50</sup> Guenter Weissberg, “Maps As Evidence in International Boundary Disputes: A Reappraisal,” 57 *Am. J. Int'l L.* 781 (1963), p. 803.

<sup>51</sup> *The Minquiers and Ecrehos case, supra* note 48, Opinion Individuelle de M. Levi Carneiro, p. 105, para. 20.

あたって作成した報告書で、地図の出版および配布は「素晴らしい成果をもたらした」と述べていた。仲裁廷は、これらの出来事に照らして、上述の1881年条約の主たる交渉者だった内務大臣が、争われている島嶼をチリ領と表示する地図の出版を、「個人として」支援していたとは認められないとした<sup>52</sup>。仲裁廷によれば、本件は、不正確な可能性もある地図自体が検討課題と関わりをもつではなく、地図が作製された事情やそれがどのように普及していくかといった事情が関係することを示す好例である。このような事情から、地図は、紛争当事国的一方が、係争地を自国領ではなく相手国の領域であることを公式に承認していたことを示す証拠となる。それゆえに、地図に高い証明力が認められるのである<sup>53</sup>。

ペドラ・プランカ事件にもふれておこう。本件で、マレーシアとシンガポールは、およそ100の地図を裁判所に提出した。両国は、提出した地図が、国境画定合意に付された類のものではないので、それ自体は権原を確立するものでない、という点について意見が一致していた。しかし、なかには、当事国の主権についての見解を示しているとみなされるもの、または当事国の主張を確認しているとみなされるものがあるとの立場をとっていた<sup>54</sup>。

焦点となったのは、1962年から1975年までの間に、マレーシアの前身であるマラヤとマレーシアが発行した公式地図だった。そこには、主権の帰属を争っている島は、「シンガポール領」であるとの注が記載されていた。

シンガポールは、これらの地図により、マレーシアが自国の利益に反する事項（＝主権の帰属を争っている島がシンガポール領であること）を承認したことになると主張した。なぜなら、シンガポール領であることに争いのない島についても同じ注が付されていたからである。

他方、マレーシアは、(1)注には別の意味があると評価しうる、(2)地図は権原を創設しない、(3)地図は条約に挿入されたときまたは国家間交渉で用いられたときを除き、地図に表示されている領域に対する主権を承認したことにはならない。(4)地図には免責条項<sup>55</sup>が記載されている、と反論した<sup>56</sup>。

裁判所は、マレーシアの主張をすべてしりぞけた。そのさい、エリトリア／エチオピア事件で国境画定委員会が述べた次のような一節を引用している。

「地図は、地理的事実を述べるものとして存在する。特に、悪影響を受ける国が、自国の利益に反してさえ、自ら作製し、広めるときにはそうである。<sup>57</sup>」

<sup>52</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 158–159, paras. 126–127. 荒木「前掲論文」（注2）9頁。

<sup>53</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 159, 164, paras. 128, 137.

<sup>54</sup> *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore), Judgment, I.C.J. Reports 2008*, p. 94. para. 267.

<sup>55</sup> 免責条項（disclaimers）とは、「この地図は、国際的な境界の画定にあたって根拠になるものとみなされてはならない」、「この地図は、必ずしも信頼に足るものではない」、「国連が公式に承認または受諾したことを意味するものではない」などの注記のことである。この種の条項は、地図の証拠としての価値をすべて自動的に奪うものではなく、また、地図により悪影響を受ける国が抗議する必要性を失わせるものでもない、とされている。したがって、免責条項の有無は、地図の証明力に影響をおぼしうるが、証拠能力を奪うものではないということになる。*Decision regarding delimitation of the Border between the State of Eritrea and Ethiopia*, *supra* note 5, p. 116, paras. 3.26–3.28.

<sup>56</sup> *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore)*, *supra* note 54, para. 270.

<sup>57</sup> *Decision regarding Delimitation of the Border between the State of Eritrea and Ethiopia*, *supra* note 5, p. 116, para. 3.28: *Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South*

こうして、地図は、マレーシアが主権の帰属を争っている島を「シンガポールの主権の下におかれています」とみなしていたことを確認するのに資するもの」と評価された<sup>58</sup>。

これらは、いずれも黙認または承認に相当する事実がある場合、地図に高い証明力が認められた事例である。もっとも、対応しなかったことが、やむを得ない事情によるならば、黙認とみなされることはないと<sup>59</sup>。

また、これらは、当事国が交渉過程で用いた地図または当事国により出版された地図への対応が問題となった事案である。それでは、第三国が出版した地図に対しては、どのような対応をとればよいのだろうか。一般に、第三国が作製した地図は、それが当該国の公的機関によって作製されていても、当事国の立場に影響を及ぼさない。ただし、(a)その地図が、当事国の利益に影響を及ぼすものであることがきわめて明白であり、(b)誤りがあれば、地図を作製した国は、当然その誤りを指摘し、訂正を求める予測される場合、当該国がかかる対応をとらなければ、地図表示を黙認したとみなされる可能性がある<sup>60</sup>。

#### (6) 作製時期

(1) でみたように、地図の証明力は、作製日または出版日によっても、大きく変わりうる。作製または出版された時点の状況を勘案してこそ、地図のもたらす意味を正しく評価することができる。したがって、一般に、当事国が、紛争発生後に作製または出版した地図の証明力は、発生前のものと比べると低くなる<sup>61</sup>。国際裁判例で、地図作製についての「調査が行われた日」が、地図の証明力を強くする要素になりうることが示唆されているゆえんである<sup>62</sup>。もちろん、発生後であっても、自国に不利な、または自国の主張と矛盾する地図を作製し、出版し続けているような場合は、この限りでない。そのときには、その地図が一方当事国の立場を有利にし、他方当事国を苦境に陥れる可能性があるという意味で、証明力は高くなると考えられる。

#### (7) その他

特別地図と一般図の表示に矛盾がある場合、前者の証明力がまさる。たとえ、後者が前者よりも後に発行されていても、そうである<sup>63</sup>。

## 4. おわりに

---

<sup>58</sup> *Ledge (Malaysia/Singapore)*, *supra* note 54, p. 95, para. 271.

<sup>59</sup> *Ibid.*, para. 272. 領域及び海洋紛争事件でも、当事国が提出した地図が、係争対象をニカラグア領と表示しておらず、しかもニカラグアが発行した地図のなかに、コロンビア領と表示しているものもあることから、地図は「コロンビアの主張がある程度裏付けるものである」とされている。Territorial and Maritime Dispute (*Nicaragua v. Colombia*), Judgment, *I. C. J. Reports* 2012, pp. 661-662, paras. 101-102.

<sup>60</sup> *Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*, Judgment, *I. C. J. Reports* 2002, p. 650, paras. 47-48.

<sup>61</sup> *Decision regarding delimitation of the border between Eritrea and Ethiopia*, *supra* note 5, p. 114, para. 3.21. 深町「前掲論文」(注2)。

<sup>62</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, pp. 167-168, para. 141.

<sup>63</sup> *Déférènement frontalier*, *supra* note 9, p. 586, par. 62.

<sup>64</sup> *Island of Palmas Case*, *supra* note 32, p. 854.

本稿の目的は、国際裁判例の検討を通じて、地図の取扱い、とりわけその証明力についての考え方方に変化が生じたと言いうるか否かを検証することだった。一応の結論を示しておこう。

国際裁判所は、「他の証拠によって得られた結論を確認あるいは補強するという限定的役割のみを果たしうるとの抑制的な見方ないし立場」を堅持している。この見方や立場を、明確に否定する裁判例はない。地図に関する詳細な分析を展開し、地図に相応の証明力を認めた裁判例でさえ、地図とは無関係の証拠にもとづき達した結論を、「確認または実証」するために地図を用いたことを、わざわざ断っている<sup>64</sup>。このような傾向から、裁判官の間には、政治的境界、すなわち人の手を介して人工的に作られた境界の作製は、「地図作製者の仕事ではない<sup>65</sup>」との認識が根強く残っていることをうかがい知ることができる。

他方で、「裁判所は係争領域に関する当事者の意思を確認するものとしての地図の証拠価値をより重視するようになっている」ことも確かである。とりわけ、領域権原となる証拠がない、または不足している場合には、地図が決定的な証拠となる可能性を示唆した国境紛争事件判決は、その証左となるものである。こうした可能性があるからこそ、紛争当事国は、国際裁判所に大量の地図を提出し、裁判所もしかるべき対応をしてきた。本稿でふれた裁判例は、いずれも地図にもとづく主張を軽々しくしりぞけすことなく、慎重に審査したうえで、その証明力を判断している。その限りで、抑制的な見方や立場を堅持しつつも、一定の例外を認める余地が残るような論理を構築してきていると言える。

わが国には、領域紛争、とりわけかかる紛争の解決を付託された国際裁判において、地図がどのような取り扱いを受けてきたかを考察した論稿がいくつかある<sup>66</sup>。しかし、竹島問題との関係で、提示されている地図に対して、国際法の観点から論じたものは、本研究会の塚本委員による論稿以外になく<sup>67</sup>、「わが国の国際法学者が国際法的観点から、竹島の領有権問題において、竹島に関する古地図はどのような意味があるのか明確に答えていないのが現状である」<sup>68</sup>。本稿が、この主題に関する議論を活性化させる一助になれば幸いである。

<sup>64</sup> *Dispute between Argentina and Chile concerning the Beagle Channel*, *supra* note 6, p. 183, para. 163.

<sup>65</sup> *Kasikili/Sedudu Island (Botswana/Namibia)*, Judgment, *I. C. J. Reports 1999*, Separate Opinion of Judge Oda, p. 1134, para. 41.

<sup>66</sup> 東「前掲論文」(注2)、荒木「前掲論文」(注2)、深町「前掲論文」(2)。

<sup>67</sup> 塚本孝「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図一上一」レファレンス35巻4号75-90頁、同「竹島関係旧鳥取藩文書および絵図一上一」レファレンス35巻5号95-105頁、同「北方領土問題の経緯【第4版】」調査と情報697号1-10頁、同「元禄竹島一件をめぐって 一付、明治十年太政官指令」島嶼研究ジャーナル2巻2号34-55頁、同「竹島領有権紛争の論点」法政論叢50巻1号146-157頁、同「竹島領土編入(1905年)」の意義について」島嶼研究ジャーナル3巻2号50-66頁、同「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」政府広報資料『韓国』の美しい島、獨島』の逐条的検討」東海法学52巻86-72頁。

<sup>68</sup> 船杉力修「領土紛争における地図の証拠能力(1) —韓国側の研究を事例として—」社会文化論集14巻10頁。



### (3) 隠岐の島町調査記録報告

#### 第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告以降の聞き取り調査記録

隠岐の島町役場竹島対策室 吉田篤夫

##### はじめに

隠岐の島町では、竹島関係者への聞き取り調査を継続強化して実施している。

近年、これまでの聞き取り調査で断片的であった個別の証言がそれぞれ繋がりを持ち、全体像が見えつつある状況にきた。

これまでに実施してきた聞き取り調査について、第3期「竹島問題に関する調査研究」報告書で報告した竹島聞き取り調査以降の調査記録（概要）についてここに記したい。

##### ①調査記録

○平成26年度第4回調査（9月20日～22日）

- 青田まりえさん聞き取り調査【青田建設】
  - ・サザエ加工会社「森山缶詰」について
- 古木百一資料調査【隠岐の島町役場】
- 奥谷壽久・お姉さん聞き取り調査【港町 奥谷壽久宅】
- 前田緑さん聞き取り調査（芳樹さんの母）【久見 前田芳樹宅】
- 久見地区意見交換（吉田徹さん）【久見集会所】
- 八幡昭三資料調査【久見 八幡昭三宅】
- 藤田茂正資料調査【隠岐の島町教育委員会】

○平成26年度第5回調査（2月23日～24日）

- 久見地区報告会【久見集会所】
- 池田京子さん聞き取り調査【久見集会所】
- 中尾清枝さん聞き取り調査【港町 笹西屋】
  - ・境缶詰について
- 佐々木恂さん聞き取り調査【原田 佐々木恂宅】
- 古木家文書調査【隠岐の島町役場】
- 森山家墓地調査

○平成27年度第1回調査（4月23日～25日）

- 河原ミキコさん、川口八重子さん聞き取り調査【久見集会所】
  - ・境缶詰従業員姉妹
- 野津岸郎さん・作田業壽さん、下原熊三郎さん聞き取り調査【久見集会所】
- 久見地区共同墓地調査

○平成27年度第2回調査（10月22日～24日）

- 佐々木恂さん聞き取り調査【原田 佐々木恂宅】
- 八幡昭三さん聞き取り調査【久見 八幡昭三宅】
- 作田さん聞き取り調査【久見集会所】
- 橋岡さんご夫妻聞き取り調査【久見集会所】
- 広報五箇の調査【隠岐の島町役場】

○平成27年度第3回調査（12月17日～19日）

- 広報・藤田資料調査【隠岐の島町役場】
- 佐々木恂さん聞き取り調査【原田 佐々木恂宅】
- 八幡和憲さん聞き取り調査【久見集会所】
- 作田さん他2名聞き取り調査【久見集会所】
- 海苔加工現場見学

○平成28年度第1回調査（5月12日～14日）

- 浜田正太郎さん関係【東郷 金峰荘】
- 吉田はる子さん聞き取り調査【港町 吉田はる子宅】
- 橋岡友次郎写真データ取得

○平成28年度第2回調査（5月28日）

- 吉田光秋さん聞き取り調査【湊 吉田光秋宅】

○平成28年度第3回調査（8月5日～7日）

- 八幡和徳さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】

○平成28年度第4回調査（9月8日～10日）

- 吉田光秋さん聞き取り調査【湊 吉田光秋宅】
- 久見区有文書調査【久見漁協】

○平成28年度第5回調査（12月15日～17日）

- 八幡昭三さん聞き取り調査【久見 八幡昭三宅】
- 吉田 徹さん聞き取り調査【栄町 吉田 徹宅】
- 久見区有文書調査【久見竹島歴史館】
- 佃達位さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】

○平成28年度第6回調査（3月16日～18日）

- 作田アイ子、池田京子、前田芳樹さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】
- 八幡昭三、白潟アヤコさん聞き取り調査【老人ホームなごみ苑】
- 黒坂孝之さん聞き取り調査【有木 黒坂孝之宅】
- 八幡幸春さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】

○平成29年度第1回調査（5月18日～20日）

- 白瀬アヤコさん聞き取り調査【老人ホームなごみ苑】
- 八幡昭三さん聞き取り調査【老人ホームなごみ苑】

○平成29年度第2回調査（7月15日～16日）

- 白瀬アヤコさん聞き取り調査【老人ホーム百寿荘】

○平成29年度第3回調査（9月14日～17日）

- 八幡重隆さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】
- 久見区有文書調査【久見竹島歴史館】
- 旧石橋松太郎宅判明（18日）【久見地区】

○平成29年度第4回調査（12月15日～17日）

- 久見区有文書調査【久見竹島歴史館】

○平成30年度第1回調査（5月18日～20日）

- 国際問題研究所 中川周さん来島【久見竹島歴史館】
  - ・池田京子さん 前田芳樹さん 聞取り調査

○平成30年度第2回調査（6月23日～24日）

- 湊 井口知行さん聞き取り調査【湊 井口知行宅】
  - ・井口龍太さんの位牌等
- 八幡和徳さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】
- 鬱陵島から持ち帰ったビャクシン確認【加茂地区・福浦地区】

○平成30年度第3回調査（8月20日～21日）

- 池田家墓石調査【久見地区】
- 坂見博俊さん聞き取り調査【福浦 坂見博俊宅】
  - ・ビャクシン他

○平成30年度第4回調査（9月28日～29日）

- 吉田光秋さん聞き取り調査【湊 吉田光秋宅】
- 八幡和徳さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】

○平成30年度第5回調査（10月20日）

- 八幡和徳さん聞き取り調査【久見竹島歴史館】

○平成30年度第6回調査（12月1日）

- 関係者戸籍関係調査【隠岐の島町役場】
  - 中井養三郎関係

## ●佐々木恂さん聞き取り調査【原田 佐々木恂宅】

### ②おわりに

隱岐の島町民で実際に竹島に渡航して漁業（アシカ漁）に携わった方々は、確認できる限り全ての方が他界されている。更には、その方々から直接伝え聞いている子孫や関係者も高齢化や他界して、竹島に関する記憶や記録の消滅が現実味を帯びてきている。

地元隱岐の島町では、これらの証言や資料等を収集しつつ、後世に伝え残す取り組みが急務となっている。

平成30年度から、これまでの調査研究に協力頂いていた、島根大学法文学部船杉力修准教授に竹島調査研究特別顧問をお願いし、竹島に関する調査研究を更に推進することとした。

領土問題は国家主権に関わる問題であり、一朝一夕には解決することは難しい事であるので、粘り強く国への働きかけや主張、要望はこれからも続けなければならない。

それゆえ、如何に竹島と隱岐との結びつきを継承していくか、貴重な史実を色濃く残すことが大変重要であることを肝に銘じ、引き続き調査に邁進したい。

### 3. 慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題 100 問 100 答 批判 2」—竹島問題研究会第 3 期最終報告書附録一に対する反論

#### その 1

藤井 賢二

##### 1. 日韓条約中の「紛争の解決に関する交換公文」に関する韓国側主張への反論

次は、2018 年 4 月 23 日に日本安全保障戦略研究所の Web サイトに掲載した拙稿「竹島問題を考える—「紛争の解決に関する交換公文」について—」である。<sup>1</sup>

###### 「紛争の解決に関する交換公文」

1965 年に日韓両国が国交を正常化させた時の日韓条約は、日韓基本関係条約と 4 協定（漁業・請求権および経済協力・在日韓国人の法的地位・文化財および文化協力）および「紛争の解決に関する交換公文」からなる。これらのうち漁業協定は 1999 年に新協定に変わっていっているが、日韓条約は現在の日韓両国関係の基本をなす重要なものである。

「紛争の解決に関する交換公文」（以下「交換公文」と略記）は、14 年の長きにわたる日韓会談（日韓国交正常化交渉）では竹島問題を解決できなかった日本が、問題解決の目途だけは付けようと、韓国を説得して作成された。「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。」がその文言である。

交換公文作成のための討議は、日韓条約が署名された 6 月 22 日の前の数日間で行われた。討議初日の 6 月 17 日の日本側案には、「紛争」は「竹島に対する主権に関する紛争」を含むという文言があった。韓国は「竹島を特記すること」に反対し、その後の日本側案および成案ではこの文言はなくなつた。国交正常化を優先する日本は、日韓会談反対運動への対応に苦心する韓国政府に配慮したのである。

###### 韓国の主張

2014 年 3 月に刊行された島根県竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』に対して、2016 年 10 月に韓国の慶尚北道独島史料研究会は二度目の批判文を発表した（慶尚北道の Web サイトへの掲載は翌 2017 年 3 月）。『竹島問題 100 問 100 答 批判 2 —竹島問題研究会第 3 期最終報告書附録に対する反論—』である。その中で、金柄烈氏は交換公文について次のように主張した（「独島問題は韓日基本関係諸条約及び協定で終わった問題だ」）。

<sup>1</sup> 2018 年 4 月 22 日付『山陰中央新報』「談論風発」欄の同題の文章に加筆した。語句を改訂している部分がある。

「一般的に、条約文は書かれているとおりに解釈することが原則だ。そして条約の中に明らかに含まれないものはその条約で規定した権利と義務の適用を受けないのが原則だ。したがって、日本側が初めは紛争の中に独島問題を含ませて後でこれを撤回したことは、これに関連する他の合意覚書や了解覚書がない場合、独島問題を放棄したと解釈することが客観的だ。したがって「紛争解決に関する交換公文書」で規定した「紛争」の中に独島は含まれないと解釈しなければならず、これによって 1965 年の基本関係諸条約及び協定によって独島問題は既に終わったと見るのが正しい解釈なのである。」

### 「紛争」に竹島問題は含まれる

この主張は誤りである。日本側案から竹島問題についての文言がなくなった後も、「両国間の紛争」には竹島問題が含まれることを前提として日韓両国は討議し、その結果、交換公文は作成されたからである。

日韓条約の署名式は 6 月 22 日午後 5 時から行われた。その日の午前に行われた椎名悦三郎・イ・ジョンクァン李東元の日韓外相会談で、韓国は「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とするよう求めた。「紛争」を将来の紛争のことに限り、それまで日本が韓国に幾度となく抗議してきた竹島問題を除くという意味にしようとしたのである。日本は難色を示し、結論は出なかつた。

署名式の直前、午後 4 時からの佐藤栄作総理と李東元外務部長官との会談でも、李長官は「生ずる」を入れてほしいと懇請した。これに対して佐藤総理は、「今までの日本側の案ですら自分の予想をこえた譲歩であるので、自分としては不満であるが、大局的見地からこれを承認することにした実情なので、これ以上の譲歩は不可能である」と、この要求を拒否した。「日本案はギリギリの線である」と述べて強く受け入れを迫る佐藤首相に対して、李長官は「それでは仕方ない」と要求を撤回した。

以上の経緯からわかるように、韓国は、竹島問題の語句がなくても「両国間の紛争」には竹島問題が含まれると認識していた。だからこそ、「両国間に生じる紛争」に変えようとし、そして、韓国が要求を撤回したことで交換公文の「両国間の紛争」は竹島問題を含むことがさらに明確になった。

### 交換公文の意味するもの

交換公文は竹島問題解決のために作成されたのであり、「両国間の紛争」には竹島問題を含まないという他の合意がない限り、「両国間の紛争」が竹島問題を含むことは明らかである。そもそも、国家間に紛争があるかないかは、客観的に判断されるべきものであり、当事国的一方が「存在しない」と言えば紛争がなくなるわけではない。

「日韓条約で竹島問題は棚上げされた」というよく耳にする言い方は、韓国が竹島を不法占拠した状態のまま解決をいつとも知れぬ後世に託したという意味ではない。2012 年に李明博韓国大統領が竹島に上陸した時、日本は竹島問題について国際司法裁判所に合意付託することおよび交換公文に基づく調停を行うことを韓国に求めた。「紛争の解決に関する交換公文」によって、日韓両国には竹島問題解決の義務があるのである。

若干の補足を行いたい。それは資料のことである。1965 年 6 月 22 日に行われた、佐藤栄作首

相および椎名悦三郎外務大臣と李東元韓国外務部長官との会談の記録は、理由はわからないが、日韓両国政府が公開した日韓会談に関する文書のうち、韓国側公開文書はない<sup>2</sup>。

韓国が「交換公文」中の「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」とするよう求め、それを日本に拒否されてあきらめた、すなわち「両国間の紛争」が竹島問題を指すことを韓国自らが示したという筆者（藤井-以下同じ）の主張について、これは日本側のみの記録に基づく一方的なものではないことを述べるため、当時の韓国の新聞記事を検討してみたい。

まず、1965年6月23日付『朝鮮日報』（ソウル）の「交換公文」で決着 韓日外相、獨島問題処理で合意」である（下線は筆者による）。

【東京から本社特派員 趙庸中・金潤煥発】李東元外務部長官と椎名日本外相は22日獨島問題を解決するための第二次会談で獨島という語を直接表現せず一般的紛争解決方法による「交換公文」とすることに合意し、事実上獨島問題解決にいたん終結を見た。午前11時25分から約2時間日本外務省で両国外相と金東祚大使、延河亀亜州局長および日本側の牛場外務省審議官、後宮亜州局長などが参席したこの会談で獨島問題を論議した結果、「両国は国交が正常化した後に国際社会の実情から見てありうる諸般の紛争問題に対する処理方法に対してその解決方法が別途に定められた紛争処理に関する原則に対して合意に到達した」と明らかにした。

次に同じく1965年6月23日付『國際新報』（釜山）の「獨島問題 修交後に持ち越し」である（下線は筆者による）。

【東京22日発=東洋】李東元外務長官は22日11時20分から2時間最終的な懸案として残された獨島問題を中心に会談した。日本側は獨島（または竹島）を明記する解決法式を主張したのに対し、韓国側は討議対象から除外することを主張して、外相会談は決裂直前まで行ったが、結局「両国間で国交正常化後におこりうる諸紛争」は外交経路を通じて平和的に（解決を-筆者補註-）企図するという趣旨の原則を決定してこれを公翰の中に含ませて交換することに合意した。

どちらも1965年6月22日午前の外相会談の内容を報じている。この会談は、日本側公開文書では次のように記録されている<sup>3</sup>（下線は筆者による）。

竹島問題に関し、李長官より、大統領と電話連絡した結果として、紛争解決に関する交換公文の文言を「両国間に生ずる」とし「仲裁」を削ってほしいと強く主張するところがあつ

<sup>2</sup> 日本側公開文書は「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」（「日韓会談・全面公開を求める会」の分類では、第6次公開 開示決定番号1159 文書番号910）244～250コマ。対応する韓国側公開文書は「第7次韓日会談 本会議および首席代表会談 1964-65」（韓国外交史料館所蔵 分類番号:723.1.JA 登録番号:1459）・「李東元外務部長官日本訪問 1965」（同 分類番号:724.31.JA 登録番号:1486）。

<sup>3</sup> 前掲註(2)「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」245コマ。交換公文について、「日韓間に『将来発生する』紛争についてのみ紛争解決方式を規定する方式を探ることによって、竹島問題を除外しうる意味の条文」とすることを韓国側が初めて提案したのは、1965年6月21日夜の協議の場であり、日本側の反対でこの問題は翌日の外相会談に持ち越された（同前239～240コマ）。なお、引用文中のtentativeとは「仮の」という意味である。

た。これに対し、日本側より後者に関し「仲裁」を削る代案として「両国が合意する手続きに従って」という案を示したが、韓国側よりこれは「調停又は仲裁」という言案よりもっと悪い（秘密に「仲裁」の約束があるかと疑わしい）と述べ、さらに「両国間に生ずる紛争」という文言をのめば「仲裁を残してもよい」ようなニュアンスの発言があった。これに対し、日本側は「生ずる」をぬいた「両国間の紛争」という表現以外は考えられないと述べた。

結局、この最後の考え方を *tentative* の結論として、ともかくこの問題を総理レベルまでもちあげることになった。

韓国が「交換公文」の「両国間の紛争」を「両国間に生じる紛争」に変えるよう求め、日本が拒否したため、佐藤首相・李長官の会談に結論を先送りにしたことが記録されている。「仲裁」を削るという韓国の要求は、決定に拘束力のある「仲裁」を嫌ったものと思われる<sup>4</sup>が、下線部のように、「両国間に生ずる」という文言を日本に認めさせるための手段であった可能性もある。

前記二つの韓国紙の記事でも、下線部でわかるように、外相会談では「両国間に生じる紛争」という意味の文言が議論されたと報じられている。韓国側公開文書にはなくとも、韓国に記録は残されている。よって、筆者の主張は韓国の記録とも矛盾しない。ただし、この二つの記事では外相会談で合意が得られたことになっているが、これは誤りである。その後、午後5時からの日韓条約署名直前（午後4時15分から20分間）の佐藤首相・李外務長官の会談を経て最終的に決定した「交換公文」の文言は、外相会談で合意されたと韓国紙が報じた「両国間に生じる紛争」ではなく「両国間の紛争」であった。

1951年7月19日に韓国政府は対日講和条約草案に関して竹島を韓国領とすることを米国に求めたが、米国政府はそれを拒否する同年8月10日付の書簡を韓国政府に送り、サンフランシスコ平和条約では竹島は日本領に残された。1952年11月10日付で韓国政府が送った、竹島でおこったという米軍機爆撃事件に関する抗議に対して、抗議文中にあった「独島（リアンクール岩）は（略）大韓民国の領土の一部である」という文言を否定する書簡を同年12月4日付で米国政府が韓国政府に送った<sup>5</sup>。これらは、竹島問題において、韓国政府の行動が彼らの意図とは異なる結果を招いた事例である。「交換公文」をめぐる日韓条約署名式直前のやりとりも、その一つであった。韓国政府の行動によって、韓国政府が望まない状況にあること（「交換公文」の「紛争」とは竹島問題を指すこと）が記録に残されたのである。

<sup>4</sup> 「仲裁裁判（[英]arbitration）」は「特定の紛争に関して紛争当事国が設置した特別な裁判所が洋自國の指示に従って実施する裁判」であり、「判決は当事国を法的に拘束する」。一方、「調停（[英]Conciliation）」は「国家間のすべての紛争について当事国の信頼と合意に基づいて設置された国際調停委員会が、紛争の全局面に關して公平な審理を行い、紛争当事国が受諾できるような解決条件を提示することによって紛争の解決を図る制度である。」「調停報告書は、当事国に対して勧告的な性質をもつにすぎないが、報告書に示された調停条件は当事国に受諾されることが多い。」（国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』（三省堂2005年9月 東京））。「交換公文」作成のための交渉は6月17日に始まった。「外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合」の解決方法は、6月17日日本側案とそれを改訂した6月18日日本側案（ここで「竹島」の文言がなくなった）では「仲裁」であり、一方、6月17日韓国側案では「第三国による調停」であった。6月21日の第1回外相会談での日本側案は6月17日韓国側案に近いものであったが、「第三国による調停」を「仲裁に付託」に変えていた。韓国側が難色を示したため、6月21日夜の協議で日本は「調停または仲裁」としたが、韓国の同意を得られなかつた。6月22日の第2回外相会談はこの状況を受けて行われた。以上は前掲註(2)「日韓国交正常化交渉の記録 竹島問題」による（220～243コマ）。

<sup>5</sup> 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」（島根県総務課編刊『第2期「竹島問題に関する調査研究』最終報告書』 2012年3月）71～74頁。

## 2. 李承晩ラインの正当性をめぐる問題に関する韓国側主張への反論

次は、2017年11月26日に日本安全保障戦略研究所のWebサイトに掲載した拙稿「李承晩ライン問題を考える—『竹島問題100問100答』再批判に対して—」である<sup>6</sup>。

### 慶尚北道独島史料研究会の再批判

2014年3月に第3期島根県竹島問題研究会による『竹島問題100問100答』(ワック出版)が刊行されると、同年5月に慶尚北道独島史料研究会は批判文を発表した。2015年8月に刊行された第3期島根県竹島問題研究会最終報告書でそれに対する反論が掲載されると、2016年10月に慶尚北道独島史料研究会は再批判を行った。この再批判では、日韓条約における竹島問題の取扱および李承晩ライン問題について、金柄烈氏が執筆している。キムビヨンリョク

このうち李承晩ライン問題についての金柄烈氏の再批判を検討する。李承晩ラインとは、1952年1月に韓国が、漁業資源を独占しようとして設定を宣言した境界線である。韓国はこの侵犯を口実に日本漁船を拿捕し、1957年の多い時には900人以上の日本人が、釜山の外国人収容所で貧弱な食事に苦しみながら抑留生活を送った。

### 米国は漁業管轄権を認めていたのか

再批判で金柄烈氏は李承晩ラインに正当性を持たせようと苦心している。彼は、当時米国など18カ国以上が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という。1960年の第2次国連海洋法会議では領海6海里とその外側に6海里の漁業水域を認める米加両国の提案が過半数の支持を得、1960年代に各国が結んだ漁業協定では漁業水域設定が一般的になった。このように、沿岸国だけが漁業資源を管轄できる漁業（専管）水域が国際的に認められるのは1960年代で、李承晩ライン設定よりも10年以上後のことである。しかも、伝統的にその水域で操業していた国に対しては条件付きで漁業の継続が認められた。一方的な宣言で日本漁船を締め出そうとした李承晩ラインとは異なる。

米国は李承晩ライン宣言当時、漁業管轄権を認めてはいない。韓国は、1945年9月に米国が行ったトルーマン宣言（大陸棚の海底と地下の天然資源に対する管轄権を主張する宣言と、隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張する宣言の二つの宣言からなる）を李承晩ライン宣言の根拠としたが、米国はトルーマン宣言で漁業資源については管轄権（jurisdiction）という語句の使用を避けている。また、1952年2月、米国は李承晩ライン宣言について韓国に抗議した。そこには「米国政府は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権行使したことがある」とあった。しかし、その管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと記されており、漁業管轄権行使したとは言っていない。

### 朝鮮総督府のトロール漁業禁止線

前回2014年の『竹島問題100問100答』への批判で金柄烈氏は、李承晩ラインは朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を基準にしたと述べていた。朝鮮総督府が定めた各種漁業禁止線のうちもっとも広いトロール漁業禁止線を根拠にすべての日本漁船の操業を禁止した

<sup>6</sup> 2017年11月26日付『山陰中央新報』「談論風発」掲載の拙稿「竹島問題100問100答」再批判に対して」に加筆した。トルーマン宣言の説明など、若干改訂している部分がある。

ことや、李承晩ラインが底魚の好漁場を取り込んだためトロール漁業禁止線よりも広かつたことを私に指摘されたため、今回は、トロール漁業禁止線が定められた 1929 年ではなく「1952 年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」として李承晩ラインに変更した趣旨の説明をしている。

しかし、李承晩ライン設定当時の韓国には漁業資源調査の実績はほとんどなかった。たとえば、1953 年 6 月の日韓会談漁業委員会ではサバ漁業に関する資料が交換されたが、韓国側からは「サバの体長、体重については説明も、資料提出も」なく、サバの回遊状況については「わが方作成の図面を利用しつつ説明」したと、日本側議事録にある。漁業資源の状況が不明なのに「最善の」保存措置に変更したという説明は理解できない。また、1953 年 9 月に韓国政府が公布した水産業法では、朝鮮総督府が定めたトロール漁業や機船底曳網漁業の禁止線がそのまま引き継がれている。李承晩ラインが「1952 年の状況で漁業資源を保護するための最善の方法」というならば、李承晩ラインと水産業法の禁止区域との整合性についての説明が必要であろう。

#### 李承晩ラインは排他的経済水域か

金柄烈氏は、しきりに現在の国連海洋法条約の排他的経済水域（沿岸国のみがその水域の資源を管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域。距岸 200 海里まで設定できる）と李承晩ラインは同じ性格のものと主張する。しかし、国連海洋法条約の第 61 条「生物資源の保存」・62 条「生物資源の利用」で示された排他的経済水域における漁業についての考え方は、沿岸国は資源管理を責任を持って行い、資源を完全に利用していない場合は他国にも漁獲させるというものである。資源調査や資源保存措置も不完全な状態で、一方的に日本漁船の操業を禁じた李承晩ラインと同じではない。

国連海洋法条約の第 61・62 条の、排他的経済水域の漁業資源に対する沿岸国の保存・最適利用の義務は、第 3 次国連海洋法会議で、沿岸国の排他的経済水域での操業を求める海洋国との妥協の中でまとまったものである。日本の立場にまったく配慮せずに李承晩ラインを線引きし、日韓会談漁業委員会では日本の言い分を頭から拒絶した韓国の姿勢が、そのまま現在の国連海洋法条約の内容になったわけではない。そもそも、1990 年代に日韓両国が批准した国連海洋法条約を 40 年以上も過去にさかのぼって適用することはできない。

#### 韓国の蹉跌－主権の宣言

李承晩ラインの正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」である。宣言文前半は朝鮮半島周辺の広大な海域に主権行使すること、後半はその海域の漁業資源を韓国のみが管理することを内容としていた。

金柄烈氏は、李承晩ラインの最大の問題点として私が指摘した、広大な公海に主権を宣言したことについて、次のように述べている。「“主権( sovereignty) 線だ”、“管轄権と統制 (jurisdiction and control) 線だ”などとして、多少一貫的でない性格規定」があった。しかし、これはそのように簡単に見過ごせる問題ではない。諸外国が韓国に抗議したのは、領海の一方的な拡大という非常識で危険な行為に対してであり、韓国民は李承晩ラインを国境線と誤解した。李承晩ラインは、現在南シナ海で中国が繰り広げている行動にも似た、深刻な問題を含んでいた。

### 李承晩ラインは「最初の手段」

金柄烈氏は日本漁船の脅威を強調し、李承晩ラインは「漁業資源保護のための最後の手段だった」という主張を変えていない。李承晩ライン宣言よりも4ヵ月も前の1951年9月8日、韓国政府はすでに、日本漁船を排除できる水域の設定を宣言して「対日漁業協定締結交渉時にこの線が既定事実だと認定させる」ことを計画していた（「漁業保護水域宣布に関する件」（韓国政府外務部編刊『大韓民国外交年表附主要文献』1962年）197頁）。

宣言の1ヵ月後に始まった日韓会談漁業委員会で、日本が資源保護のため一部漁業の禁漁区域と禁漁期間を設けることを提案したにもかかわらず、韓国はこれを受け入れず、すべての日本漁船の操業禁止区域、すなわち李承晩ラインを認めることを求めた。要するに、李承晩ラインは「最後の手段」ではなく、「最初の手段」だった。金柄烈氏はこの私の指摘に答えていないのである。

以上論じたように、当時米国等の諸外国も漁業管轄権を認めていた、朝鮮総督府のトロール漁業禁止線を李承晩ラインは継承・発展している、李承晩ラインは現在の排他的経済水域と同一だ、金柄烈氏が李承晩ラインを正当化するために行つたこれらの主張は、すべて成り立たない。

これらの人、金柄烈氏は「大日本水産会の前会長鍋島態度が平和線について‘相互理解’という表現を使ったのは“日韓間の対立を解消することができなかったということを表に出さないために使用した言葉であって、平和線を承認したという意味ではない”という反論に対しては強い再反論をする必要性を感じられない」と述べている。鍋島の発言は、1953年2月に鍋島らが訪韓し李承晩大統領と面会したにもかかわらず日韓関係は悪化したという印象を与えたくないため韓国側から要請されて行われたものであって「相互理解」の対象は李承晩ラインではない、そもそも日本政府の公式見解ではないので李承晩ラインを正当化する根拠にはならないという筆者の主張に、金氏は反論することをあきらめた模様である。

### 3. 米国政府の李承晩ラインへの対応について

当時米国など18カ国以上が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という金柄烈氏の主張の誤りについて確認作業をさらに進めるとともに、この機会に米国政府の李承晩ラインへの対応を検討してみたい。日韓両国に影響力を持っていた米国政府の対応は、日韓漁業問題を考える上で重要であるからである。そのために、米韓両国政府間で交換された文書を検討する。

「1955年」という手書きの書き込みが表紙にある、韓国外務部作成の MATERIALS ON THE PEACE LINE という資料集<sup>7</sup>には、1952～1955年に韓国政府と諸外国政府の間で李承晩ライン問題に関して交換された文書が収録されている。うち、1953年までの9通については、すでに紹介を終えている<sup>8</sup>ので、ここでは、1954年と1955年の韓米間で交換された4通の書簡をとり上げる。

<sup>7</sup> 「平和線宣布に関連した諸問題」（韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部大韓民国在外公館政務課 生産年度：1953 管理番号：DA0096748）100～156コマ。

<sup>8</sup> ①日本政府→韓国政府（1952年1月28日）②韓国政府→日本政府（1952年2月12日）③日本政府→韓国政府（1952年4月25日）④米国政府→韓国政府（1952年2月11日）⑤韓国政府→米国政府（1952年2月13

**ピヨン・ヨン・ウ**  
卞榮泰韓国外務部長官は1954年9月9日付でハル(John Edwin Hull)極東軍司令官に書簡<sup>9</sup>を送り、李承晩ラインが漁業資源保護のため必要であるとして、その正当性を訴えた。この時期、前年10月に日韓会談は決裂し、李承晩ライン侵犯を口実とした韓国による日本漁船拿捕が頻発して日韓関係は険悪な状況にあった。同年10月1日付でハル司令官は卞長官に返書<sup>10</sup>を送り、この問題が関係者間の交渉によって速やかに解決されることを希望し、卞長官の書簡は国際関係に係わる疑問点を含むので本国政府の当局者に転送すると伝えた。

1955年4月1日付の駐韓米国大使館から韓国政府外務部宛の書簡<sup>11</sup>の内容は韓国の希望に沿うものではなかった。特に、1954年9月9日付書簡で卞長官が取り上げたトルーマン宣言について、米国は次のように述べて、韓国の主張を否定した（下線は原文の通り）。

外務部長官が書簡で引用した1945年9月28日の大統領宣言（トルーマン宣言のこと-筆者補註-）は、「その中では韓国政府のみが管轄権を持つという韓国隣接海域を囲む境界線」を韓国が一方的に設定した行動の先行例として利用されたのであろうが、それはありえない。まずこれが強調されねばならない。

二つの大統領宣言は、公海のいかなる部分に対しても、米国が管轄権と管理(原文では jurisdiction and control-筆者補註-)を行う権利を何ら確立したものではない。「大陸棚の地下と海底における天然資源に関する米国の政策」についての宣言は、大陸棚の地下と海底における天然資源にのみ管轄権を持つというもので、大陸棚の上の公海に管轄権を持つわけではない。

トルーマン宣言で米国が管轄権の行使を宣言したのは米国の海岸に隣接する大陸棚にある天然資源に対してであって、米国の隣接公海に対してではなかった。米国が「領海の外に漁業専管水域を拡張していた」という金柄烈氏の主張の誤りは明らかである<sup>12</sup>。

駐韓米国大使館の書簡ではさらに、トルーマン宣言のうち隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張する宣言の内容が、次のように説明された。隣接公海の漁業資源保護を目的として、従来米国民だけが漁業を行ってきた漁場については米国政府のみが一方的に資源保護水域を設定する。米国民だけでなく他国民も合法的に開発した漁場については他国民との合意のもとに資源保護水域を設定する。米国政府は、李承晩ラインは、その水域で操業していた日本人漁業者を一方的に排除したという点で、トルーマン宣言とは根本的に異なると韓国政府に伝えた。それ

日) ⑥中華民国政府→韓国政府(1952年6月11日) ⑦韓国政府→中華民国政府(1952年6月26日) ⑧英国政府→韓国政府(1953年1月12日) ⑨韓国政府→英國政府(1953年1月28日)。これらは「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」(韓国外交史料館所蔵 分類番号:743.4 登録番号:328) および韓国政府外務部編刊『独島関係資料集-往復関係文書(1952~76)-』(1977年7月)に収録されている。筆者は『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)等でこれらへの分析を行った。なお、⑤はこの MATERIALS ON THE PEACE LINE には収録されている(124~129コマ)が、「平和線宣布と関連する諸問題 1953-55」および『独島関係資料集-往復関係文書(1952~76)-』には見当たらない。

<sup>9</sup> FOREIGN MINISTER'S LETTER TO J. E. HULL GENERAL U. S. ARMY CONCERNING THE CONSERVATION OF FISHERY RESOURCES (前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」72~74・141~147コマ)。

<sup>10</sup> GENERAL HULL'S REPLY TO FOREIGN MINISTER (前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」56・148コマ)。

<sup>11</sup> THE ESTABLISHMENT OF FISHERY COMSERVATION ZONES IN COASTAL WATERS. (THE NOTE OF AMERICAN EMBASSY NO. 122 APRIL 1. 1955) (前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」75~77・149~152コマ)。

<sup>12</sup> P・Q・R「大陸棚理論の現段階 - 李承晩宣言の基礎にあるもの -」(『法律時報』25-1 日本評論社 1953年1月 東京)がこの問題の理解に役立つ。なお、同論文では「大陸棚に関する宣言」として18ヶ国(金柄烈氏が示した国数と一致する)が表示されている(58頁)。

は次の引用部分でも明らかである。

米国の立場は次の通りである。沿岸国が隣接する海洋の漁業に利害関係を持つといえども、公海漁業に関しては、資源保護の手段はその水域に合法的な利害関係を持つ他国との合意のもとに行われねばならない。

駐韓米国大使館の書簡は、李承晩ライン宣言の最大の問題点である、隣接公海に対して主権の行使を宣言したことをとり上げ、それは徹底的に認められないと強調して終わっていた。これに對して韓国外務部は、駐韓米国大使館に宛てた 1955 年 6 月 27 日付の書簡<sup>13</sup>で、李承晩ライン宣言は自国海岸に接続する水域の漁業資源の防衛という趣旨ではトルーマン宣言と同じであると釈明した。趣旨ではなく、一方的な措置という韓国政府の政策が問題なのだと、駐韓米国大使館の書簡の批判を理解できなかったのである。

この 4 年後、韓国政府は再び李承晩ラインの正当性を米国政府に対して訴えた。<sup>曹正煥</sup>韓国外務部長官による 1959 年 4 月 23 日付書簡<sup>14</sup>である。この年の 4 月 1 日、韓国に抑留されていた漁船員の家族代表がジュネーヴの赤十字国際委員会を訪問し、漁船員やその家族が人道上看過できない状況にあることを伝えて漁船員救出への協力を要請した。曹長官の書簡は、漁業問題を國際世論に訴える日本の動きに対応したものであろう。この時、韓国は在日朝鮮人の北朝鮮帰還に不満を示して、前年 4 年ぶりに再開していた日韓会談の継続に難色を示していた。

書簡で曹外務部長官は李承晩ライン宣言の目的として、次の 3 つを挙げた。一つ目は「我が國の漁業資源の防衛」であった。敗戦後日本が占領されていた時期に連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ、以下「総司令部」と略記) が定めていた日本漁船の操業限界線であるマッカーサーライン (以下「マ・ライン」と略記) が停止されると、日本漁船の濫獲が韓国の漁業や国民生活を崩壊させかねない状況にあったと説明した。二つ目は「韓国と日本の間の平和を守る」ことであった。マ・ラインに代わる効果的な方法がなければ、日本漁船群は韓国漁場で韓国の漁業者と衝突しあうと述べた。三つめは、共産主義者の潜入や攻撃を防ぐことであった。その役割はマ・ラインにもあったと認められると主張した。

1959 年 5 月 27 日付の米国政府による曹正煥外務部長官宛の書簡<sup>15</sup>は、韓国政府の主張を真っ向から否定するものであった。米国政府は冒頭で、李承晩ライン宣言に対しては基本的に同意できないと述べ、同宣言に抗議した 1952 年 2 月 11 日付書簡に言及した。その上で米国政府の見解を次のように述べた。

まず、マ・ラインを利用して李承晩ラインを正当化する韓国の主張を次のように否定した。

米国政府は、マッカーサーラインについて、「平和線」を正当化あるいはその先例とす

<sup>13</sup> THE MINISTER'S NOTE TO THE AMERICAN EMBASSY (前掲註(7)「平和線宣布に關連した諸問題」153~155 コマ)。

<sup>14</sup> THE KOREAN POSITION ON THE PEACE LINE (「3. 平和線に関する韓国的基本政策」(韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部政務局亞州課 生産年度：1961 管理番号：DA0286486) 232~237 コマ)。1955 年 4 月 1 日付の駐韓米国大使館から韓国政府外務部宛の書簡も、この「3. 平和線に関する韓国的基本政策」に收められている (219~222 コマ)。

<sup>15</sup> タイトルはなく冒頭に No. 894 と記されている(前掲註(14)「3. 平和線に関する韓国的基本政策」242 ~244 コマ)。

る考え方や主張に対しては、いかなる意味においても、受け入れることはできない。マッカーサーラインは、連合国軍最高司令官によって1945年に布告された占領のための内政上の手段であって、当時日本を占領していた連合国軍の安全のため、公海で操業する日本船舶の管理を確実にするための占領政策を実施したものである。マッカーサーラインは、国家の管轄権、国際的な境界や漁業権に関する連合国最終的な決定の表明に關係するものではない(原文は The MacArthur Line was not an expression of Allied policy of relative to ultimate determination of national jurisdiction, international boundaries or fishing rights.-筆者補註-)。マッカーサーラインが国際的な地位を持つことや、韓国の海洋資源や安全を守るために計画されたなどといったことは、決してない。上記の事実は占領期に繰り返し、韓国当局に伝えられ注意を促した。

マ・ラインは日本支配のための内政上の措置であって韓国とは関係ない、極端に言えば、韓国にとってマ・ラインは存在しない。このような意味合いであった。2014年5月に慶尚北道独島史料研究会が発表した『竹島問題100問100答』への批判で、金柄烈氏は「平和線はマッカーサーラインを継承したものだ」という主張に賛意を示しているが、この主張も成り立たない。

次に、日韓漁業問題についての米国政府の見解は次の通りであった。

米国政府は、“平和線”が問題の海域の漁業資源を守る唯一の受け入れ可能な方法であるという韓国政府の主張は支持できない。米国政府は、公海における資源を守る適切な方法とは、関係水域の漁業に合法的な利害関係を持つ国家間の漁業資源保護のための調整か合意によるものと信じる。

このように米国政府は、1955年4月1日付の駐韓米国大使館の書簡と同様、韓国政府による一方的な日本人漁業者排除に反対したのであった。

1959年5月27日付の書簡の最後で米国政府は、共産主義者の潜入や攻撃を防ぐためという李承晩ラインを正当化する韓国政府の主張を否定した。「国家は自国の海岸から12海里以内で密輸や潜入から自国を守るために必要な管理を実施することが認められてきた。しかし、国家安全を守る方法として排他的管轄権を主張するために領海を拡大するいかなる行為も、自由世界の防衛に関連して、深刻な問題をもたらす」と述べた。ここでも、李承晩ライン宣言で韓国政府が、距岸最大で200海里近い広大な海域に主権の行使を主張したことが問題になっていた。

米国政府は李承晩ラインを正当化する韓国政府の主張を否定した。漁業問題に関しては、隣接公海における漁業資源保護のための規制は一方的なものであつてはならないとして、以前からこの水域で操業していた日本との漁業交渉に応じることを求めたのであった。

#### 4. 韓国の課題—李承晩政権の対日政策の「克服」

1959年5月27日付の米国政府の書簡は、同年5月29日に韓国政府外務部を訪れたダウリング(Walter Cecil Dowling)駐韓米国大使によって直接手渡され、その日のうちに李承晩大統領に

報告された<sup>16</sup>。手渡す時、ダウリング大使は「米国政府の平和線に対する立場は、1952年2月11日から一切変わっていない」と述べた。李承晩ライン宣言に米国政府が抗議した口上書を示して、広大な公海への主権や漁業管轄権の行使を韓国政府が一方的に宣言したことを認めない意志を、あらためて韓国政府に伝えたのである。

1952年から13年以上にわたる日韓会談における漁業交渉で日本が主張したのは、公海における漁業に対する規制は、李承晩ラインを理由とした日本漁船排除のような、一方的・恣意的なものであってはならないということであった。「一方的」とは、関係国との協議なしに外国漁船を排除しようとしたこと、特に当該水域における操業実績を持つ関係国に配慮しなかったことである。「恣意的」とは、資源調査や資源保存措置に基づく根拠なしに外国漁船を排除しようしたことである。そして、米国政府の日韓漁業問題への姿勢も、日本と同様であった。

1965年の日韓漁業協定は、このような日本の主張を韓国が受け容れたものであった。日本漁船は距岸約12海里の「韓国漁業専管水域」（韓国のみが漁業資源を管理できる水域。「漁業専管水域」は「漁業水域」ともいう）では操業できなくなったが、それは一方的ではなく、日韓間の協議の結果設定されたものであった。そしてその外側に、距岸約40海里の「日韓共同規制水域」（漁業資源保護のため日韓双方が規制を受ける）が設定された（【図1】「日韓漁業協定」参照）。

1963年10月に日本側が、その後の漁業交渉の進捗の土台となる「和田試案」を提示した時の「日韓共同規制水域」に関する基本方針は次の3点であった<sup>17</sup>

- (1) 共同規制水域においては、一方的規制であってはならず、双方に平等に適用される規制であること。
- (2) 共同規制水域における日本の操業実態を歪めるものではないこと。
- (3) 共同規制水域における規制措置違反についての取締りの在り方が、「李ライン」と同様の事態の継続の結果とならないこと。

日韓漁業協定では、「共同規制水域」での操業については、「保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間」、「暫定的漁業規制措置を実施」することになり、「最高出漁隻数または統数」と「年間総漁獲基準量」が定められた。日本側交渉担当者は「若干の規制を受けることになったが、ほぼ操業の実態をそこなわないものとして合意に達した」と評価した<sup>18</sup>。そして「漁業専管水域」の外側における違反行為の取締りおよび裁判管轄権は、漁船の属する国のみが行い、および行使することになった（旗国主義）。「共同規制水域」は、【図2】「韓国による日本漁船拿捕・襲撃追跡」で示した、韓国による日本漁船拿捕が多発した海域と重なる。日本はこの

<sup>16</sup> 前掲註(14)「3. 平和線に関する韓国的基本政策」238・239コマ。これに対する李承晩大統領の反応は不明であるが、次の記録にある、1953年に李承晩ラインの問題点について第二次日韓会談の韓国側代表から報告を受けた時の李承晩大統領の反応とは大きく異ならなかつたであろうことは想像に難くない。「大統領はまたその意見が間違っているにせよ、進言に対しては頭から受け付けない。一例として李ラインが国際法上どおこおといった意見を我々から出しても全然取り上げない」（「張基栄代表との非公式会談に関する件 二八、六、一八」（「日韓会談・全面公開を求める会」の分類では、第6次公開 開示決定番号 1109 文書番号 1699）3コマ）。

<sup>17</sup> 『水産庁監修 日韓漁業協定関係 出漁の手引き 付・関係法令他』（水産社 1965年12月 東京）8頁。「和田試案」は、日本側が主張する漁業専管水域距岸12海里を維持しながら、一方で韓国が漁業専管水域を主張した距岸40海里内の水域を区分して区域ごとに規制を加える（共同規制水域とする）ものであった。

<sup>18</sup> 和田正明『日韓漁業の新発足 付録・漁業協定と付属文書』（水産経済新聞社 1965年7月 東京）78頁。

水域での操業規制が「一方的かつ恣意的」なものであってはならないという主張を貫徹したのである。

韓国政府が日韓会談妥結に積極姿勢を見せ始めたのは、1960 年の李承晩政権崩壊後のことである。1963 年 5 月に韓国政府外務部が作成したと推定される「平和線に関する公報案建議」<sup>19</sup>には、「対国民公報を通じて平和線の実態および韓日会談の議題としての平和線の現位置を正確に認識させ、平和線および漁業問題に関する政府の立場に対する国民の理解および支持を促進する」と目的が記され、日韓漁業交渉を推進させる立場から、国民に対して周知させるべき次の 4 つの事項が掲げられていた。

#### 第 1 段階

- (1) 平和線存置の実効性の弱化（日本漁船侵犯、我が方の警備能力の不足）
- (2) 合理的な代替案の利点（実効ある規制方法および漁業協力による我が方の漁民の実益の補償と増進）

#### 第 2 段階

- (1) 平和線の国際法の理論上の弱体性（一方的宣言）
- (2) 平和線問題の韓日交渉において占める位置（譲歩の不可避性）

注目すべきは、「第 2 段階」の、李承晩ラインには「一方的宣言」によるという「理論上の弱体性」があり、日本に対して「譲歩の不可避性」があるという点である。これは、日本からの漁業協力導入による韓国水産業発展をめざした当時の朴正熙政権が、李承晩ラインに関する方針を転換させる必要を認識していたことを示している。

朴正熙政権が残した資料には、李承晩ラインの違法性を自覚していたことを示す記録が他にもある。例えば、1964 年 2 月に開催された日韓会談に関する韓国政府内の会議の結果行われた、大統領への 2 月 10 日付の報告には、「平和線の不当性を強力に主張する日本側の主張の前に萎縮してまるで国際法に違反しているため一種の罪意識を持つのではないか」と、交渉にあたる韓国側代表を気遣う意見が述べられていた。また、日韓会談では「平和線の法律的な性格を絶対強調してはならないこと。法的性格の主張は日本外務省の主張を代弁する結果となることを警戒せねばならないこと」とも記されていた<sup>20</sup>。

1964 年 3 月 29 日付『朝鮮日報』の一面下段広告に、韓国政府公報部による「韓日国交正常化はなぜ必要か」が掲載された。当時、日韓会談の最大の課題となっていた漁業問題をめぐる日韓農相会談の「内容の一部が外部に伝えられたため、3 月末から韓国で日韓会談即時中止のスロー

<sup>19</sup> 「平和線に関する公報案建議」（韓国国家記録院所蔵 生産機関：外務部企画管理室外交史料担当官生産年度：1963 年 管理番号：CA0005117）262 コマ。

<sup>20</sup> 1964 年 2 月 10 日付朴正熙大統領宛報告書「題目：韓日会談」（韓国外交史料館所蔵 「第 6 次韓・日会談 第 2 次政治会談予備折衝・漁業関係会議 1962.6-64.3 全 5 卷(v.5 1964.2-3)」（分類番号 723.1JA 登録番号 745）115・121 コマ）。2 月 3 日の政府・与党幹部連席会議、2 月 7 日の閣僚会議、2 月 8 日の政府・与党幹部連席会議の報告である。報告冒頭で「今までの両国間交渉の経過を総合すれば、請求権問題と偽胞の法的地位問題は解決され、その他の船舶、文化財に関する交渉は支障なく進行しているようで、基本関係問題も韓国に不利な点はなく進行するものと予想される。」と説明し、漁業問題が現時点の最大の問題と述べている（112 コマ）。当時、12 海里漁業専管水域を前提として協議は進められ、その外側の共同規制水域での規制の問題が論議の中心となっていた。しかし、韓国野党や国民の間では李承晩ライン撤廃への反対論は根強かった。

ガンを掲げた学生デモが大規模に繰り広げられ、4月には農相会談は中止のやむなきに至った」<sup>21</sup>という状況を鎮静化させようとするものであった。広報部は、「平和線」は「韓国沿岸の魚族保護と国防の二種類の目的のために1952年に隣接海洋の主権に関する大統領宣言として一方的に宣言したもの」と「一方的」であったことに言及し、「排他的に管轄できる領海とはその性質がまったく異なる」と述べて、李承晩ライン水域を韓国の領海と誤解してその縮小に反対する韓国の世論を鎮めようとした。そして、「平和線」を「より現実的で国際的に認定され、またより実質的な拘束力を持つことができるものにこれを代置する、そのような意味があるのである」と、日韓漁業交渉の意義を国民に訴えたのである。

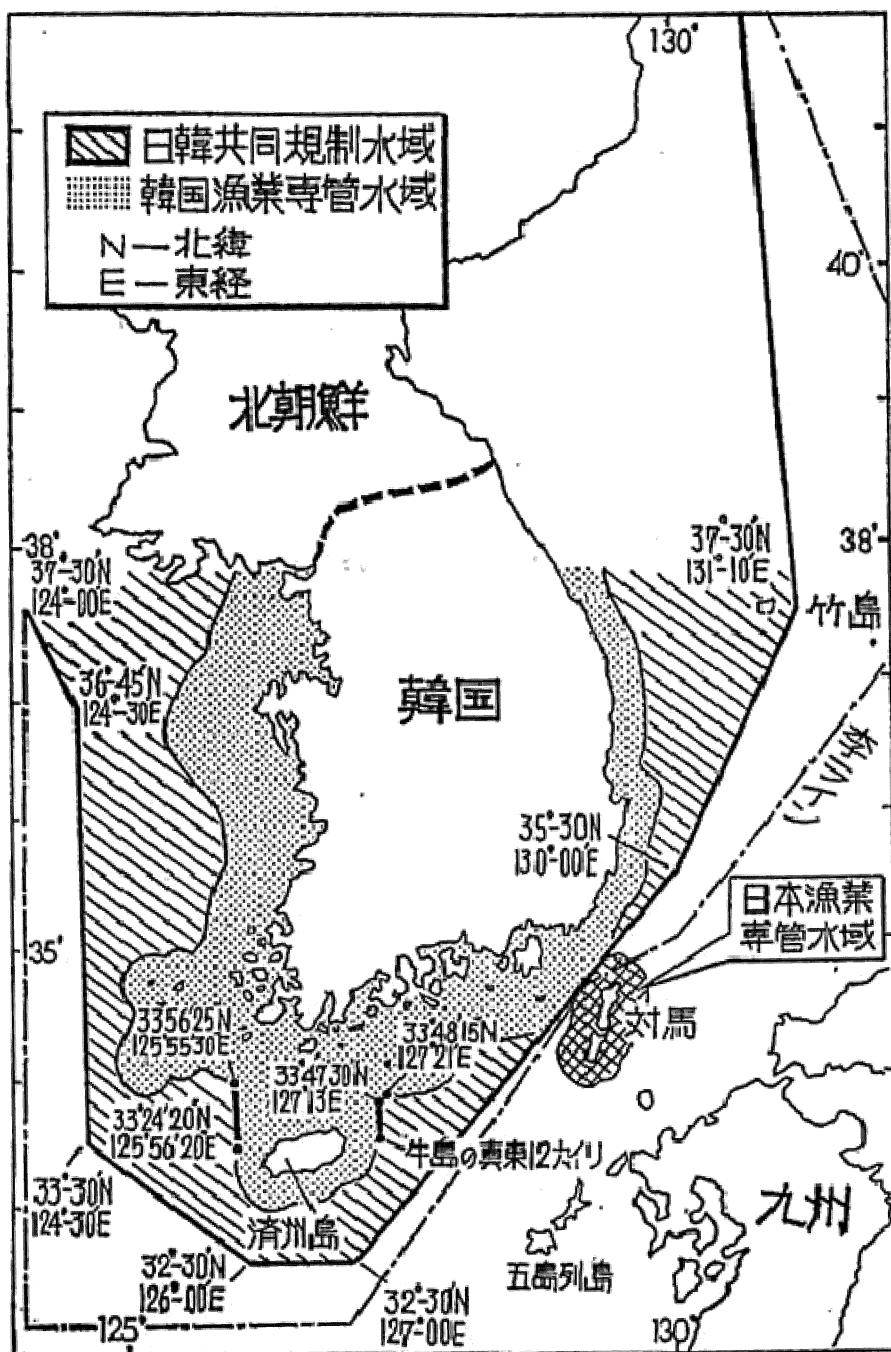
朴正熙政権が李承晩ラインの違法性を認識し、日本の主張を受け容れた結果、1965年の日韓漁業協定は結ばれた。竹島問題にせよ、漁業問題にせよ、李承晩政権が繰り広げた国際条約や国際法を無視した日本への行為<sup>22</sup>がもたらした日韓間の対立の収拾に朴正熙政権は苦慮した。そして、その課題の克服は朴正熙政権によっても完全には行われず、現在の韓国に持ち越されている。

---

<sup>21</sup> 外務省戦後外交史研究会編『日本外交の30年-戦後の軌跡と展望 1952~1982-』(世界の動き社 1982年11月 東京) 88~89頁。

<sup>22</sup> 韓国がサンフランシスコ平和条約に違反して韓国が李承晩ライン宣言で主権の行使を宣言した水域に竹島を取り込んだことは、塚本孝の論考(「平和条約と竹島(再論)」(『レファレンス』518(国立国会図書館調査立法調査局 1994年3月 東京)等)によって明らかになった。また、拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(『島嶼研究ジャーナル』7-2 島嶼資料センター 2018年3月 東京)参照。李承晩ライン宣言の違法性については小田滋「李承晩宣言の違法性」(『法律時報』25-10 日本評論社 1953年10月 東京)。同論文は『海洋の国際法構造』(有信堂 1956年9月 1956年9月 東京)と『海洋法の源流を探る—海洋の国際法構造(増補)一』(有信堂 1989年1月 東京)に収録されている。また、前掲註(9)『竹島問題の起原-戦後日韓海洋紛争史-』114~123頁参照。なお、南基正「日韓漁業交渉を見る東アジア国際社会の出現—漁業及び「平和線」をめぐる国際法論争を中心としてー」(『法学』76-6 東北大学法学会 2013年1月)には、1950年代前半の第1次日韓会談について、「「平和線」と漁業管轄権問題をめぐる国際法の攻防は、決して韓国に有利なものではなかった。そして韓国側もこれを十分に認知していた。」とある(699頁)。しかし、同論文では日韓の論議が記述されているだけで、「国際法の攻防は、決して韓国に有利なものではなかった」という評価の理由は明確ではない。

【図1：日韓漁業協定】

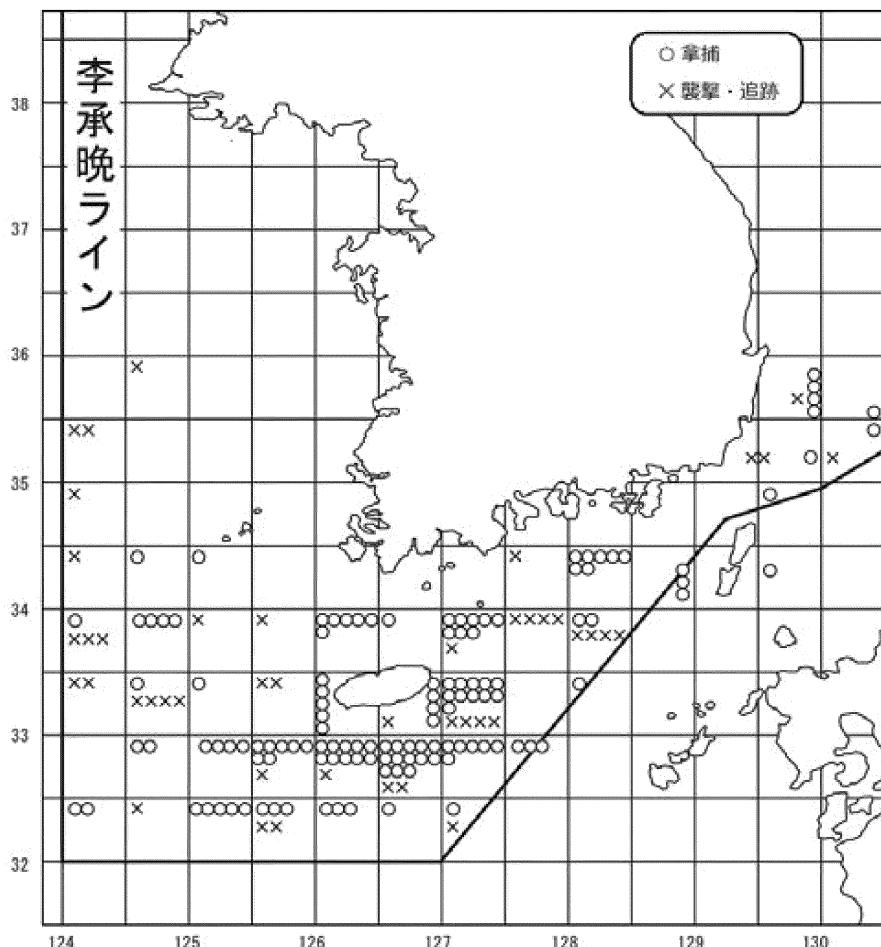


出典：1965年6月23日付『朝日新聞』

注：①現在の日韓漁業協定は1999年に発効した新協定に切り替わっている。

②経緯度表示が一部、拙著『竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)の「図5-4 日韓漁業協定」(157頁)と異なるが、この原図が正しい。

【図2：韓国による日本漁船の拿捕・襲撃】



出典：水産庁福岡漁業調整事務所編刊『以西トロール・機船底曳網漁業現況資料 昭和29年末現在』(1955年)

- 注：①1954年までのもの。○×の数は農林漁区（マス目）ごとの件数。
- ②実際の被拿捕日本漁船数はこの図より多い。この図で表示されているのは、拿捕位置が明確なもののみと考えられる。
- ③森須和男「李ラインと日本船拿捕」(『北東アジア研究』28号 2017年3月 浜田)によって1955年以後の拿捕位置を地図に再現すると、李承晩ライン外の拿捕が増えたものの、濟州島から対馬にかけての海域でもっとも多く拿捕されたことはこの図と変わらないことがわかった。
- ④拙著『竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)の「図2-6 韓国被拿捕襲撃図」(73頁)および、拙稿「山陰の漁業者と韓国-沖合底曳網漁業を中心に-」(第3期竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課 2015年8月 松江))の【図C】を改訂したものである。

## 補論 李承晩ラインの「主権」への釈明

2018年12月に慶尚北道独島史料研究会は『慶尚北道独島史料研究会 最終報告書(2010~18)』を発表した。そこに掲載された金柄烈「日本ウェブ竹島問題研究所の『100問100答』に対する再反論：国際法的争点を中心に」について、若干の言及を行う。

この論考には、日韓条約における竹島問題の取扱い、および李承晩ライン問題に関する興味深い論点がいくつか含まれている。これに対する筆者の批判は他の機会に行いたいが、本報告書に掲載した拙稿本文と深く関わる部分について、指摘しておきたいことがある。それは、李承晩ライン宣言で朝鮮半島を取りまく広大な水域に韓国が主権の行使を宣言したことについての、次の釈明である（126頁）。（下線は筆者による）

平和線の目的は前文で明らかなように、国家の福祉と防衛である。国家の福祉は経済的目的であり、防衛は軍事的目的だ。このため韓半島周辺水域の自然資源と大陸棚上の資源に対する管轄権を主張したのだ。平和線を宣言した時、米国は1952年2月11日付覚書第167号を通じて、韓国が公海に対する主権の保有と行使を主張したので一定の公海を自国の排他的統制下に置こうとしたのではないかと抗議の意志を伝達したのだ。これに対して韓国政府は、①たとえ名前が“主権宣言”となっていても線内の水域に対して主権（sovereignty）を行使する宣言ではなく、②漁業資源に対する管轄権（jurisdiction）を行使すると宣言したものだ。①ここにおける主権は絶対的な意味の主権ではなく緩和された意味の主権として③トルーマン宣言上の管轄権と統制（jurisdiction and control）という用語と互換することができる」とし、平和線宣言の対象は大陸棚と上部水域だけが対象で上空には適用されないと解説した。<sup>註14</sup> 管轄権ではなく主権という用語を使用したのにともなう問題というわけだ。<sup>註15</sup>

註14：卞榮泰外務長官、1952年2月13日付覚書、The Ministry of Foreign Affairs, The view of the Korea Government, Selected Documents, and Thesis on Peace Line(Reference Material series No. F. P. A-P12) Vol. I (発行日不明), 65~75頁に収録されている。

註15：実際米国のトルーマン宣言は主権（sovereignty）という用語を使用せず管轄権と統制（jurisdiction and control）という用語を使用した。

金柄烈氏がここで引用しているのは、1952年2月11日付の李承晩ライン宣言に対する米国の抗議に対して、1952年2月13日付で卞榮泰外務長官がムチオ（John Joseph Muccio）駐韓米国大使に宛てた書簡である。金柄烈氏の記述をまとめると次の三点になろう。

- ①韓国が李承晩ライン宣言で行使を宣言した「主権（sovereignty）」は「絶対的な意味の主権ではなく緩和された意味の主権」であって領海の拡張ではない。
  - ②韓国の李承晩ライン宣言は、隣接公海の漁業資源に対する「管轄権（jurisdiction）」の行使を宣言したもので問題はない。
  - ③韓国が李承晩ライン宣言で主張した「主権（sovereignty）」は、米国のトルーマン宣言の「管轄権と管理（jurisdiction and control）」に置き換えることができる（筆者はcontrolを「統制」ではなく「管理」と訳した）。
- しかし、これら三点はすべて成り立たない。

①については、李承晩ライン宣言は領海の一方的な拡張を意図したものではないという韓国の説明に、米国は納得しなかったことを指摘したい。本報告書の拙稿で紹介した二つの資料（1955年4月1日付の駐韓米国大使館から韓国外務部宛の書簡および、1959年5月27日付の米国政府による韓国外務部長官宛の書簡）はそれを示している。前者では、「米国政府は、沿岸国が公海と認められた近接海域に主権を主張することを合法的な行為と認める国際法などないという見解である。そして米国政府は徹底してそのような行為を認めることを拒否してきた」と強調した。後者についても、本報告書の拙稿（127頁）で紹介したように、米国政府は李承晩ライン宣言で韓国が一方的に領海を拡大したことに警告した。

1964年3月に日韓会談反対運動に対応して刊行された『韓日国交正常化問題-韓日会談に関する宣伝資料 補完版(一)-』（民主共和党宣伝部 刊行場所不明）では、「平和線は一種の国境線だ。だから平和線の譲歩は領土の縮小を意味するのではないか」という韓国国民の問い合わせが想定されている。その回答は「韓国領海の拡張等を願う爱国的な心情は韓国民として当然なものであるが、爱国心にも限界があるのだ。我々が国際社会の忠実な一員として行動しようとするならば国際法をむやみに無視することはできない」「平和線内の水域を（略）領海と同じだとして縮小云々するのは、国民を誤導するだけでなく大韓民国を国際的に嘲笑の種にして孤立化させる仕打ちとしか見ることができない」と、李承晩ライン水域を領海とみなす意見を強くたしなめたものであった（30～31頁）。李承晩ライン宣言で広大な海域に主権を一方的に宣言した非常識で危険な行為は、金柄烈氏の言う「用語」の誤用ですまされる問題ではない。それは諸外国の抗議を招き、また韓国の世論を動かしたため、朴正熙政権や与党は対応を迫られたのである。

②で当然のように正当性が主張されている漁業管轄権であるが、李承晩ライン宣言が出された1950年代には国際的に認められていない。そして1960年代の国際的な漁業協定で一般的になつた漁業専管水域は、李承晩ラインのような、一方的で恣意的なものではなかった。これは、本報告書の拙稿で繰り返し述べたところである。

③については、トルーマン宣言に「管轄権と管理(jurisdiction and control)」という語句はない。トルーマン宣言のうち隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張する宣言（正式名称は「公海の一定水域における沿岸漁業に関するアメリカ合衆国の政策」）の核心部分は次の通りである。<sup>23</sup>

水産資源の保全と保護についての切迫した必要に鑑み、合衆国政府は、合衆国海岸に隣接する公海の中で、相当規模の漁撈活動が従来開発されもしくは維持されてきたか又は将来開発され維持される区域に保存水域を設定することを適當と考える。これらの諸活動が米国民のみによって従来開発され維持されて来たか又は今後にわたって開発され維持されるであろう場所については、合衆国政府はその中では漁撈活動が合衆国政府の統制と管理に服することになる、明示的に境界を画した保存水域を設定することを適當と考える。これらの諸活動が合法的に米国民と他の諸国の国民によって共同に従来開発され維持されて来たか又は今後にわたって開発され維持されるであろう場所については、明示的に境界を画した保全水域が、合衆国とそれら他国との間の諸合意の下に設定され、それら水域におけるすべての漁撈活動は、これらの諸合意の中に規定される統制と管理に服することになる。上記の諸原則

<sup>23</sup> 『レファレンス』33 国立国会図書館調査立法調査局 1953年11月）16頁の翻訳文による。

に従って海岸線の沖合に保全水域を設定する、いかなる権利も、それら水域に存在するであろう米国民の水産業の権益に同様の権利が認められる限りにおいて、容認される。

英文では題目は、POLICY OF THE UNITED STATES WITH RESPECT TO COASTAL FISHERIES IN CERTAIN AREAS OF THE HIGH SEAS であり、該当箇所は次の通りである。<sup>24</sup>

In view of the pressing need for conservation and protection of fishery resources, the Government of the United States regards it as proper to establish conservation zones in those areas of the high seas contiguous to the coasts of the United States wherein fishing activities have been or in the future may be developed and maintained on a substantial scale. Where such activities have been or shall hereafter be developed and maintained by its nationals alone, the United States regards it as proper to establish explicitly bounded conservation zones in which fishing activities shall be subject to the regulation and control of the United States. Where such activities have been or shall hereafter be legitimately developed and maintained jointly by nationals of the United States and nationals of other States, explicitly bounded conservation zones may be established under agreements between the United States and such other States; and all fishing activities in such zones shall be subject to regulation and control as provided in such agreements. The right of any State to establish conservation zones off its shores in accordance with the above principles is conceded, provided that corresponding recognition is given to any fishing interests of nationals of the United States which may exist in such areas. The character as high seas of the areas in which such conservation zones are established and the right to their free and unimpeded navigation are in no way thus affected.

下線部でわかるように、金柄烈氏の説明とは異なり、トルーマン宣言で使用されたのは「統制と管理(regulation and control)」であって「管轄権と管理(jurisdiction and control)」ではない。トルーマン宣言のうち、もう一つの宣言である「大陸棚の地下及び海底の天然資源に関する合衆国の政策(POLICY OF THE UNITED STATES WITH RESPECT TO THE NATURAL RESOURCES OF THE SUBSOIL AND SEA BED OF THE CONTINENTAL SHELF)」では、米国沿岸の公海の海底にある大陸棚の天然資源が米国政府の「管轄権(jurisdiction)」に服するとされた。しかし、「管轄権(jurisdiction)」という語句は隣接公海に漁業資源保護のための水域の設定を主張するトルーマン宣言では使用されていない。金柄烈氏は二つの宣言を混同している。

1952年2月11日付の抗議<sup>25</sup>で米国は、トルーマン宣言は資源保護を目的としたものであり、領海の拡張を意味したものではないとして、李承晩ライン宣言との関連性を完全に否定した。また、「合衆国は3マイル外の公海においてある種の防衛的管轄権を行使したことがある」が、同時にその管轄権とは税関や密輸の監視のためのものであったと述べた。漁業管轄権も否定したの

<sup>24</sup> ハリー・S・トルーマン大統領図書館および博物館のwebサイトに掲載されたものである。https://www.trumanlibrary.org/proclamations/index.php?pid=253&st=&st1=

<sup>25</sup> 前掲註(7)「平和線宣布に関連した諸問題」35~38・115~123コマ。

である。

米国の抗議に対して卞榮泰ができたことは、李承晩ライン宣言の「主権(sovereignty)」とは「管轄権と管理(jurisdiction and control)」と同じだと言い逃れることであった。しかし、公海に対する「管轄権と管理(jurisdiction and control)」の妥当性を主張しようにも、トルーマン宣言ではそれは認められていなかった。よって、1952年2月13日付の書簡で卞榮泰は、トルーマン宣言のように李承晩ライン宣言も領海の拡大を意味しないと述べたが、公海に対する「管轄権と管理(jurisdiction and control)」を主張したのだからトルーマン宣言と李承晩ライン宣言と同じであると強弁してはいない。

卞榮泰の書簡を受け取ったムチオ駐韓米国大使は、それを「もったいぶつて古風で、不明瞭でそして混乱している(characteristically antiquated, obscure and confusing)」と酷評した<sup>26</sup>。このような釈明が、李承晩ライン宣言の正当化に役立つとは思われない。

---

<sup>26</sup> Pusan → Secretary of State February 16, 1952 NARA, RG59, Central Decimal File 1950-54, BOX4296, 795.022/2-1652 この書簡は、すでに、第3期島根県竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査報告」最終報告書』(島根県総務部総務課 2015年8月)で、Records of the U.S Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795, Wilmington, Del.: Scholarly Resources Reel 29 からの引用で紹介した(197頁)。



## その2

下條正男

韓国の慶尚北道は平成29年（2017年）3月16日、ネット上に独島史料研究会編の『竹島問題100問100答批判2』を公開した。慶尚北道の独島史料研究会は、これまでも島根県竹島問題研究会が2014年に上梓した『竹島問題100問100答』に対して、『竹島問題100問100答批判1』（2015年刊）を刊行し、反論している。

今回の独島史料研究会編『竹島問題100問100答批判2』は、その第二弾である。島根県竹島問題研究会は平成27年（2015年）6月、『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』をまとめ、その附録で慶尚北道独島史料研究会編の『竹島問題100問100答批判1』を論駁した。『竹島問題100問100答批判2』は、それに対する独島史料研究会の再反論である。

『竹島問題100問100答批判2』は、「国際法的争点を中心に」と「歴史的争点を中心に」の二部で構成されている。その中で拙稿に反論していたのは、柳美林氏の論稿（「歴史的争点を中心に - 『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の内容は文脈が違う」）である。

柳美林氏は、その反論で、名古屋大学教授の池内敏氏が『竹島 - もう一つの日韓関係史』（2016年刊）で下條批判をしたのと同じ『世宗実録』『地理志』（1454年）を論拠としているが、『世宗実録』『地理志』には証拠能力がないのである。

『世宗実録』のような実録は、朝鮮時代を通じて春秋館と各地の史庫に収蔵され、曝書の時以外は、人目に触ることは稀であった。それに『世宗実録』所収の「地理志」は、「地理志」としては未完に属した。そのような文献を敢えて論拠とし、下條批判をした池内敏氏の真意は、どこにあったのか。柳美林氏は、その池内敏氏の論理を無批判に踏襲しているが、その意図は奈辺にあるのだろうか。

朝鮮時代の地誌は、官撰の『東国輿地勝覧』（1481年）で定本となり、『新增東国輿地勝覧』（1530年）で増補されて、『輿地図書』（1756年～1765年）で改訂がなされた。その『輿地図書』を見ると、柳美林氏が独島（竹島）とする『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）由來の于山島は抹消され、于山島を独島とする根拠がなくなっている。

だが池内敏氏の論稿では、その事実には言及せず、未定稿の『世宗実録』『地理志』を論拠に、下條批判をしたのである。それは為にする論議である。

今回、独島史料研究会編『竹島問題100問100答批判2』所収の柳美林氏の論稿（「歴史的争点を中心に - 『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の内容は文脈が違う」）を俎上に載せ、併せて池内敏氏の下條批判の論理に触れたのは、文献を恣意的に解釈し、文献批判を怠ることの弊害を明らかにするためである。

### 1. 柳美林氏による反論の特徴

柳美林氏が反論した拙稿は、島根県竹島問題研究会編『第三期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』所収の「慶尚北道独島史料研究会の『竹島問題100問100答（ワック出版）に対する批判』の客観的検証」である。

柳美林氏は反論の冒頭、拙稿の一部を要約して、下條は『竹島問題 100 問 100 答』で、『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の蔚珍県条に現われた于山島は、竹島ではなく鬱陵島の他の名称」としていると批判し、あらためて『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」の于山島を独島（竹島）とした。

だが拙稿では、『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」の于山島が独島ではなかった事実について、論拠を示して明らかにしたはずである。

これに対して柳美林氏は、「文献に現われた于山島は、すなわち独島を示しているということを論証」したと自賛するが、その論稿の所在を明らかにしていない。おそらくそれは『領土海洋研究』（1巻7号）所収の『竹島問題 100 問 100 答』に対する批判的検討、そして我々の対応」と思われるが、そこでも于山島を独島とする論証はできていない。柳美林氏は、次のように述べて、それを反論と思い込んでいるようだからである。

「日本は韓国が主張する于山島が独島だと主張する事実を反駁するため、『太宗実録』（太宗17年2月壬戌条）に出てくる「于山島には男女合せて八十六名が住んでいて、十五戸がいる」とする内容や、『新增東国輿地勝覧』に「于山と鬱陵は本来一つの島である」とする内容。『三国史記』の于山国が服属した事実を挙げている。無論、韓国の史料の中で示された于山島が、全て独島と主張することとは符合するものではない。従って各史料で言及している于山島が独島であるのかは、史料の文脈に応じて、異なった解析をしなければならない。日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判するのは、望ましい学問的态度とするのは困難である」（6頁）。

柳美林氏の論拠は、「日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判するのは、望ましい学問的态度とするのは困難である」とする私見である。

だが拙稿で、『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）と『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の分註に『太宗実録』の記事が引用された事実に注目したのは、それが『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）と『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の本文に「于山島」が表記されることになった典拠とみたからである。漢籍の場合、本文に統いて分註があれば、分註では本文を注釈し、典拠を示す役割も果たしている。それに『太宗実録』には、確かに于山島に関する記述がある。

柳美林氏はその『太宗実録』について、「日本が于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで批判」したとするが、それでは反論になっていない。柳美林氏は自説が否定され、都合悪くなると、「各史料で言及している于山島が独島であるのかは、史料の文脈に応じて、異なった解析をしなければならない」と個人的な感想を論拠とすることで、下條批判ができたと錯覚しているのではないだろうか。

だが竹島問題のように文献を論拠とする問題では、文献批判が命である。『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）に引用された『太宗実録』についても、文献批判は欠かせない。

現に『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）の分註に引用された『太宗実録』の記事は、「太祖時、聞流民逃入其島者甚多」と、「太宗時」とすべき部分が「太祖時」と誤記されている。これは『世宗実録』『地理志』が未定稿であったことを示す証左である。

それに『世宗実録』『地理志』の編纂が杜撰だった事実は、同じ「蔚珍県条」の分註でも確認ができる。于山国が新羅に服属した「智証王十三年」を、「智証王十二年」と誤って記している

からだ。この「太祖時」と「智証王十二年」の誤記は、『東国輿地勝覧』の段階で「智証王十三年」とされ、「太祖時」も「太宗時、闇流民逃入其島者甚多」と修正されている。これは『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註に引用された『太宗実録』についても、検証がなされていたことを示している。

その『新增東国輿地勝覧』（1530年）を底本とし、本文から于山島の記述を消した『輿地図書』では、分註にあった引用文の「太祖時、闇流民逃入其島者甚多」を「太宗時、流民多在海島」と書き換え、同じく『新增東国輿地勝覧』に依拠した金正浩の『大東地志』では、「太宗朝闇流民逃于鬱陵島者甚多」として、「其島」を鬱陵島に修正している。これは分註と本文が連係していることを示す証左である。

漢籍の場合、本文があつて分註がある場合は、分註に対する文献批判が欠かせない。それに『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註で、于山島に関する記述がある文献は、『太宗実録』の外にはないからである。事実、『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」には、鬱陵島に派遣された按撫使の金麟雨が、「于山島より還る」と復命した記述がある。そしてその于山島には、「戸凡そ十五口、男女併せて八十六」人が居住していた。この于山島は、岩礁に過ぎない独島（竹島）ではない。

そのため『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の分註には、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の分註には存在しなかった「一説、于山鬱陵本一島」の記述が、新たに加筆されている。『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」では、「于山島より還る」と記述されるだけで、于山島がどこにあるのか、明確ではなかったからである。

そこで『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）でも、本文には于山島と鬱陵島を併記し、分註では「二島相去不遠」（二島はそれほど離れていない）と曖昧な表記をしていたのである。

従って、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島に関しては、文献批判を通じて、それがどこの島を指すのか、明確にしておかねばならなかつたのである。そこで拙稿では、『太宗実録』の「太宗十七年二月壬戌条」を根拠に、その于山島は独島（竹島）ではなく、鬱陵島のこととしたのである。

だが柳美林氏は、拙稿を批判して「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いるとして、自らは十五口、八十六人が住む于山島を独島（竹島）としたのである。

しかし同じ『太宗実録』の「太宗十六年九月庚寅条」では、武陵島（鬱陵島）には十五家が入居したとしている。武陵島（鬱陵島）に入居した十五家と、于山島に居住する「戸凡そ十五口」の戸数が、一致するのである。そこで拙稿では、「男女併せて八十六」名が住む于山島を、鬱陵島（武陵島）としたのである。

それに柳美林氏が主張するように、「于山島を独島と見ることが難しい」事実がある。『世宗実録』「地理志」と『東国輿地勝覧』が編纂された当時、判別ができなかつたのは于山島と鬱陵島（武陵島）で、独島（竹島）ではなかつたからである。それを示しているのが、先にも述べた『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の分註にある「一説、于山鬱陵本一島」の存在である。この「一説」が書き加えられたのは、『東国輿地勝覧』の編者が、于山島と武陵島（鬱陵島）を全く別の二島とすべきか、同島異名なのかに迷つたため、後世の判断を俟つたからである。

さらに『高麗史』の「地理志」にも、後世の判断を俟つた痕跡がある。『世宗実録』が編纂される三年前に編修された『高麗史』「地理志」（1451年）でも、判別ができなかつた状況は同じであった。『高麗史』「地理志」の場合、その本文には鬱陵島のみが表記され、分註では「一云、

于山、武陵本二島」として、于山島と武陵島（鬱陵島）を別の二島としているからだ。これは『世宗実録』の三年前に編纂された『高麗史』「地理志」でも、于山島の存在を特定できなかったことを示している。

柳美林氏は、「文献に現われた于山島は、すなわち独島を示している」とするが、それほど簡単に判断が下せるものではない。『高麗史』から三十年後に編纂された『東国輿地勝覧』（1481年）でも、于山島の所在を「一説、于山鬱陵本一島」として、後世の判断を俟たざるを得なかつたからである。

それも『東国輿地勝覧』の編纂には、『高麗史』と『世宗実録』の編修に携わった梁誠之が関わっていた。同じ梁誠之が関係した文献の何れでも、于山島の所在を特定することができなかつたのである。その事実を示しているのが、『東国輿地勝覧』所収の「八道総図」と「江原道」地図である。「八道総図」と「江原道」地図では、鬱陵島とほぼ同じ大きさの于山島が朝鮮半島と鬱陵島の間に描かれているが、そのような島は実在しないからだ。

それに「八道総図」は、徐居正が『東国輿地勝覧』の序で「戊戌春正月、臣梁誠之、八道地誌を進め、臣等東文選を進む」と記すように、梁誠之の『八道地誌』とは密接な関係にあった。その『八道地誌』に、『東文選』の「詩文を以て地誌に添入」したのが『東国輿地勝覧』だからである。『東国輿地勝覧』の「八道総図」と「江原道」地図で、于山島が朝鮮半島と鬱陵島の間に描かれているのは、于山島の所在が特定できていなかつたことの証左である。

于山島は『高麗史』、『世宗実録』、『東国輿地勝覧』が編纂された当時も、所在不明の島であった。柳美林氏は、その于山島を独島と独断したのである。そしてそれを批判した拙稿に対しては、次のように反論したのである。

「無論、この記事における于山島は、鬱陵島を示していると見なければならない。だからといつて我々が主張している文献を解釈する時、全体的な脈略から把握すべきで、一部の記事によって、それを全体的なものとして塗糊してはならないということだ」（25頁）

これは柳美林氏の主觀的な意見である。柳美林氏が、「一部の記事によって、それを全体的なものとして塗糊してはならない」というのであれば、その論拠を示し、論証しなければならない。それに拙稿では、「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いたわけではないからだ。いざれも論拠を示していたはずである。それが柳美林氏には「于山島を独島と見ることが難しい事例だけを選んで」いたと映っていたとすれば、それは文献批判もせずに、文献を恣意的に解釈していたからである。その事実は、次の柳美林氏による『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の解釈で、確認することができる。

## 2. 『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の于山島について

今回の『竹島問題 100 問 100 答批判 2』で述べられた柳美林氏の反論も、前回の『竹島問題 100 問 100 答批判 1』と同様、于山島を独島とする前提で『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」を解釈していた。それは『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」の記述が次のように短文であるため、恣意的な解釈の余地があるからである。

「于山武陵二島。在縣正東海中。〔分註〕「二島相去不遠。風日清明則可望見」

ここで柳美林氏が于山島を独島としている論拠は、武陵島(薺陵島)から「見える」島は独島以外にはない、という地理的与件である。それは文献批判によって論証したものではなく、「見える」という地理的与件に依拠して文献を解釈しただけで、歴史研究としては本末転倒である。

そのため柳美林氏は、分註にある「二島相去不遠。風日清明則可望見」を「二島相去不遠」と「風日清明則可望見」の二文ではなく、敢えて一文として読んでいる。柳美林氏は、于山島と武陵島の「二つの島は、距離が互いに遠くなく、晴れた日には望み見ることができる」と解釈して、晴れた日には薺陵島から独島が「見える」と曲解したのである。

これは薺陵島から独島が見えるという地理的与件を根拠に、分註の「二島相去不遠。風日清明則可望見」を解釈しただけで、于山島が独島であった証拠にはできない。

それは柳美林氏自身、次のようにも述べているからである。下條が「いう地理志の規式は、島嶼の場合、『管轄する官庁から管轄される島嶼までの距離と方向』を書くようにすることをいう。すなわち全ての島は陸地から離れた水路の距離を表記することが地理志の規式ということだ。そうであればこの規式に依拠して『世宗実録』『地理志』の記述に適用してみよう」(19頁)

柳美林氏は、地理志に記載された島嶼は、「規式」に従い、陸地からの距離を表記する事実を認めている。であれば「二島相去不遠」に続く「風日清明則可望見」の「可望見」(見える)は、陸地から薺陵島が「見える」と読まねばならない。何故なら、于山島と武陵島(薺陵島)の距離的な関係については、「相去ること遠からず」として、すでに述べられているからだ。

するともう一つの距離を示す記述の「可望見」(見える)は、柳美林氏も認めた「陸地から離れた水路の距離を表記することが地理志の規式」とする論理に従って、解釈しなければならないことになる。于山島と武陵島(薺陵島)の距離については「二つの島は、距離が互いに遠くない」とされたので、残る「見える」は、薺陵島を管轄する蔚珍縣(陸地)から薺陵島が「見える」と解釈しなければならない。

それに柳美林氏は、于山島を独島とする前提で文献を解釈しているが、独島と薺陵島の間は90<sup>＊</sup>近くも離れている。それを「遠くない」とするのは論理的に無理がある。

そのため薺陵島に対する知見が増えた後世の地誌では、「于山武陵二島」の于山島を実在しない島とし、「二島相去不遠。風日清明則可望見」からは「二島相去不遠」の文言が消えて、「風日清明則可望見」だけが残されている。それは「風日清明則可望見」の「見える」(可望見)が、「規式」通り、蔚珍縣から薺陵島が「見える」距離にあることを示す一節だったからで、于山島とは関係のない記述だったということである。その事実は、次の『東国輿地勝覧』の「蔚珍縣条」でも確認ができる。

「二島在縣正東海中。三峯岌嶤撐空、南峯稍卑。風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見。風便則二日可到。一說于山、鬱陵本一島。地方百里」

冒頭の「二島在縣正東海中」は、『世宗実録』『地理志』の「于山武陵二島。在縣正東海中」と内容が同じだが、『東国輿地勝覧』では「二島相去不遠」の記述が消えている。それに「三峯岌嶤撐空南峯稍卑」から「地方百里」までは、全て薺陵島に関する記事である。従って、「歷歷可

見」（歴々見える）は、次のように読むことができる。

「鬱陵島の三峯の内、南峯がやや低く、よく晴れた日には鬱陵島の峯頭の樹木や山根の沙渚が蔚珍県から歴々と見える。朝鮮半島から鬱陵島までは風の状態が良ければ二日で到る。一説では于山島と鬱陵島は同じ島としており、鬱陵島の広さは地方百里である」

この解釈に対して、柳美林氏は「三峯以下の内容はどの島を指しているのか明らかでない」と論難した。柳美林氏がいかに想像を逞しくしても、歴代の地誌は、蔚珍県から鬱陵島が歴々見えると読んでいる（注1）。柳美林氏は、歴史の事実を無視して、根拠がないまま下條批判をしているのである。

その意味で、柳美林氏にとって、蔚珍県から鬱陵島が歴々と「見える」と読む『東国輿地勝覧』は、不都合な存在なのである。そこで柳美林氏が『東国輿地勝覧』の解釈を封印するために選んだのが、池内敏氏が下條批判の際に使った「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤りである」（注2）とする論理である。

しかし拙稿では、朝鮮時代の地志が「規式」に基づいて編纂されていた事実に鑑み、『世宗実録』『地理志』の「風日清明則可望見」も『東国輿地勝覧』と同様に、蔚珍県から鬱陵島が「見える」と解釈しなければならないとしたのである。

それに対して柳美林氏は、池内敏氏の論理に倣い、1481年に編纂された『東国輿地勝覧』を根拠として、1454年に編纂された『世宗実録』『地理志』の解釈に持ち込んではならない、と反論したのである。これは『世宗実録』『地理志』の「見える」も、『東国輿地勝覧』と同じく蔚珍県から鬱陵島が「見える」と解釈しなければならなくなると、于山島を独島（竹島）とする論拠が崩れるからである。

そのため池内敏氏が、『竹島—もう一つの日韓関係史』で下條批判をした際も、その論拠は『世宗実録』『地理志』の「蔚珍県条」にあった。『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の「見える」の読み方を排除し、『世宗実録』『地理志』（「蔚珍県条」）の「見える」を恣意的に解釈している限り、その于山島は独島（竹島）と主張し続けることができるからである。

だが『東国輿地勝覧』の底本の一部となった『慶尚道統撰地理誌』の序文では、「前志を統撰して、以て闕略を補う」として、前志（『世宗実録』『地理志』）を底本に、闕略を補ったとしている。これは『世宗実録』『地理志』を底本として『慶尚道統撰地理誌』が編纂され、定本としての『東国輿地勝覧』が編纂されていたということである。池内敏氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」と批判したが、それはこの『東国輿地勝覧』と『世宗実録』『地理志』の「見える」の場合にはあてはまらない。

『世宗実録』『地理志』を底本の一部として編纂された『東国輿地勝覧』の「見える」は、当然、『世宗実録』『地理志』の「見える」を前提としている。それが『東国輿地勝覧』の「見える」では蔚珍県から鬱陵島が「見える」とされていれば、『世宗実録』『地理志』の「見える」も同様に解釈しなければならないからである。

それを池内敏氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とする一般論で『東国輿地勝覧』の解釈を封印しようとしたが、それは『東国輿地勝覧』が「前志を統撰して、以て闕略を補う」とし、『世宗実録』『地理志』を底本として編纂されていた事実を否認するものである。

この池内敏氏と同様、柳美林氏が『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の解釈に、『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の記事を「持ち込」むことを嫌い、「規式」には例外があったとするのは、『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の于山島を恣意的に解釈して、それを独島することができなくなるからである。

だが『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の于山島が独島（竹島）でなかった事実は、先にも述べた『高麗史』の「地理志」で確認することができる。『世宗実録』と同時代に編纂された『高麗史』（「地理志」）の本文には鬱陵島のみが記載され、分註（「一云于山武陵本二島。相距不遠。風日清明則可望見」）では、于山島と武陵島を別々の二島として、その所在を明らかにしないからだ。

だが池内敏氏と柳美林氏は、どうした理由からか、『高麗史』（「地理志」）の分註については言及していない。この事実は、池内敏氏と柳美林氏が文献批判をすることなく、『世宗実録』「地理志」の分註のみを恣意的に解釈していたことを示している。『世宗実録』「地理志」だけでなく、その三年前に編纂された『高麗史』（「地理志」）の分註でも、于山島の存在を明確にすることはできていなかったのである。その于山島を『世宗実録』「地理志」を根拠に、現在の独島とするのは、牽強付会というのである。

さらに于山島の所在が確認できなかった事実は、『東国輿地勝覧』所収の「八道総図」に描かれた鬱陵島と于山島の位置関係でも確認ができたはずである。于山島が朝鮮半島と鬱陵島の間に三分の二ほどの大きさで描かれたのは、『太宗実録』（「太宗十七年二月壬戌条」）の記述などから、人が住める島と思われたからであるが、そのような島嶼は実在しない。

柳美林氏は、鬱陵島から独島が見えるという地理的与件以外に論拠を示すことなく、于山島を独島（竹島）と決め付けていたのである。

それがいかに荒唐無稽な主張なのかは、「八道総図」に描かれた鬱陵島と于山島の関係を基準に『世宗実録』（「地理志」）「蔚珍県条」を解釈してみればよい。朝鮮半島に近い于山島から鬱陵島が「見える」と読まなくてはならないことになる。これは于山島を独島（竹島）とする前提で『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）を解釈する、柳美林氏の限界を示すものである。

拙稿で『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）と『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の「見える」を、朝鮮半島から鬱陵島が「見える」と読んだのは、根拠があつてのことである。それは先述したように、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島は鬱陵島のことであったが、『世宗実録』「地理志」の編纂当時は、それを確認できなかつただけのことである。その『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の于山島が、後年、『新增東国輿地勝覧』を底本とした『輿地図書』と『大東地志』で削除されたのは、于山島と鬱陵島が同島であるとされたからである。

従って、『東国輿地勝覧』と『世宗実録』「地理志」を解釈する際は、編纂方針である「規式」に従って読めばよいのである。そのため十六世紀、許穆は『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」を「于山鬱陵一島。望三峯岌業。海晴則山木可見。山下白沙甚遠」（注3）と読み、対馬藩が朝鮮政府と鬱陵島の領有権を争った時も、朝鮮政府は蔚珍県から鬱陵島が「見える」と読んで、鬱陵島を朝鮮領とする論拠（注4）としたのである。

これに対して柳美林氏は、「対馬藩は朝鮮の地図と『芝峰類説』も参考にした。それに江戸幕府が竹島（鬱陵島）と松島（独島）が全て日本領ではないと判断したのは『朝鮮から近く日本から遠いため朝鮮に属す』と把握した事が大きく作用した」（29頁）と反論した。だが争点となっていたのは、『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）の「見える」の解釈である。鬱陵島を巡って

朝鮮と対馬藩が争った際、江戸幕府が鬱陵島への渡海を禁じたのは、『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）では鬱陵島が朝鮮領とされていたからである。

それを柳美林氏は、「江戸幕府が竹島（鬱陵島）と松島（独島）が全て日本領ではないと判断した」として、松島（独島）にまで拡大して、歴史を捏造している。柳美林氏は自説が不利になると争点を曲解し、みずから創造した論点で云々し、それを反論と心得ているようである。

さらに柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）と『新增東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）とは、「記述された内容と脈略が違い、これを「規式」云々して、同じ基準で把握しなければならないと主張することは、論理が合わない」として、次のような論理を展開している。

「この問題を実証するため『新增東国輿地勝覧』に記述された例を見てみよう。『新增東国輿地勝覧』にも島嶼に関する内容がある。例えば、慶尚道鎮海県の大凡矣島と小凡矣島に対しては『全て県の南側にある』と記述されている。大酒島と小酒島に対しては、『大酒島周回二十里』、小酒島『水路が十六里、二つの島の間は二十歩で、潮が引けば陸地に繋がる』と記述されている。慶尚道熊川県の白山島と黒山島は、『全て県の東側にあり、水路二十里で、二つの島は一里離れている』と記述されている」（26頁～27頁）

ここで柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で「于山武陵」と併記された事実と、『新增東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」でも「于山島 武陵島」と併記されている点に着目している。それは二島が併記された『新增東国輿地勝覧』の事例と比較することで、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「于山武陵」は、「規式」に沿った記述でないことを証明するつもりなのであろう。

だがそれは詭弁である。確かに『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）では、「于山武陵」と併記されている。しかし既に述べてきたように、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島は、所在そのものが不明であった。それを所在が確かに、二島が併記された『新增東国輿地勝覧』の事例と比較しても、「二つの文献に記述された内容と脈略が違」っていることの証明にはならない。所在不明の于山島は、もともと「内容と脈略が違」っているからだ。

だが「規式」には例外があるとして、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島を独島にしたい柳美林氏は、二島が併記された『新增東国輿地勝覧』と「内容と脈略が違」っていることを示すことで、「論理が合わない」と反論したかったのであろう。そこで柳美林氏が論拠にしたのが、『新增東国輿地勝覧』（鎮海県条）の大凡矣島と小凡矣島である。『新增東国輿地勝覧』にはその大凡矣島と小凡矣島が、次のように併記されているからである。

大凡矣島 小凡矣島〔分註〕「俱在縣南」（ともに県の南にあり）

だが『世宗実録』「地理志」（鎮海県条）では、大凡矣島と小凡矣島がどのように記載されているのか、比較してみたらよい。そこには「凡矣島在縣南水路三里。人民來往農作」と記されているだけで、大凡矣島と小凡矣島の区別はない。

これは未定稿の『世宗実録』「地理志」では、凡矣島とだけ表記されたが、『世宗実録』「地理志」を底本として『東国輿地勝覧』が編纂された過程で、大凡矣島と小凡矣島の二島として、その存在が確認されていたということである。

次の「鎮海県」の大酒島と小酒島は、『世宗実録』「地理志」には記載がない。この二島も『東国輿地勝覧』の編纂に際して、増補されていたからである。その大酒島と小酒島について、『新增東国輿地勝覧』では次のように記している。

大酒島〔分註〕周二十里 小酒島〔分註〕水路十六里、両島隔二十歩。退潮則連陸。(水路十六里、両島隔たること二十歩。退潮すればすなわち連陸す)

大酒島と小酒島は、両島の間が二十歩ほどで、潮が引いた時には、繋がるという。これも『東国輿地勝覧』が編纂される過程で、明らかになった地理的知識である。

さらに柳美林氏は、白山島と黒山島を例に挙げたが、この両島を管轄する熊川縣が設置されたのは文宗の時（注5）である。熊川縣の設置以前に編纂された『世宗実録』「地理志」に、熊川縣の記載がないのは当然である。その白山島と黒山島は、『新增東国輿地勝覧』の「熊川縣条」では次のように記されている。

白山島 黒山島〔分註〕俱在縣東。水路二十里、両島隔一里。(ともに縣の東にあり。水路二十里。両島隔たること一里)

柳美林氏は『東国輿地勝覧』で二島が併記された事例を挙げて、それを『世宗実録』「地理志」の「蔚珍縣条」で併記された「于山武陵」と比較しているが、それは何を目的とした比較だったのだろうか。

『世宗実録』「地理志」は未定稿の状態にあり、その編纂も杜撰であった。それを漸く官撰の地誌としての体裁が整った『東国輿地勝覧』と比較しても、地理的知識が豊富になったという事実が確認されるだけである。

『世宗実録』「地理志」（「蔚珍縣条」）の「于山島」についても、『東国輿地勝覧』の「蔚珍縣条」では、武陵島（蔚陵島）に関する記述だけとなり、于山島を蔚陵島とする一説が増補されている。柳美林氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍縣条」）と『東国輿地勝覧』の「二つの文献に記述された内容と脈略が違」っていると力説したいようだが、それは未定稿の『世宗実録』「地理志」から見れば、『東国輿地勝覧』の記述が正確になったという点では確かに「内容と脈略が違」う。

柳美林氏が「規式」には例外があるとして、その例証として挙げた二島の併記も、『世宗実録』「地理志」で「凡矣島在縣南水路三里人民來往農作」と記述されていた凡矣島が、『東国輿地勝覧』では「大凡矣島 小凡矣島」となっていた。

柳美林氏が示した「大酒島 小酒島」と「白山島 黒山島」の場合も、所在不明の「于山島」とは違って、いずれも所在が確認されている。鎮海県の「大酒島 小酒島」の場合は、分註で「水路十六里、両島隔二十歩。退潮則連陸」とされ、熊川縣の「白山島 黒山島」も「両島隔一里」とされていた。これは二島を併記していても、いずれもその所在が確認されていた事例である。

これに対して、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍縣条」）の于山島は、その所在が不明確であった。『世宗実録』「地理志」（「蔚珍縣条」）では、確かに「于山武陵」と併記されたが、その関係は「二島相去不遠」とする以外に、于山島に関する記述はなかった。

その所在不明の于山島と、所在が確かな慶尚道鎮海県の「大凡矣島 小凡矣島」と「大酒島 小

酒島」、熊川縣の「白山島 黒山島」と比較しても、そこから「規式」には例外があったとする結論は出てこない。『東国輿地勝覧』で二島が併記されている事例と、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で併記された「于山武陵」とでは、最初から「内容と脈略が違」っていたからである。『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の「于山島」だけが、例外的にその所在が明らかでなかったのである。

だが柳美林氏は、ここで致命的な失策をしましたのである。それは二島が併記された『新增東国輿地勝覧』の事例と比較したこと、未定稿であった『世宗実録』「地理志」の記述が、『東国輿地勝覧』の段階で増補されていた事実を明らかにしてしまったからである。『世宗実録』「地理志」と『東国輿地勝覧』の記述には、密接な関係があったのである。

柳美林氏は、池内敏氏の讐に倣って、「規式」には例外があるとするつもりだったが、逆に『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）で「于山武陵」と併記された于山島こそが、例外的な記述で、地誌は「規式」に基づいて編纂されていた事実を証明してしまったのである。

これは池内敏氏の場合も同様で、池内敏氏は下條批判を急ぐあまり、韓国側の「東北アジア力士財団」の論理（注6）をそのまま使い、自滅した。

柳美林氏と池内敏氏は、文献批判さえ済ませていれば『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）に記載された于山島が、後世の『輿地図書』や『大東地志』では削除され、搜討使として鬱陵島に赴いた朴錫昌が、『鬱陵島図形』（1711年）で于山島を鬱陵島の東<sup>キ</sup>にある竹島（竹嶼）として以来、竹島（竹嶼）となった事実に気がついたはずである。それは『世宗実録』「地理志」（蔚珍県条）の于山島は、所在不明の島嶼として、最初から例外的な存在だったということである。于山島は、確かに「内容と脈略が違」っていたのである。

だが柳美林氏と池内敏氏は、『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島を独島とするため、「規式」には例外があるとしたことで、逆に『世宗実録』「地理志」（「蔚珍県条」）の于山島が独島でなかった事実を反証してしまったのである。柳美林氏は、地誌編纂の基本方針であった「規式」に沿った解釈を嫌い、池内敏氏の「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とする論理に倣って反論したが、その独島（竹島）を韓国領とする論理こそが、「後世の解釈を前代に持ち込んだものだからである。

独島（竹島）は6世紀から韓国領だったとし、十五世紀の『世宗実録』「地理志」や『東国輿地勝覧』を根拠に、竹島は歴史的に韓国領だったとする韓国側の論理も、「後世の解釈を前代に」持ち込んだものだからである。

その際、「後世の解釈を前代に」持ち込み、于山島を独島とする論拠とされたのが、1770年に編纂された『東国文献備考』（「輿地考」）の分註（「于山は倭の所謂松島なり」）である。韓国側の竹島研究は、その1770年に編纂された文献に依拠して、前代の文献や古地図にある于山島を独島と読み換え、独島は韓国領としてきたからである。柳美林氏は、「後世の解釈を前代に持ち込んでいるという点で誤り」とするが、韓国側の論理こそが自家撞着を犯していたのである。池内敏氏はこの事実を何故、指摘しなかったのだろうか。

### 3. 柳美林氏の「『東国文献備考』『輿地考』の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」は詭弁である

韓国側が独島を韓国領と主張するのは、『東国文献備考』「輿地考」の分註に次のような記述

があるからである。

「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島也」（輿地志に云う、鬱陵・于山皆于山國の地。于山は倭の所謂松島（現在の竹島）なり）

柳美林氏が拙稿に反論したのは、拙稿では、その『東国文献備考』「輿地考」の分註が改竄されていたとしたからである。この『東国文献備考』の分註は、韓国側では唯一、于山島を「所謂松島（現在の竹島）」とすることのできる文献だからである。

これまで『三国史記』や『世宗実録』「地理志」、『新增東国輿地勝覧』等に記された于山島を無批判に独島（竹島）とすることができたのは、この『東国文献備考』「輿地考」の分註があつたからである。

だが『東国文献備考』「輿地考」の分註に依拠するまでもなく、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』に登場する于山島は、独島（竹島）ではなかった。『世宗実録』の前後に編纂された『高麗史』「地理志」と『新增東国輿地勝覧』では、于山島の所在を明らかにしていなかつた。

他方、『世宗実録』「地理志」に記された于山島は、朴錫昌の『鬱陵島図形』（1711年）では鬱陵島の東2キロの現在の竹嶼のこととされ、後世の『輿地図書』と『大東地志』では本文から于山島が削除されている。

池内敏氏と柳美林氏は、その実体のない于山島を竹島（独島）として、下條批判をしたのである。そして今回、柳美林氏による歴史の捏造は、「『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」でも繰り返されることになった。

韓国側が、『三国史記』の「智証王十三年条」を根拠に、竹島は六世紀から韓国領であったとしたのは、『東国文献備考』「輿地考」（1770年成立）の分註に「輿地志云、鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」とあるからである。そのため『三国史記』（「新羅本紀」）の「智証王十三年夏六月条」に「于山国帰服」とあると、分註の「鬱陵島と于山島は皆、于山國の地である」を根拠として、于山国には属島の竹島（独島）が含まれているとしたのである。

だがその歴史認識は、池内敏氏が下條批判をした際の、「後世の解釈を前代に持ち込んでいる」という点で誤りであるとした論理にも抵触する。後世の『東国文献備考』「輿地考」の解釈を根拠に、六百年以上も前に編纂された『三国史記』の記事を解釈しているからだ。

しかし韓国側の自家撞着は、これだけに止まらない。『世宗実録』「地理志」（1454年）と『新增東国輿地勝覧』（1530年）に記された于山島を独島と解釈し、15世紀から独島は韓国領だったとする論拠も、『東国文献備考』「輿地考」の分註だったからだ。

今回、柳美林氏は、その『東国文献備考』「輿地考」の分註について論じ、「『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」と反論したが、その論拠を示しておらず、論証もできていない。

柳美林氏はその事実を知ってか知らでか、拙稿の論旨を次のように要約して、下條批判を続けるのである。

「下條は韓国側が文献の解説で混乱している原因は『東国文献備考』（1770年成立）の分註のためであると見ている。すなわち、彼は『東国文献備考』（1770年成立）の分註で「輿地志

に云う、鬱陵と于山は皆于山国の地である。于山は倭の所謂松島である」と記述しているため、于山島を松島（現在の竹島）と曲解する余地が生じた」とし、このため混乱が起こっていると主張する。下條によれば、韓国側が「文献と古地図に于山島という文字があれば、全て竹島に換えており、于山島を竹島と見る根拠としている」ということだ。下條のこのような論理は、所謂「申景濬改竄説」を根拠にしている。すなわち申景濬が利用した『輿地志』には、本来「一説に、于山と鬱陵は本来一つの島である」という内容だけがあったが、申景濬が『東国文献備考』を編纂して「鬱陵と于山は皆于山国の地だ。于山は即ち日本が言う松島だ」と内容を改竄したため、韓国がこれを根拠としているというのだ。これに対して筆者は、改竄ではなく、改撰だと反論した」（30 頁）

柳美林氏がここで「申景濬改竄説」としているのは、韓国の月刊誌『韓國論壇』（1998 年 8 月号）に発表した拙稿「竹島問題の問題点」に由来する。その「申景濬改竄説」は、『東国文献備考』が編纂された際、底本の『疆界誌』には「輿地志云、于山鬱陵本一島」と引用されていたが、『東国文献備考』（「輿地考」）では、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」とされ、引用文が改竄されていた、とするものであった。それに対して柳美林氏は、「筆者は改竄ではなく、改撰だと反論した」とするが、その論拠を示していない。

だが『東国文献備考』（「輿地考」）の底本となった申景濬の『疆界誌』を確認すると、「輿地志」に関しては、「輿地志云、于山鬱陵本一島」と引用されているだけで、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註にある「于山国」や「于山倭所謂松島也」の文言はない。申景濬が「輿地志」から引用していたのは、「于山鬱陵本一島」とした一文だけである。それが『東国文献備考』（「輿地考」）が編纂される過程で、「于山国」と「于山倭所謂松島也」の部分が加筆され、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」と引用文が書き換えられていたのである。

柳美林氏はこれを「改撰」と称しているが、書き換えられたのは同一のはずの引用文である。それも申景濬の『疆界誌』に引用された「輿地志」では、「于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同島としていた。その「輿地志」からの引用文が、『東国文献備考』（「輿地考」）では「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」とされ、文意が違っていた。鬱陵島と同島とされた于山島が日本の松島（現在の竹島）にされ、鬱陵島の属島にされていたのである。これは引用文が「改竄」されたのであって、柳美林氏のいう「改撰」ではない。

では引用文の「輿地志云、于山鬱陵本一島」は何故、「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」となったのか。それについて柳美林氏は、「『東国文献備考』『輿地考』の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」と反論したが、その論証をしていない。

ここで柳美林氏が『春官志』に言及したのは、拙稿「竹島が韓国領だと言う根拠は歪曲している」（『韓國論壇』1996 年 5 月号）に基づいている。拙稿では、『東国文献備考』『輿地考』の底本となる申景濬の『疆界誌』は、李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を贋写していた、としたからである。

柳美林氏はそれに対して、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、李孟休の『春官志』を考証した後の結論としたのである。だが柳美林氏は、その論証をしていない。柳美林氏は、根拠がないまま下條批判をしていたということである。

竹島問題を論ずる際は、『東国文献備考』（「輿地考」）の底本となった申景濬の『疆界誌』所収の「鬱陵島」・「安龍福事」と、申景濬が贋写した李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）との違

いを明らかにしなければならない。申景濬の『疆界誌』と李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を比較すれば、『東国文献備考』「輿地考」の分註が、どのような経緯で書き込まれたのか、その検証ができるからである。

そこでまず申景濬の『疆界誌』が底本となって、『東国文献備考』の「輿地考」が編纂された事実について確認すると、『英祖実錄』（「四十六年庚寅閏五月辛酉條」）には、「上、備考の成るは、申景濬の疆域志に基づくを以て、特に命じて加資す」とした記事がある。

さらに『御製続集慶堂編輯』（「編輯序問答」）では、「今年（1770年）仲春初八日（中略）輿地考、これを申景濬に付す」としており、「輿地考」の編纂に申景濬が関与していたことは明らかである。

その申景濬の『疆界誌』（1756年）を検証すると、謄写した李孟休『春官志』（1745年）の「鬱陵島争界」とは、異なる箇所があった。それは于山島に関して、李孟休が次のような私見を記した箇所である。

「蓋しこの島（鬱陵島）、其の竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯あるが故に三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」

李孟休は、ここで鬱陵島の異称として竹島、三峯島、于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島等の島名を列挙して、于山島と鬱陵島を同島異名としていた。

これに対して申景濬は、異なる見解を持っていた。そこで申景濬は、『春官志』の「鬱陵島争界」を謄写する際、李孟休が私見を書き込んだ部分に代えて、自らの按語を書き加えていたのである。その按語が書き入れられた部分が、後に『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となるのである。

「鬱陵島の呼称に関して、李孟休は「于山、羽陵、蔚陵、武陵、礪竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」としていたが、申景濬は、次のような異見があったのである。

「按するに、輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」

于山島を鬱陵島の同島異名とする李孟休とは違って、申景濬は于山島と鬱陵島を別の二島とし、その内の于山島を日本の「所謂松島」と推測して、それを按語としていたのである。その際、申景濬は、李孟休の私見に換えて、「輿地志」から「一説に于山鬱陵本一島」の一文を引用し、于山島と鬱陵島は別々の二島で、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国」としたのである。その際、申景濬が論拠としたのが、于山島が描かれた「諸図志」である。だがここに問題があった。「諸図志」に描かれていた于山島が、「倭の所謂松島」だったのか、申景濬は明らかにしていないからである。

歴史的事実として、『世宗実錄』「地理志」（1454年）に由来する于山島は、『高麗史』「地理志」と『東国輿地勝覽』でも、その所在を特定できなかった。後世、『輿地図書』と『大東地志』では、于山島そのものが削除されている。官命により鬱陵島を踏査した朴錫昌が、『鬱陵島図形』（1711年）で竹嶼に「所謂于山島」と注記して以来、于山島は鬱陵島の東2キロの竹嶼を指すようになっていた。そのため『鬱陵島図形』以後の『海東地図』、『輿地図』、『広輿図』等で、「所

謂于山島」・「于山島」と表記された小島は現在の竹嶼であった。

だが李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を賛写し、『疆界誌』（「鬱陵島」・「安龍福事」）とした申景濬は、その按語で「諸図志を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山國なり」として、于山島を「倭の所謂松島」としていたのである。

ここで申景濬が于山島を「倭の所謂松島」としたのは、元禄六年（1696年）6月に鳥取藩に密航した安龍福の供述が、基になっている。鳥取藩によって追放され安龍福は、朝鮮に帰還後、「松島は即ち于山島だ。これも我国の地である」と供述していたからだ。

申景濬が「諸図志」を参考に、于山島を「倭の所謂松島」としたのは、『春官志』（「鬱陵島争界」）と『疆界誌』（「鬱陵島」・「安龍福事」）でも、安龍福の供述が記されているからである。

申景濬は、「松島は即ち于山島だ。これも我国の地である」と供述した安龍福の供述に無批判に従って、「一つは其の倭の所謂松島」としたのである。

だが安龍福が于山島として島は、鬱陵島の北東にあった。それも安龍福が于山島を目撃したのは、陰暦の四月前後のこと、それも「漸く二度見た」と証言している。（注7）

ここで問題となるのは、安龍福が鬱陵島で目撃したとする于山島は、現在の独島（竹島）だったのか、ということである。そこで韓国の大東北アジア歴史財団が2008年7月から2009年12月まで的一年半、鬱陵島現地で実施した「独島可視日数調査」を参考にすると、その間、鬱陵島東側の高地から独島が見えた日数は56日あったという。東北アジア歴史財団編『独島！ 郁陵島からは見える』では、具体的な日時を記載していないので、その56日がいつのことだったのか、明らかでない。

だが安龍福が鬱陵島に滞留していた陰暦の四月前後は、鬱陵島周辺に海霧が最も発生する時期と重なっていた。鬱陵島の海霧発生日数は、『独島！ 郁陵島からは見える』によると4月が23日、5月は28日、6月は26日だったとしている。これを参考にすると、安龍福が漁撈活動をしていた時期の鬱陵島東側は、ほぼ毎日、海霧で覆われていたことになる。安龍福は、対馬藩の取調べに対して、鬱陵島から于山島を「漸く二度見た」と供述しているが、それは鬱陵島に海霧が覆う季節と重なっていた。

安龍福が、越境侵犯の生き証人とされ、鳥取藩米子の大谷家の漁師達によって捕縛されたのは、元禄六年（1693年）4月17日とされている。これを西暦に直すと、5月21日である。鬱陵島の5月は、最も海霧が発生する時期であった。それに「東北アジア歴史財団」が「独島可視日数調査」をした14箇所の観測地点の内、13箇所が海拔200メートル以上だったという。

安龍福等の漁撈活動は、鬱陵島の海辺で行われていた。その位置からは、松島（江戸時代の竹島の呼称）を目撃することは不可能である。安龍福が鬱陵島の東側で目睹したという于山島は、鬱陵島の東南、90キロほどに位置する独島（竹島）でなかったことは明らかである。

安龍福が供述したように、鬱陵島の東側から北東に見える島嶼は、現在の竹嶼である。1711年、鬱陵島討捜使の朴錫昌が復命した『鬱陵島図形』で、「所謂于山島」と表記されたのはその竹嶼である。

安龍福は元禄六年（1696年）6月、実在しない官職の「鬱陵于山両島監税」を僭称して鳥取藩に密航し、江戸幕府の指示を受けた鳥取藩によって追放された。

だが朝鮮に帰還した安龍福は、朝鮮側での取調べに対して、「松島は于山島だ。これも我が朝鮮の地だ」と供述していた。この安龍福の供述は、その後、朝鮮側の文献で無批判に踏襲され、一人歩きをすることになるのである。

だが安龍福が鬱陵島で目撃した于山島を、独島（竹島）とすることはできない。安龍福が供述した于山島には日本人が住み、その于山島には「舟を曳いて」入ったという。安龍福はその于山島で「魚膏を煮ていた」日本の漁師を追い払ったとしている。

鳥取藩米子の大谷・村川両家が「魚膏を煮ていた」のは鬱陵島である。于山島を「倭所謂松島也」とする安龍福の供述は、虚偽の証言だったのである。

その安龍福が、李灝の『星湖僕説』や李孟休の『春官志』等で英雄とされてからは、「松島は于山島だ、これも我が朝鮮の地だ」とした安龍福の供述も、無批判に継承されることになるのである。李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を贋写した申景濬も、安龍福を英雄とする点では例外ではなかった。

申景濬は、『疆界誌』で「而るに諸図志を考えるに二島なり」として、その一つを「倭の所謂松島」としていたが、その二島は鬱陵島と現在の竹嶼のことで、松島（独島）ではなかった。

申景濬が「諸図志を考えるに二島なり」とした鬱陵島と于山島は、『鬱陵島図形』（1711年）以後、「所謂于山島」又は「于山島」と表記された、現在の竹嶼と鬱陵島のことだからである。

それは申景濬が関与した『東国輿地図』（「江原道図」）（注8）でも、鬱陵島の東側には于山島（現在の竹嶼）が描かれているからである。「諸図志を考えるに二島なり」とした申景濬が、その内の一島を「倭の所謂松島」としたのは、申景濬が杜撰だったからで、考証によって「改撰」したものではない。

それは申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）を見ると明かである。李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を贋写したことが類推される箇所は、削除しているからである。これは考証ではなく、申景濬による不都合な事実の隠蔽である。その一つの例が、『春官志』にあった「輓近五十余年、更に敢えて動想せず。亦辭屈して然るなり」とした記述で、『疆界誌』（「鬱陵島」）では確認ができない。

それは対馬藩との「鬱陵島争界」が決着して五十余年、以後、馬島倭（対馬藩）は領土的野心を示さなくなった、とする記事である。この「輓近五十余年」は、1745年に編纂された『春官志』でなければ書けない内容で、それが1756年に編纂された『疆界誌』にあれば、不自然だからである。

申景濬の『疆界誌』と李孟休の『春官志』（「鬱陵島争界」）を比較すると、その所々で潤色または不都合な箇所を削除した痕跡がある。申景濬がしたのは考証というよりも、剽窃した証拠の隠滅と独断である。同時代の黃胤錫も、申景濬の「輿地考」の編纂について、次のように評価（注9）しているからである。

「文献備考の輿地考、即ち申景濬の修むる所。而るに実は柳馨遠、金峯、安鼎福を用い、以て韓百謙の諸説に至るものなり」

黄胤錫によると、申景濬は『東国文献備考』（「輿地考」）の編修に際して柳馨遠、金峯、安鼎福等の著書を借用し、韓百謙の諸説も使ったという。これは『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂が英宗四十六年（1770年）二月に始まり、完成が英宗四十六年の閏五月と、編纂期間が短かったことと関係している。「十七卷」から成る大部の『輿地考』を編纂するには、4ヶ月では短すぎる。王命を受けた申景濬は、諸説を集めて、完成を急いだのであろう。

従って、「『東国文献備考』」「輿地考」の分註は、『春官志』を考証した後の結論だ」とした柳

美林氏の主張には説得力がないのである。それに申景濬が『疆界誌』に記した按語は、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となる過程で、第三者の手が加えられていたからである。

『承政院日記』（「英祖四十六年閏五月二日条」）では、それを「景濬草創して、啓禧、潤色す」としている。申景濬の按語は、「輿地考」となる過程で洪啓禧が按語の文意に沿って潤色し、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註となつたのである。

申景濬の『疆界誌』（「鬱陵島」）に、「輿地志云、一説于山鬱陵本一島」と引用された「輿地志」が、『東国文献備考』の「輿地考」で「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」となつたのは、後人によって潤色がされていたからである。

柳美林氏は、この事実を明らかにすることなく、「『東国文献備考』『輿地考』の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」と速断したのは、何故だろうか。

それは申景濬の按語（「按するに、輿地志に云う、一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考えるに二島なり。一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」）を正しく読んでいないからである。

その誤りは、申景濬の按語の解釈でも繰り返されている。柳美林氏は、申景濬が「輿地志」から引用した文言が、「一説、于山鬱陵本一島」だけだったのにもかかわらず、「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考えるに二島なり」までとしたからである。

そのため柳美林氏は、「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考えると二島なり」とした文章は、現存する柳馨遠の『東国輿地志』には存在しないと臆断し、「申景濬が引用したのは『東国輿地志』でない可能性が高い」などと憶測したのである。

だが柳美林氏が、柳馨遠の『東国輿地志』からと誤読した文言は、最初から柳馨遠の『東国輿地志』には存在しているはずもなかった。従って、現存する柳馨遠の『東国輿地志』に、柳美林氏が誤読した文章が存在しないのは、当然なのである。

さらに柳美林氏が「『東国輿地志』でない可能性が高い」として、『東国輿地志』の排除に努めたのには理由があった。『新增東国輿地勝覧』を底本とした柳馨遠の『東国輿地志』には、当然、「一説に于山鬱陵本一島」の文言が存在する。その柳馨遠の『東国輿地志』が、『東国文献備考』『輿地考』の分註に引用された「輿地志」ということになれば、分註の引用文が改竄されていた事実が明白になる。柳美林氏が、現存する『東国輿地志』の排除に努めた理由がここにある。

だが申景濬の按語で重要なのは、于山島を鬱陵島の異称とする李孟休に対して、申景濬が于山島と鬱陵島を別の二島とした事実である。その申景濬の見解が最初に示されたのが、按語で「而るに諸図志を考えると二島なり」とした一文である。于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休に対して、申景濬が于山島と鬱陵島を別々の二島として、自説を展開する書き出しの部分だからである。

従って、申景濬が按語で「而るに諸図志を考えると二島なり」とした「而るに」は、当然、逆接の助字として読むのである。その「而るに」を逆接の助字として読むことで、「輿地志の一説では、于山鬱陵本一島としているが、諸図志を考えると二島である」とした文意になるのである。

それを柳美林氏は、「而るに諸図志を考えると二島なり」の「而」の存在を無視して、「輿地志」からの引用文は「一説に于山鬱陵本一島。而るに諸図志を考えると二島なり」までとしたのである。

それは柳馨遠の『東国輿地志』からの引用を、「一説で于山と鬱陵は本来一島としているが、諸図志を参考にすると二島である」とすることで、原典の『輿地志』でも于山島と鬱陵島を「二島」としていたことになるからである。そこで柳美林氏は、『東国文献備考』「輿地考」の分註（「鬱陵于山皆于山国地。于山倭所謂松島（現在の竹島）也」）を改竄ではなく、改撰としていたのである。

だが『春官志』（「鬱陵島争界」）を贊写した申景濬は、李孟休とは異なる見解を持っていた。それが按語の中で「而るに諸図志を考えると二島なり」と反問して、于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休に対しては、「一つは其の倭の所謂松島にして、蓋し二島ともに于山国なり」と自説を開陳することになったのである。

従って申景濬の按語は、申景濬の意図に沿って解釈すれば、「而」は当然、逆接として読み、「輿地志」からの引用は「一説に于山鬱陵本一島」までとなる。何故なら、于山島と鬱陵島を「二島」とする申景濬にとって、于山島と鬱陵島を同島異名とする李孟休の見解を否定するには、李孟休と同じ趣旨の「一説于山鬱陵本一島」の一文を掲げ、それを否定する必要があったからである。

それを柳美林氏が、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註を改竄ではなく、改撰としたのは、独島研究では先駆的な業績を残した宋炳基氏が、『鬱陵島と独島』（1999年）（注10）で誤読した誤りを無批判に踏襲したからである。

だが現存する『東国輿地志』には、「一説于山鬱陵本一島」の一文はあっても、「于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」とする文言はなかった。すると柳美林氏は、次のように反論するのである。

「下條が主張する『東国文献備考』が引用する柳馨遠の『東国輿地志』を見れば、鬱陵島関連の内容が『新增東国輿地勝覧』とほぼ同じである。反面、『新增東国輿地勝覧』にあった「一説于山鬱陵本一島」という内容は『東国文献備考』にはない。だとすれば申景濬が利用した『輿地志』は、『東国輿地志』でない可能性がさらに大きい」（31頁）

この反論を読むと、柳美林氏は『東国輿地志』に対する文献批判をせずに、恣意的な解釈をしていたことがわかる。柳美林氏は、反論の中で「柳馨遠の『東国輿地志』を見れば、鬱陵島関連の内容が『新增東国輿地勝覧』とほぼ同じ」とするが、それは当然だからである。柳馨遠自身、『東国輿地志』の「修正東国輿地志凡例」で、「此書以輿地勝覧増修」（この書、輿地勝覧を以て増修す）としているからだ。柳馨遠の『東国輿地志』は、『新增東国輿地勝覧』を底本の一つとしていたのである。鬱陵島に関する『東国輿地志』の記事が、『新增東国輿地勝覧』と「ほぼ同じ」なのは当然である。さらに柳美林氏は、『新增東国輿地勝覧』にあった「一説于山鬱陵本一島」という内容は『東国文献備考』にはない」とするが、これも当然なのである。

申景濬の『疆界誌』を基に、『東国文献備考』（「輿地考」）が編纂された過程で、洪啓禧が「輿地志云、于山鬱陵皆于山国地。于山倭所謂松島也」と潤色していたからである。

それを柳美林氏は、「だとすれば申景濬が利用した『輿地志』は、『東国輿地志』でない可能性がさらに大きい」などと想像を逞しくするが、その妄想は歴史研究とは無縁である。この種の独断が流行するのは、今も昔も変わらないようである。

『東国文献備考』（「輿地考」）の編纂当時も、申景濬の評判はよくなかった。「輿地考」を見

た鄭東愈は、「獨善、付会の説をなし、往々我より古となす。これ其の短なり」（『晝永編』）と申景濬を評している。

その申景濬が、「而るに諸図志を考えるに二島なり」としたのは、当時の「諸図」には、鬱陵島の傍近に于山島が描かれていたからである。それは安龍福の密航事件以後、『輿地図』、『廣輿図』、『地乘』等の鬱陵島地図では、鬱陵島の東2キロほどの所に「所謂于山島」「于山島」として、確かに于山島が描かれているからで、申景濬が関与した『東国輿地図』でもそれは踏襲されている。

しかしその于山島は現在の竹嶼のこと、「倭の所謂松島」ではなかった。柳美林氏は、『東国文献備考』「輿地考」の分註は『春官志』を考証した後の結論だ」とするが、申景濬がしたことは他人の業績を剽窃し、「獨善、付会の説」を唱えたことなのである。

この事実は、『東国文献備考』（「輿地考」）の分註は、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覧』に記された于山島を松島とする論拠には使えない、ということなのである。

#### 4. 柳美林氏の「韓国の文献の『于山島』がすべて独島を指しているというわけではないが、かといって日本の『鬱陵島＝于山島＝松島』説が成立することでもない」に対する批判

柳美林氏による下條批判の論点は、常に反論の書き出し部分に示されている。それは「下條が最も重点的に批判する韓国側の主張は、『于山島は独島である』とする主張」とする一文に集約されている。

柳美林氏が下條批判をするのは、拙稿では、韓国側が「于山島は独島である」とする際、その論拠とした『東国文献備考』の分註は改竄されたもので、証拠能力がないとしたからである。

そこで柳美林氏が反論の論拠としたのが、「これを批判するために彼（下條）は史料を無理に結びつけ解釈している」とする下條による牽強付会説である。だがこの下條批判は、正鵠を得ていない。柳美林氏は、本来の争点である『東国文献備考』の分註の改竄という事実については反証ができるおらず、事実上、改竄の事実を黙認しているからだ。

それに拙稿で明らかにしたのは、『東国文献備考』の分註（輿地志に云う、鬱陵島と于山島は于山國の地で、于山島は倭の所謂松島である）が、『東国文献備考』の編纂過程で書き換えられていたという事実である。

それは現存する「輿地志」（『東国輿地志』）を見れば確認ができる。『東国輿地志』には『新增東国輿地勝覧』に由来する「一説、于山鬱陵本一島」があるだけで、『東国文献備考』の分註のような「鬱陵島と于山島は于山國の地で、于山島は倭の所謂松島である」とする記述がないからである。

この事実は、『東国文献備考』の分註に依拠して、「于山島は独島である」とする韓国側にとっては致命的である。韓国側では『東国文献備考』の分註を論拠に、『三国史記』（「新羅本紀」）の「智証王十三年（512年）夏六月条」に「于山國、帰服す」とあると、それを512年に独島が新羅に帰属した証拠とし、六世紀以来、独島は韓国領であったとしてきたからである。

だがその論拠とする分註が改竄されていたとすれば、独島が六世紀以来韓国領であったとはいえなくなる。そこで柳美林氏は、改竄という不都合な事実には触れず、下條は「地図上の于山島と文献上の于山島の不一致を強調」して、「史料を無理に結びつけ解釈」する牽強付会の説

を掲げたとして、それを下條による自家撞着と断じたのである。その柳美林氏が挙げた下條による牽強付会の説とは、次の五点である。

- (1) 下條は肅宗 37 年 (1711)、朴錫昌の『鬱陵島図形』で鬱陵島横の島に「所謂于山島」と注記したことから、それ以後、鬱陵島地図に描かれた于山島は竹島（日本の竹嶼の呼称）を指すようになったとした。
- (2) 下條は、安龍福が「松島は于山島だ。これもまた我が朝鮮の領土だ」と供述した于山島を竹嶼としている。
- (3) 下條は、安龍福が「松島は于山島だ。これもまた我が朝鮮の領土だ」としたのは、『新增東国輿地勝覧』の于山島に由来するとした。
- (4) 下條は、安龍福が日本に持参した地図の于山島も『新增東国輿地勝覧』の于山島に由来するという。
- (5) だが下條は、『新增東国輿地勝覧』の于山島は、鬱陵島だとしている。下條がいう于山島とは竹嶼なのか、鬱陵島なのか、その実態は模糊としている。

この五点は、決して牽強付会の説などではない。柳美林氏としては、『東国文献備考』の分註が改竄されていた事実を指摘され、それに対する反証ができないため、論鋒を変えたのである。それも柳美林氏の論理は、個々の文献に登場する于山島は、独島（竹島）ではないとした拙稿の見解を恣意的に繋ぎ、それがあたかも矛盾しているかのように裝って、「鬱陵島=于山島=松島」説は成立しないとしただけである。

柳美林氏がその論拠として挙げたのは、(1) 朴錫昌が『鬱陵島図形』で「所謂于山島」と表記した于山島。(2) 安龍福が「日本の所謂松島」と供述した于山島。(3) 安龍福が日本に持参した地図に描かれていたとする于山島。(4) それに『新增東国輿地勝覧』の中の于山島である。

これを見ると、確かに于山島という点では共通項がある。だがその(1)から(4)の于山島は、鬱陵島の別称や鬱陵島の傍近にある竹嶼を指していて、松島（独島）ではなかった。その関係のない于山島を繋いで、「鬱陵島=于山島=松島」説は成立しないとするのは、「舟に刻みて剣を求む」の類である。柳美林氏の論理は、剣はここから揚子江に落ちたとして、舟に「于山島は独島である」と刻み、その刻印を目印に、『鬱陵島図形』や『新增東国輿地勝覧』、『安龍福が持参した地図』の中の于山島を独島とするのと同じである。

だがその前に、柳美林氏がすべきことは、舟から揚子江に剣が落ちた場所（『東国文献備考』の分註）を特定することで、「于山島は独島である」とする前提で文献や古地図を解釈することではない。

事実、拙稿では『鬱陵島図形』の「所謂于山島」を現在の竹嶼とし、安龍福が「松島は即ち于山島だ。これもまた我が國の土である」と供述した于山島を竹嶼とした。それに『新增東国輿地勝覧』の于山島が、鬱陵島であった事実についても、縷々述べた通りである。それは個々の文献にあたり、文献批判をして得た結論である。

それを于山島という共通項だけを結び、「鬱陵島=于山島=松島」説は成立しないとするのは、「舟に刻みて剣を求む」の類である。

ここで確認しておきたいことは、まず(1)の朴錫昌の『鬱陵島図形』に描かれた「所謂于山島」には、「海長竹田」の注記があることである。この「海長竹」は鬱陵島の東<sup>2</sup>kmにある竹嶼

には自生するが、岩礁の竹島（独島）には叢生していない。従って『鬱陵島図形』に描かれた「所謂于山島」の于山島は、独島（竹島）ではないのである。

それに柳美林氏は、「朴錫昌の地図（1711）と安龍福の于山島云々（1696）は、時期的に因果関係がない」との理由で、その証拠能力を否定しようとしている。だが朴錫昌は搜討使として鬱陵島に派遣され、その目的は鬱陵島踏査にあった。その復命のために作成された『鬱陵島図形』の中で、于山島だけが「所謂于山島」と注記されたのは、于山島の存在が意識されていた証左である。

さらに柳美林氏は、その（2）で、安龍福は「二度にわたり、鬱陵島から独島を経て日本に渡った安龍福が独島を知らなかつたということはない」と反論した。これは拙稿で、「安龍福は実際の竹島（独島）を知らなかつた」としたことに対する柳美林氏の批判である。

だが柳美林氏は、その論拠を示しておらず、反証もできていない。柳美林氏は、安龍福が日本海を渡ったので、竹島を見ていたはずだと、憶測しただけのことである。歴史的事実として、安龍福が日本に渡ったのは、越境侵犯の証拠として朴於屯と共に米子に連れ去られた元禄六年（1693年）が、最初である。その際、朴於屯は船酔いが酷く船倉で横になっていたが、安龍福だけが「一夜を経て、翌日の晩食後、一島の海中に在るを見る。竹島（鬱陵島）に比して頗る大」きな島を「見た」と供述している。この島には、朝鮮政府も関心があったようで、朴於屯に確認すると、朴於屯は「此島（鬱陵島）の前後、更に他島なし」と証言している。この安龍福が見た「頗る大」きな島は、竹島（独島）ではない。竹島（独島）は、鬱陵島よりも頗る小さな岩礁だからである。

この時、安龍福が「頗る大」きな島に関心を持ったのには理由がある。鬱陵島で漁撈活動をしていた際、安龍福は、鬱陵島の「北東に当り大きなる嶋これあり」として、その島を「漸く二度」目撃し、鬱陵島からの距離を「おおかた一日」と目測していた。安龍福によると、その島を知る者は「于山島」と称したという。

その安龍福が、鬱陵島を出帆して、「頗る大」きな島を見たのは、「一夜を経て、翌日の晩食後」であった。安龍福は鬱陵島から「おおかた一日」と目測した地点で、頗る大きな島嶼を目撃したことから、その島を于山島としたのであろう。だが安龍福が鬱陵島で「漸く二度」目撃したとする于山島は、現在の竹島（独島）ではない。

安龍福が鬱陵島に渡っていた頃は、最も海霧が発生する時期であった。鬱陵島の海霧発生日数については、東北アジア歴史財団編の『独島！鬱陵島からは見える』でも、安龍福が鬱陵島で漁撈活動をしていた5月（陽暦）は、海霧が発生した日が28日あったとしている。安龍福が海辺で漁撈活動をしていた時期の鬱陵島は、ほぼ毎日、海霧で覆われていたことになる。その安龍福が、鬱陵島の東側で「漸く二度見た」とする于山島は、鬱陵島の北東に位置していた。その方角にある島は、現在の竹嶼である。

安龍福の一件で、鬱陵島に関心を持った朝鮮政府に対して、搜討使の朴錫昌が復命した『鬱陵島図形』で「所謂于山島」と注記されていたのは、于山島には関心があったからである。その于山島には「海長竹田」があつて、現在の竹嶼のことであった。

だが元禄九年（1696年）、鳥取藩に密航した安龍福は、帰還後の取調に対して、次のように供述していたのである（注11）。

鬱陵島で日本の漁民に遭遇し、「鬱陵島は朝鮮の領土だ」というと、倭人は「もともと松島

(当時の竹島の呼称)に住んでいて、たまたま漁採で来たが、今ちょうど本所(松島)に往こうとしているところだ」と答えた。そこで安龍福は「松島は即ち子山島だ。これも我が國の領土である。お前ら、どうしてそこに住めるのか」と叱責したという。その翌晩、安龍福は舟を曳いて子山島に入った。倭人たちはちょうど大釜を並べ、魚膏を煮ているところだったので、安龍福はそれを撞き破り、大声で叱りつけると、倭人は大釜等をまとめて逃げ帰った。そこで安龍福は、倭人を追いかけたが、途中、大風に遭って隠岐島に漂着した。

だがこの時、安龍福は「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と墨書した旗を準備し、青帖裏、黒衣笠、皮鞋等を所持していた。安龍福は供述のように、偶発的に隠岐島に来たのではなく、計画的な密航であった。

その安龍福が認識していた于山島は、安龍福の証言からその于山島像を窺い知ることができる。安龍福のいう于山島は、鬱陵島の北東に位置して、鬱陵島からは大方一日の距離にあった。その大きさは鬱陵島よりも頗る大きく、人が住み、倭人らが大釜で魚膏を煮ていた。その于山島には舟を曳いて、入島することができた。

安龍福が語った于山島は、実際の竹島(独島)の姿とは全く違っている。竹島は鬱陵島の北東ではなく、南東に位置し、鬱陵島よりも頗る小さな岩礁である。そのため竹島には、舟を曳いて上陸できる場所はない。その狭い場所で、どうやって大釜を並べて、魚膏を煮るのだろうか。拙稿で、安龍福は竹島を知らなかつたとする理由は、ここにある。柳美林氏は、安龍福の供述には「若干の虚偽」があるとしているが、偽証したという事実以外は、十中八九が虚言である。安龍福が「鬱陵子山両島監税」と称したのも、その一つである。

柳美林氏はその「鬱陵子山両島監税」について、拙稿で「安龍福が『鬱陵子山両島監税』と称したのは、于山島には人が住めると見ていた」としたことに対して、次のような意味不明の反論をしている。

「これは下條が、于山島には人が住めば税金を賦課することができると見ているからだ。だが税金を賦課できる島は有人島なのか」(39 頁)

では無人島の場合は、誰に課税するのだろうか。だが安龍福は、于山島には倭人が居住しているとみていた。それが鳥取藩に密航した際、「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と墨書した旗を艤に立て、「鬱陵子山両島監税」と僭称した理由である。

これらはいずれも于山島の実態を知らない安龍福が、于山島は松島(現在の竹島)と思い込んでいたということである。その根拠は、安龍福が持参した「朝鮮八道之図」にある。そこには鬱陵島の傍らに于山島が描かれているからである。

だがその「朝鮮八道之図」に描かれた于山島は、竹島(独島)ではない。朴錫昌の『鬱陵島図形』によって、「所謂于山島」と表記される以前の于山島は、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覽』に由来する于山島で、その于山島は鬱陵島であった。柳美林氏が下條の奉強付会の説とした(3)と(4)の于山島が、『世宗実録』「地理志」や『新增東国輿地勝覽』に由来する事実については、すでに明らかにした。

柳美林氏は、下條の奉強付会の説とする(5)で、「下條は、『新增東国輿地勝覽』の于山島は、鬱陵島だとしている。下條がいう于山島とは竹嶼なのか、鬱陵島なのか、その実態は模糊とし

ている」と批判するが、朝鮮半島では、その時々によって于山島に対する解釈が違っていた。

『世宗実録』『地理志』や『新增東国輿地勝覧』に記された于山島は、『太宗実録』の于山島に由来し、その所在が明確ではなかった。その于山島は『高麗史』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』でも、鬱陵島との区別がついていなかった。

だが于山島の名称は、古地図や文献に留められ、後世に伝えられていった。安龍福が鬱陵島で漁撈活動をしていた際には、鬱陵島の東北にあるとされていた。その安龍福が鬱陵島で日本の大谷家の船頭等によって日本に連れ去られ、鬱陵島を巡っての帰属が問題になると、朝鮮では鬱陵島に搜討使を派遣して「鬱陵島図形」を描かせている。そこに描かれている于山島は、現在の竹嶼である。

朝鮮時代の文献と古地図に登場する于山島は、鬱陵島と竹嶼を指していた。その于山島を松島と証言したのが安龍福である。だが安龍福が松島（現在の竹島）とした于山島は、鬱陵島の東北にあり、鬱陵島よりも頗る大きな島であった。この于山島が竹島ではないこととは、明らかである。

柳美林氏は、下條は「地図上の于山島と文献上の于山島の不一致を強調」して、「史料を無理に結びつけ解釈」する牽強付会の説を掲げたとしているが、それは柳美林氏が文献批判を怠ったからである。

『新增東国輿地勝覧』の分註を見ると、そこには「一説、于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同島とした記述がある。これは『新增東国輿地勝覧』が編纂された段階では、于山島と鬱陵島の区別ができなかつたことを示している。

それは同時代に編纂された『高麗史』『地理志』を見れば明らかなはずである。その本文では「鬱陵島」のみを挙げて、分註では「一云、于山武陵本二島相距不遠」として、『新增東国輿地勝覧』とは逆に、于山島と武陵島を別々の二島としていた。

さらに『新增東国輿地勝覧』に収載された「八道総図」と「江原道図」を確認すると、その于山島は、鬱陵島と朝鮮半島の間に鬱陵島の三分の二ほどの大きさで描かれている。このような島は存在しない。その実在しない島が、于山島として「八道総図」と「江原道図」に描かれたのは、『新增東国輿地勝覧』の本文では「于山島 郁陵島」と併記され、分註では「一説、于山鬱陵本一島」としているように、于山島の所在が明確でなかつたからである。

その『世宗実録』『地理志』と『新增東国輿地勝覧』の于山島は、後世、韓百謙の『東国地理誌』では鬱陵島のこととされ、李孟休の『春官志』でも于山島と鬱陵島を同島異名としていた。さらに時代が下って、『輿地図書』と金正浩の『大東地志』では于山島そのものが削除されている。

それを柳美林氏は「鬱陵島=于山島=松島」説は成立するのか、と反問しているが、それは「舟に刻みて剣を求む」の類である。

安龍福の密航と虚偽の証言以来、朴錫昌の『鬱陵島図形』で竹嶼に「所謂于山島」と付記がなされると、以後、竹嶼は于山島となった。だがいずれの于山島も、竹島（独島）ではなかつた。それは個々の文献にあたり、文献批判を経て得た結論である。

拙稿を批判した柳美林氏は、拙稿で明らかにした事実を無視して、「鬱陵島=于山島=松島」説は成立するのかと反問し、それを下條批判の論拠とした。だが韓国側が竹島の領有の根拠として挙げた文献には、竹島が歴史的に韓国領であったことを証明できるものはなかつた。韓国側には、竹島の領有権を主張できる歴史的権原がないのである。

そこに登場する于山島は、どれも竹島（独島）ではなかったからである。従って、「鬱陵島＝于山島＝松島」説は成立するのかといった設問自体、意味がないのである。

それは文献批判を等閑にした柳美林氏の下條批判は、「于山島は独島である」とする前提で文献を読み、自ら「牽強付会の説」を唱えて、自家撞着を犯していたからである。

だが柳美林氏は、下條批判をしたことで、逆に于山島が独島でなかった事実を反証してしまったのである。下條批判をした柳美林氏には、感謝しなければならない。

- 注 1. 『大東地志』卷十六、「蔚珍縣条」に「鬱陵島〔分註〕在本縣正東海中(中略)、自本縣天晴而登高望見則如雲氣」(本縣より天晴れて高きに登りて望み見れば、雲氣の如し)とある。この金正浩の『大東地志』(「蔚珍縣条」)は『新增東國輿地勝覽』「蔚珍縣条」の「二島在縣正東海中。三峯岌嶤撐空、南峯稍卑。風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見。風便則二日可到。一說于山、鬱陵本一島。地方百里」を底本としている。
- 注 2. 池内敏『竹島 - もう一つの日韓関係史』(中央公論新社、2016年)、14頁
- 注 3. 許穆『記言』卷二十八、「東界」に、「于山鬱陵一島、望めば三峯岌業とし、海晴なれば則ち山木見るべく、山下の白沙甚だ遠し」とある。
- 注 4. 『肅宗実録』肅宗二十年八月己酉条で、領議政の南九萬が『新增東國輿地勝覽』を「本島峰巒樹木自陸地歷歷望見」と読み、「鬱陵島の樹木が陸地（蔚珍県）から歴歴と望み見える」と解釈している。
- 注 5. 『文宗実録』文宗元年（1450年）十一月丙辰条に「請以三縣三里、合為一縣、号称熊川」とある。『新增東國輿地勝覽』「熊川縣」条に「文宗朝改今名置縣監」とある。
- 注 6. 池内敏氏の主張は、「東北亞歴史ネット」(「独島、鬱陵島からは見える」)所収、「『鬱陵島から独島が見える』ことの歴史的意味」の「II. 郁陵島と独島の可視距離圏を否定した日本側の理屈と理由」に引用された金柄烈氏の論理と重なる。
- 注 7. 竹島問題研究会編「竹島問題に関する調査研究」最終報告書(資料編)」『竹島紀事』(平成19年3月)、41頁
- 注 8. 鄭尚驥の『東国地図』を継承し、鬱陵島の右上に于山島を描く。ただしこの于山島は、現在の竹嶼である。
- 注 9. 韓国精神文化研究院編『頤斎亂稿第三冊』(韓国学資料叢書三) 卷十六、「英祖四十六年（1770年）十二月八日条」、481頁
- 注 10. 宋炳基『鬱陵島と独島』(檀国大学校出版部東洋学研究所研究叢書3、1999年)、129頁
- 注 11. 『肅宗実録』肅宗二十二年九月戊寅条。



## 第4期島根県竹島問題研究会設置要綱

### (設置)

第1条 竹島問題に関する客観的な研究を深め、国民世論啓発に資するため、第4期島根県竹島問題研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 研究会は、次に掲げる研究活動を行う。

- 一 竹島問題に関する客観的な研究
- 二 竹島学習の推進のための検討
- 三 研究成果のとりまとめと県内外への発信
- 四 竹島問題啓発資料の作成
- 五 その他研究会が必要と認める活動

### (研究委員)

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

### (組織)

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は研究会を総理する。
- 3 研究会の会議は、座長が招集し、議長となる。
- 4 研究会に座長を補佐するため、副座長を置く。副座長は、座長が指名する。

### (分科会)

第5条 研究会に専門の事項を調査検討するための分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置及び調査検討事項は、座長が会議に諮って定める。
- 3 分科会は、座長が指定する委員及び必要に応じ知事が委嘱する専門委員をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、座長の指名により定める。
- 5 分科会は、分科会長が招集し、これを主宰する。
- 6 分科会は、座長から付託された事項を調査検討し、その結果を研究会に報告する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(運営)

第7条 研究会の運営は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別 表

H29. 5. 24～

	石橋 智紀	民間研究者（江津市）
	伊藤由実子	島根県教育センター 指導主事
	内田 文恵	松江市歴史まちづくり部資料編纂課 主任編纂官
(副座長)	佐々木 茂	松徳学院高等学校 教諭
(座 長)	下條 正男	拓殖大学国際学部 教授
	曾田 和彦	大田市立第二中学校 教頭
	塚本 孝	東海大学法学部 教授
	永島 広紀	九州大学韓国研究センター 教授・副センター長
	中野 徹也	関西大学法学部 教授
	原田 環	県立広島大学 名誉教授
	藤井 賢二	日本安全保障戦略研究所 研究員
	升田 優	島根県竹島問題研究顧問
	山崎 佳子	民間会社 社員
	吉田 貴弘	海士町立福井小学校 校長

H30. 9. 1～

船杉 力修	島根大学法文学部 准教授
-------	--------------

第4期  
「竹島問題に関する調査研究」  
中間報告書

平成31年3月 第1刷発行

第4期竹島問題研究会 編  
島根県総務部総務課 発行



# INTERIM REPORT OF THE RESEARCH STUDY ON THE TAKESHIMA ISSUE (Fourth Period)

## *Contents*

Introduction .....	Masao SHIMOJO: 1
Meeting Schedule .....	7
<b>Research</b>	
Report on Research in the Dozen region of the Oki Islands Regarding the Takeshima .....	Yoshiko YAMASAKI ,Takashi SUGIHARA (Support): 9
Maps as Evidence in Territorial Disputes .....	Tetsuya NAKANO: 71
Report on Research Conducted by Okinoshima Town: Records of Interviews Conducted after the Issuance of the Final Report on the Research and Study on the Takeshima Issue (Third Period) .....	Atsuo YOSHIDA: 85
Counter Argument Made by the Study Group on the Takeshima Issue in Response to the Criticism filed by the Gyeongsang Province's Study Group on Dokdo-Related Documents of a Supplement Attached to the Final Report (Third Period) Released by the Study Group on the Takeshima Issue; the Second Criticism by the Gyeongsang Province's Study Group of "100 Questions and 100 Answers Concerning the Takeshima Issue" Released by the Shimane Study Group .....	
Kenji FUJII and Masao SHIMOJO: 89	
Bylaw for the Study Group on the Takeshima Issue (Fourth Period) .....	133

---

Edited by  
The Study Group on the Takeshima Issue (Fourth Period), Shimane Prefecture

Published by  
General Affairs Division, Department of General Affairs, Shimane Prefectural Government  
Japan

March 2019